

第 119 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 56 回 残留農薬部会 (CCPR) 議題
4-(2)	第 56 回 残留農薬部会 (CCPR) 概要
5-(1)	第 23 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 議題
5-(2)	第 23 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要
6-(1)	第 8 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 議題
6-(2)	第 8 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要
7-(1)	第 48 回 総会 (CAC) 仮議題
7-(2)	第 48 回 総会 (CAC) 主な検討議題
8-(1)	第 55 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題
8-(2)	第 55 回 食品衛生部会 (CCFH) 主な検討議題

第 119 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 7 年 10 月 28 日（火）

13:00 ～ 16:30

場所：AP 虎ノ門 A ルーム

（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第56回 残留農薬部会（CCPR）
- ・ 第23回 アジア地域調整部会（CCASIA）
- ・ 第 8 回 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

② 今後の活動について

- ・ 第48回 総会（CAC）
- ・ 第55回 食品衛生部会（CCFH）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

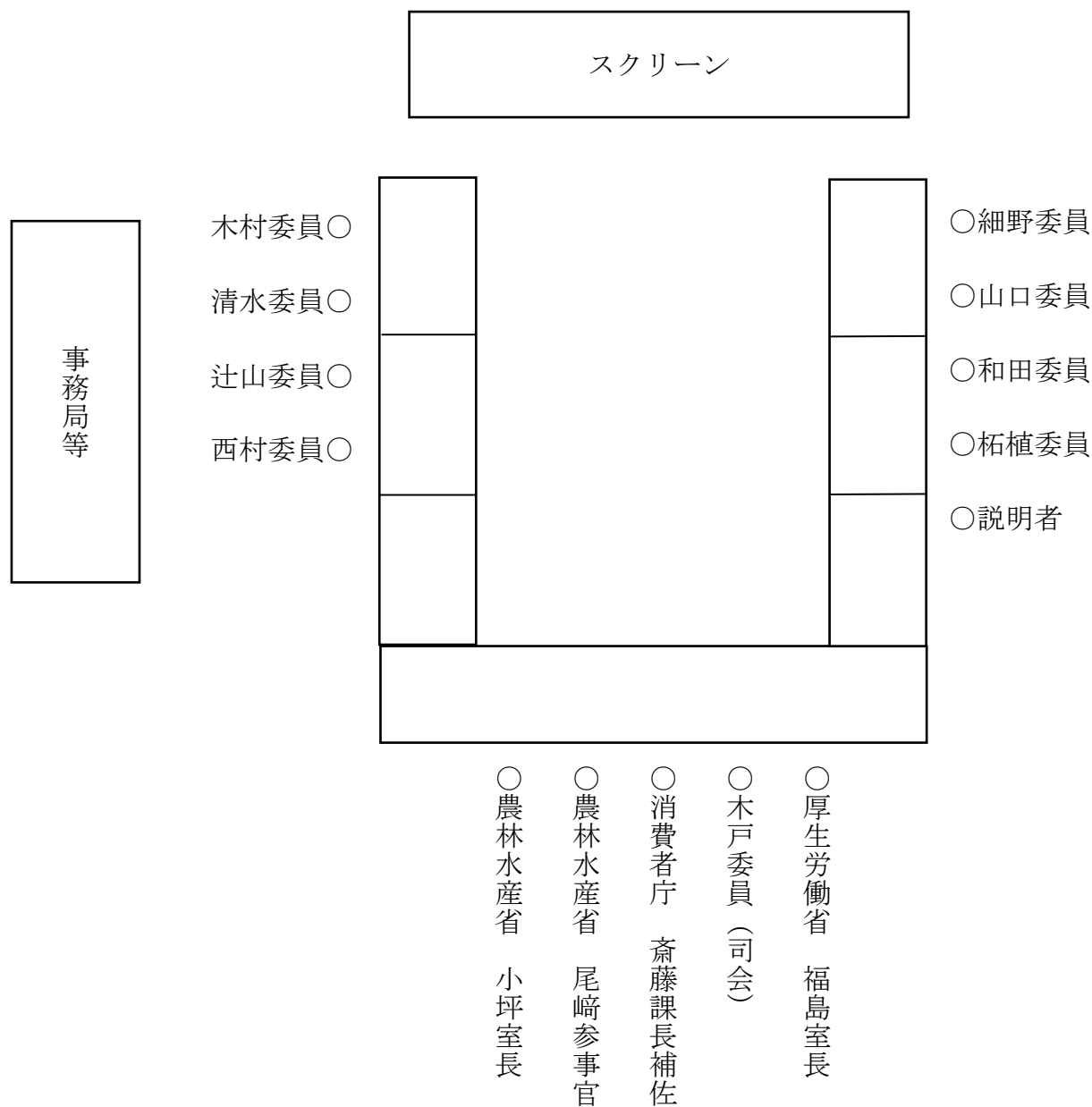
令和 7 年 8 月 4 日現在

(敬称略 50 音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たまよ たま代	主婦連合会 常任幹事
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 特任教授
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら 西村	りょう 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活 委員会 委員
ほそ 細野	ひでかず 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 119 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 7 年 10 月 28 日（火）13:00～16:30
AP 虎ノ門 A ルーム



ウェブ参加委員	
○穂山委員	○鶴身委員
○廣田委員	○樋渡委員
○森田委員	

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 56 回残留農薬部会 (CCPR)

日時：2025 年 9 月 8 日 (月) ～9 月 13 日 (土)

場 所：サンディアゴ (チリ)

議題

1	仮議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4	CCMAS 第 43 回会合における保留事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2024 年 JMPR における一般的検討事項の報告
5(b)	CCPR で生じた特定の懸案に対する 2024 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
6.2	乳及び乳脂肪のコーデックス農薬最大残留基準値 (CXL)
6.3	オクラに対する MRL
7	長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定 (ステップ 7)
8.1	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
8.2	各国の農薬登録の情報
9	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
10	CCPR と JMPR の手続強化
11	CCPR と CCRVDF における作業の調整：農薬と動物用医薬品の両方として使用される物質に関する CCPR と CCRVDF の合同ワーキンググループ 作業の状況
12	その他の事項
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 56 回残留農薬部会 (CCPR) 報告書

日時：2025年9月8日（月）～9月13日（土）

場所：サンティアゴ（チリ）

出席者：農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬国際審査官
消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬調整官
消費者庁消費者安全課国際食品室主査
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第一室長

寺脇 万貴
山内由紀枝
酒井紀久子
渡邊 敬浩

議題 1 仮議題の採択

インドが、仮議題 7 に関して、会期内作業部会を開催することを提案し、承認された。また会期内作業部会の開催及び議論の内容を踏まえ、仮議題 6 以降の議題の順番を、仮議題10、仮議題11、仮議題 9、仮議題8.1、仮議題8.2そして仮議題 7 とすることが提案された。

以上を踏まえて仮議題が採択された。

議題 2 報告者の選任

今次会合の報告者に、YAU Ho-pan Michael氏（中国）、Sara McGrath氏（米国）及び Julian Cudmore氏（英国）が選任された。

議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

情報提供を目的として、コーデックス事務局から、以下について報告があった。

①コーデックス文書の使用と影響のモニタリングに関する調査

2024年の調査結果がまもなくとりまとめられることその他、2025年の調査では、加盟国に対してコーデックスMRL（CXL）の利用について調査を行う旨報告された。2025年調査への積極的な回答について呼びかけがなされた。

②改訂版「食品及び飼料のコーデックス分類」の公表

前回会合においてEUより確認が求められた改訂版「食品及び飼料のコーデックス分類」（CXA 4-1989）¹の公表状況に関連して、コーデックスのウェブページにて公表されたことが報告された。

今後、コーデックスMRL（CXL）が設定された全ての品目について本文書に従い再分類を行い、食品中農薬残留物のコーデックスオンラインデータベースを更新すると説明があり、作業に当たって生じた課題についてはCCPRに対して検討を付託するとのことであった。データベースへの技術提供及び更新の協力を行ってきたオーストラリア及びカナダに対し、謝意が示された。

また、本文書の分類カテゴリーを「その他（CXA）」から「ガイドライン（CXG）」に変

¹ CXA 4-1989は2006年来複数のパートに分割して修正・議論されてきたが、2023年に開催された第46回コーデックス総会（CAC）において、全ての分割部分が採択された。

更するべく検討している旨の発言があった。

③コーデックス手続マニュアル第4.8章（CCPRによるリスクアナリシス原則）における文言の不整合及び廃止内容の見直し

コーデックス一般原則部会（CCGP）から、コーデックス手続マニュアルにおける文言の不整合や廃止された内容についての提案が募集され、そのうちCCPRに対しては第4.8章（CCPRによるリスクアナリシス原則）について提出された意見の検討が依頼された。コーデックス事務局により示された議場配付文書（CRD）に従い、MRL設定のためのデータ要求期限の明記等について検討された。その他、FAO JMPR事務局から、現在のJMPRによる取組が反映されるよう、農薬残留物の環境動態に関する記述の修正が提案されていたが、実質的な修正にあたるとしてブラジル等南米の国を中心に反対意見が出され、更なる検討に時間を要する事項として合意した。タイからは許容一日摂取量（ADI）の定義の不整合が指摘され、コーデックス事務局は指摘を受け入れ修正するとした。

④食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）における脂肪の定義の修正

第53回会合（2022年）の勧告に基づき、第45回CAC（2022年）において農薬及び動物用医薬品の残留物に関し、動物由来の食用組織（脂肪を含む）の定義を調和させるための技術的な修正が採択された。この採択により、CCPRとコーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）との間での「脂肪」の定義は整合した。しかし、CCPRにおける「脂肪」の記載にいくつかの誤り（欠落）があったため、第45回CAC（2022年）における採択内容との整合を図る必要があることが説明された。討議文書に示された修正案を、採択のために本年開催予定の第48回CACに送付することに合意した。

議題4 (a) FAO/WHOからの関心事項

FAO代表により、2023年におけるFAO/WHO合同農薬管理合同会議（JMPM）やFAO/WHO合同農薬規格専門家会合（JMPS）の活動のほか、FAOの「食品安全フォーサイト・プログラム」の下でアグリフード（農畜産品）の生産における環境阻害剤（environmental inhibitors）の使用による食品安全への影響を扱った報告書が公表されたことや、その他開催されたワークショップ等に関して報告がなされ、加盟国及びオブザーバーに対し、FAOやWHOの活動に積極的に関与し貢献することが推奨された。なお、FAOが公表した報告書「アグリフードシステムにおける環境阻害剤使用の食品安全への影響」において、環境阻害剤は、生産効率を改善し、温室効果ガス排出や窒素損失といった環境への影響を低減する等、持続可能な利益をもたらす反面、特に調和されたMRLや明確な定義、十分な安全データがない場合には、食品中に意図せず存在することで健康リスクが生じ、貿易が混乱する可能性に留意する必要があると述べられている。環境阻害剤のリスク管理を推進しようとしているニュージーランドは、FAOの取組への支援を表明した。

WHO代表により、飼料中の化学汚染物質の評価の進展及び課題の検討を目的に開催された「飼料リスク評価-化学物質の安全性に関する国際ワークショップ」（2025年3月。開催国：オランダ）に関し、国際的な枠組みには依然としてギャップがあり、毒性データが不足している旨が指摘された。これに対してFAO代表は、2025年10月に開催される飼料規制当局を対象としたグローバルフォーラムにおいて、飼料のリスク評価に関するマニュアルが公表される予定であると補足した。その他、WHO代表からは、2025年6月にシンガポールで開催された「食品安全のための新規アプローチ方法（New Approach Methodologies：NAMs）」に関するワークショップに関する報告があった。

議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項

FAOと国際原子力機関（IAEA）の共同プログラムであるFAO/IAEA合同食品・農業核技術センターの活動のうち、CCPRの作業に関連するものとして、途上国における農薬の残留物分析に関する能力開発について報告された。

議題 5 (a) 2024年JMPRにおける一般的検討事項の報告

2024年に開催されたJMPRの報告書のうち、一般的検討事項についてJMPR事務局より紹介された。主要な内容は以下のとおり報告され議論されたが、それに先立ち、CCPR開催時期の延期にもつながったJMPR報告書の公表時期の遅れについて、WHO JMPR事務局は、ばく露量推定に関してJMPR内の議論が混乱し、意見の相違が解消されなかったことに原因があることを説明し、陳謝した。また、今後このようなことがなくJMPRによる評価が遅滞なく進むように、FAOとWHOが協働してガバナンス強化に取り組んでいることが紹介された。

（1）JMPRにおいて推定される長期ばく露量のGECDEへの移行

前回の第55回会合（2024年）において、GECDE（the global estimate of chronic dietary exposure）の方法論（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）において、動物用医薬品の長期ばく露量推定に使用）のJMPRでの適用について、影響を受けやすいサブグループを考慮したより現実的なばく露量の推定、JECFAとJMPRとの評価方法の調和への取組、また食品消費量の平均値を用いた推定値であるGECDE-meanについては概ね支持がなされていたが、移行理由や両推定値の保守性、計算方法の詳細が明らかでないこと、また、既存のCXLへの影響に対する懸念等から、JMPRに対して、今次会合での情報提供を求めている。

今次会合において、JMPRでの農薬残留物の長期ばく露量推定にもGECDEの方法論を適用することについて、WHO JMPR事務局から改めて説明があった。他方、FAOパネルは、2024年JMPR報告書内において「GECDE-highの推定方法は現行のIEDI（international estimated of daily intake）と比較して過大な長期ばく露量の算出に繋がり、食事を通じた長期リスクの推定値としては非現実的である。また、方法論の詳細やデータソース等について詳細な情報が必要である」として反対意見を表明した。

FAO JMPR事務局は、このような対立する意見の表明に関して、「よく議論したが、評価者の立場が異なることによる意見の相違であり、次のJMPRの前に相違を解消すべき事案」と補足した。

これに対し、我が国からは、CRDを提出し懸念を表明したほか、チリ、コロンビア、イギリス、ドイツ、中国、インド、オーストラリア、米国の他、農薬製造事業者団体等、多数の国やオブザーバーからCRDの提出や議場での発言があり、多くはIEDIからGECDEへの移行に否定的な内容であった²。

² 各国からの意見概要

- ・ JMPRで実施する評価方法の変更に関する透明性の確保
- ・ IEDIを推定する方法からGECDEを推定する方法への移行理由の明確化
- ・ GECDEモデルには46か国分の食品消費量データしか使用されておらず、全世界における農薬残留物へのばく露量を十分に反映していない

また、米国からは、タイムラインを明示した移行に係る段階的なアプローチが提案され、JMPR事務局も案に賛同したものの、同時に提案された電子的作業部会（EWG）を設置しての検討については、合意は得られなかった。

WHO JMPR事務局は、各国の意見に基づき議論の継続が必要であることに合意したほか、今後も従来と変わらずIEDIの推定を続けるとともに、リスク管理者としてのCCPRが検討し選択ができるように、GECDE-mean及びGECDE-highの推定も行い、3つの推定値に対して意見は述べず、等価として提供すると説明した。

CCPRは、JMPR事務局に対し、各国から示された意見や懸念等に対して引き続き回答を求めることとした。またJMPR事務局の将来の作業計画案をCCPRに伝えるために、CCPRとJMPR間の情報交換の促進が提案されたが、米国がその方法について回答を求めたのに対して、コーデックス事務局はウェビナーやオンライン会合の開催への言及に加え、正式には来年度開催予定の第57回会合に提示されることとした。

（2）トマトやピーマンのCXLs設定を受けたナスへの外挿によるCXLs設定の検討

第55回会合（2024年）において、オブザーバー機関であるthe Global Pulse Confederation（GPC）によって試行されたマイナー作物であるナスへのMRL外挿の方法論についてJMPRに対して評価を求めることとされ、JMPRで検討された結果が報告された。

オブザーバーであるGPCが行った外挿は、将来的なMRL案導出の効率化に役立つとされ謝意が示されたものの、採用された方法論の一部は既に更新されており、JMPRによる計算の結果と一致しなかったことが説明された。さらに、今回のような外挿によるMRL設定の検討であっても、その結果の評価に相応の労力と時間を要するため、優先度を十分に検討したうえでJMPRに諮問されるべきことに加え、リスクアナリシス原則にもあるとおり、CCPRに対するMRL案の勧告はJMPRによってのみ行われるべきことへの注意が促された。

（3）dithiocarbamates系農薬の定期的再評価の計画

WHO JMPR事務局は、dithiocarbamates系農薬（mancozeb、metiram、propineb、ziram、thiram）は、複数の代謝物・分解物を共有するため、提出されるデータ量が多く評価が複雑になることが予想されることから、再評価は3段階に分けて実施すると報告した。また各段階で実施される毒性分野の再評価作業量は約2～5農薬に相当すると見込まれている。これに対してFAO JMPR事務局からは、総残留物分析法を用いることから、FAOパネルによる評価は、WHOコア評価グループによる3段階目の評価と同時あるいはその直後に行われる予定であると説明された。

①mancozeb、metiram、共通代謝物ethylenethiourea（ETU）

②propineb、代謝物propylenethiourea（PTU）

③ziram、thiram、残留評価

（4）JMPRのリソースの効率化

JMPR事務局は、JMPRでの評価に当たってリスクアナリシス原則に従った完全で高品質なデータ集（ドシエ）の提出を求めているが、chlorpyrifos(17)、acynonapyr(333)、cyclobutrifluram(339)等、近年評価予定とされた農薬のいくつかについては、残留データや毒性データが欠落していることを指摘した（議題6.1関連）。また、新しい事案として、

-
- ・ GECDEを算出するための方法の詳細、モデルや使用されたデータソースが不明確
 - ・ IEDIとGECDEの両推定方法における保守性の程度の違い
 - ・ 既存CXLへの影響評価が不十分

検出可能な残留物を生じない極めて限定的な農薬の使用方法に基づくドシエが提出され、評価が複雑化したことも報告された。さらに、初回の評価に続けて、その後に適用拡大等を目的とした大規模なドシエが提出されることも多く、そのことによって残留物の定義の再検討が必要になるなど、JMPRのキャパシティに対する大きな負担となっていることへの言及があった。これらのことを踏まえ、JMPR事務局は今後、JMPRのデータ募集要項（食品及び飼料における農薬最大残留濃度の推定に使用される農薬残留物データの提出及び評価；FAO Plant Production Paper 225）に記載されている評価に必要なデータが全て提出されている農薬の評価の優先順位を上げ、また、代謝物が予想される場合には、複数の使用方法が含まれる農薬を優先的に評価すると説明した。

議題5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2024年JMPRの回答

前回第55回会合（2024年）においては、JMPRによる検討を要する特定の懸念が示されなかったことが確認された。

議題6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ7）及び原案（ステップ4）

過去の会合でステップを留められた MRL 案又は MRL 原案及び 2024 年 JMPR により新たに勧告された MRL 原案（CX/PR 25/56/5）等について、ステップ4又はステップ7で検討された。

今次会合において MRL 原案が検討された農薬は以下のとおりである。なお、今次会合においては、ステップ7（MRL 案）として保留されていた農薬（Metalaxyl(138)等）に関する議論はなかった。

農薬名	ステップ 5/8 ※1	CXL-D ※2	ステップ 7and4 ※3	MRL-W ※4
Chlormequat (15)	○	○		
Chlorpyrifos (17)				
Dimethoate (27) / Omethoate (55)			○	
Ethoxyquin (35)				
Fenthion (39)		○		
Folpet (41)	○	○		
Methyl Bromide (52)			○	
Parathion-Methyl (59)		○		
Piperonyl butoxide (62)				
Pyrethrins (63)				
Carbendazim (72)		○		
Dinocap (87)		○		
Chlorpyrifos-Methyl (90)		○		
Methamidophos (100)		○		
Maleic hydrazide (102)				
Phosmet (103)	○	○		○
Iprodione (111)				○

農薬名	ステップ 5/8 ※1	CXL-D ※2	ステップ 7and4 ※3	MRL-W ※4
Guazatine (114)			○	
Permethrin (120)				
Amitraz (122)		○		
Metalaxyl (138)			○	
Prochloraz (142)	○	○		
Bitertanol (144)		○		
Carbosulfan (145)				○
Lambda-cyhalothrin (146)				
Methoprene (147)	○	○		
Propiconazole (160)	○	○		○
Buprofezin (173)	○	○		
Hexythiazox (176)	○	○		
Etofenprox (184)	○	○		
Tebuconazole (189)	○			
Fenpyroximate (193)	○	○		○
Tebufenozide (196)	○	○		
Fipronil (202)	○	○		○
Spinosad (203)	○	○		
Novaluron (217)	○	○		
Azoxystrobin (229)	○	○		
Cyproconazole (239)	○	○		
Flubendiamide (242)	○	○		
Acetamiprid (246)	○			
Flutriafol (248)			○	
Cyantraniliprole (263)	○			
Flupyradifurone (285)	○	○		
Acibenzolar-S-methyl (288)	○	○		
Fosetyl Al (302)	○	○		
Fluazinam (306)				
Pydiflumetofen (309)	○	○		○
Tetraniliprole (324)	○	○		
Acynonapyr (333)				
Carfentrazone-ethyl (338)				
Cyclobutirfluram (339)	○			
Fenpropidin (340)	○			
Florpyrauxifen-benzyl (341)	○			
Fluoxapiprolin (342)	○			

※1：MRL 原案をステップ 6 と 7 を割愛して CAC の最終採択に諮ることとされた農薬

※2：コーデックス MRL (CXL) の廃止が提案された農薬

※3：MRL 案/原案がステップ 7 又は 4 に維持された農薬

※4：MRL 案/原案が取り下げられた農薬

いくつかの農薬については JMPR における評価状況が詳しく説明された。また、MRL 原案のほとんどについて、ステップ 5/8 で第 48 回 CAC (2025 年) の最終採択に諮ることが合意された。

特段の議論があった MRL 原案及び既存の CXL は以下のとおり。

Ethoxyquin (35)

CCPR 事務局は、提出された毒性データが不十分であったため、JMPR が定期的再評価を完了することができなかったことを説明した。

米国から、洋なしの CXL を即時廃止すると、CXL を採用している国々の貿易に影響を与える可能性があるとの意見があり、2019 年に米国で実施された評価の結果として健康への懸念は特定されていないことから、議題 8.1 で検討することが提案された。

CCPR は、JMPR による評価が可能になるまでの間、four-year rule³に基づき、全ての CXL を維持することに合意した。なお、第 54 回会合 (2023 年) において four-year rule に基づく CXL の維持に合意しており、検討できる時間としては実質的には 2 年となる。

Folpet (41)

EU 及びスイスは、バナナ、大麦等について、EU と残留物の定義が異なることや、EU がインポートトレランス要請に基づき、バナナの評価中であることを理由として、議論を進めることに留保を表明した。

ウルグアイから、CXL の即時廃止は国際貿易に重大な問題をもたらすとして懸念が示され、データ提出を待つ間、議題 8.1 で検討することが提案された。この提案はブラジル等により支持されるとともに、データスポンサーから、りんご、食用ぶどう、ばれいしょについて、追加データを提出する予定であることが説明されたが、その他の用途については、議題 8.1 での議論を踏まえ、検討対象にはならないことが確認された。

CCPR は、JMPR で評価されるまでの間、four-year rule に基づき、りんご、ぶどう、乾燥ぶどう (カラント、レーズン、サルタン)、ばれいしょの CXL を維持するほか、その他の MRL 原案については、ステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るとともに、関連する CXL を廃止することに合意した。

Piperonyl butoxide (62)

FAO JMPR 事務局は、第 55 回会合 (2024 年) において、作物残留試験の例数が不足しデータが限られているため、MRL 案を勧告することができないと説明するとともに、完全なデータパッケージが提出されることを CXL を維持する条件としていたことに言及した。

これに対し、データスポンサーがデータ提出を約束したことから、CCPR は、JMPR で評価されるまでの間 (2027 年再評価)、CXL を維持することに合意した。

Pyrethrins (63)

JMPR 事務局は、第 55 回会合 (2024 年) において、農薬の使用方法のうち残留物濃度が最大になる使用方法 (cGAP) に合致した作物残留試験が行われておらずデータが限られているため、MRL 案を勧告することができないがデータスポンサーに対してデータ提出期限の猶予を与えるために CXL を 1 年間維持することとされていたが、データスポンサーから

³ CXL を 4 年間に限って維持し、その間にデータが提出されれば JMPR での評価を行い、提出されない場合には CXL を廃止する。

追加データを受け取っていないことを説明した。

これに対し、オーストラリア（評価優先度リストを検討する EWG の議長国）から、データスポンサーがデータ提出を約束したとの情報提供がされたことから、CCPR は、JMPR で評価されるまでの間（2027 年再評価）、CXL を維持することに合意した。

Chlorpyrifos-methyl (90)

JMPR 事務局は、データが提出されなかったため、定期的再評価を完了することができなかったことを説明した。

チリから、健康への懸念がないことを指摘されたことを踏まえ、CCPR は「健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理のための EWG」への付託を検討した。本検討においては、設定された CXL が four-year rule の下で維持され、2024 年 JMPR による定期的再評価を待っていたこと、また残り 1 年の間にデータ提出される可能性があることへの留意が促された。以上を踏まえて、議題 8.1 で議論を行った。

その結果、本農薬について、過去に JMPR に対して健康への懸念を示すコンサーンフォームが提出されており、健康への懸念がないとは言えない状況であり、追加データの提出が必要であったが、データが提出されず定期的再評価が行えなかったことが確認されたため、全ての CXL を廃止し、コーデックスデータベースから当該農薬を削除することに合意した。

また、関連する農薬である Chlorpyrifos(17)についても、2024 年 JMPR での定期的再評価が予定されていたが、データが提出されなかったことから定期的再評価を完了することができなかった。このことについて EU は、不十分なドシエ提出を遺憾とし、JMPR リソースの効率的活用の観点から完全で高品質なドシエ提出の重要性を述べた。

CCPR は、既に CXL は廃止されていることから、コーデックスデータベースから当該農薬を削除することに合意した。

Maleic hydrazide (102)

JMPR 事務局は、提出された毒性データが不十分であったため、定期的再評価を完了することができず、MRL 案の勧告はないことを説明した。

これに対し、データスポンサーが 2026 年の JMPR における評価に向けて追加データを提出することを約束したため、CCPR は、JMPR で評価されるまでの間、four-year rule に基づき、全ての CXL を維持することに合意した。

Phosmet (103)

EU 及びスイスは、EU 域内における消費者への食事性ばく露量が急性参照用量（ARfD）を超過することを理由に、クランベリー及びばれいしょの MRL 原案の議論を先に進めることに留保を表明した。またタイ、シンガポール、オーストラリアは、JMPR によって確認された急性の健康リスクを理由として、ブルーベリーの MRL 原案の議論を先に進めることに反対した。

また、いくつかの加盟国から、JMPR へのデータ提出の時間を確保するために CXL を維持するよう要請があり、これに対し、オブザーバーである CropLife International (CLI) が、かんきつ類、綿実、仁果類、木の実については、毒性データと残留データの両方を提供することを約束した。

CCPR は、ブルーベリーの MRL 原案は取り下げること、かんきつ類、綿実、仁果類、木の実については、JMPR で再評価されるまでの間 four-year rule に基づき CXL を維持するこ

と、クランベリー及びばれいしょをステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るほか、関連する CXL を廃止することに合意した。

Prochloraz (142)

2023 年 JMPR では評価が完了しておらず、2024 年 JMPR で評価を継続することとされていた。

EU 及びスイスは、毒性学的懸念の閾値 (Toxicological Threshold of Concern: TTC) アプローチは主要な代謝物に適用すべきではないとされていることを理由として、アボカド等の MRL 原案の議論を先に進めることに留保を表明した。また、コロンビアは、JMPR より示された健康影響への懸念を理由に、アボカドの MRL 原案の議論を先に進めることを留保した。なお TTC アプローチの適用に関して示された EU の意見に関して FAO JMPR 事務局は、本農薬の特定代謝物への TTC アプローチ適用の理由を説明するとともに、報告書への情報掲載の可否を検討し更新すると述べた。

コスタリカやホンジュラス等から、バナナやパパイヤ、マンゴー等について JMPR へのデータ提出の時間を確保するために CXL を維持するよう要請があったが、議題 8.1 での議論を踏まえ、現時点において本農薬は、対象外であることが確認された。

CCPR は、データスポンサーを代表して CLI から、JMPR に提出する新しいデータはないことが確認されたことから、2024 年 JMPR により勧告された MRL 原案をステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮ることに合意した。

Buprofezin (173)

FAO JMPR 事務局は、代謝物に関する情報が不足していることから、残留物の定義について議論できず、コメに対する MRL 案を勧告できない旨説明した。

韓国は、本農薬には光分解性が示されているが、コメ栽培の後期に施用されることから、慣行栽培においては光分解されにくいことを指摘した。

CCPR は、ステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るほか、関連する CXL を廃止することに合意した。

Fenpyroximate (193)

EU 及びスイスは、りんご、きゅうり等の MRL 設定の議論を進めることについて留保を表明したほか、トマト、ミニトマトについては、EU において定期的再評価が進行中であることを理由として、懸念を表明した。

また、タイや中国は、2021 年 JMPR により特定された急性の食事性ばく露に関する懸念が確認されたことを理由として、可食臓器 (哺乳類)、さや付き豆、なすに対するグループ MRL 原案の議論を先に進めることに懸念を表明した。

CCPR は、りんごの MRL 原案をステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るとともに、関連する CXL を廃止すること、きゅうり、サマースクウォッシュ (サブグループ) の MRL 原案をステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るとともに、サマースクウォッシュの CXL を廃止すること、その他の MRL 原案については、ステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るとともに、関連する CXL を廃止することに合意した。

また、2017 年 JMPR の評価結果に基づき、核果類、メロン、なしの CXL を廃止すること、可食臓器 (哺乳類)、さや付き豆、なすのグループ MRL 原案を取り下げるほか、関連する CXL を廃止することに合意した。

Fipronil (202)

第 55 回会合（2024 年）において、CCPR は、JMPR で評価されるまでの間、four-year rule に基づき、既存の CXL と MRL 原案をステップ 4 で維持することに合意していた。

EU 及びスイスは、バナナ、大麦等の MRL 原案の議論を先に進めることに留保を表明し、タイは、バジルやマメ科作物について追加のデータ提出がなく、健康への影響が懸念されると指摘し、CXL の廃止を支持した。

CCPR は、ステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るほか、関連する CXL を廃止、ステップ 4 で提案されていた MRL 原案を取り下げること合意した。

Novaluron (217)

EU 及びスイスは、EU での評価に際して毒性データが不足しており、神経毒性や内分泌かく乱作用に関するデータギャップが特定されていることを理由として、鳥類の可食臓器グループ等を対象とする MRL 案の議論を先に進めることについて留保を表明した。

また、JMPR における毒性評価は 20 年以上前（2005 年）に実施されており、優先的に再評価すべき農薬であるとの指摘があった。

CCPR は、ステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るほか、関連する CXL を廃止することに合意した。

Acetamiprid (246)

EU から、EU 域内で実施された定期的再評価の結果を根拠として、全ての CXL 廃止を求めたコンサーンフォームが提出された。

Tetraniliplole (324)

EU 及びスイスは、鳥類の可食臓器グループ等を対象とする MRL 案の議論を先に進めることについて留保を表明した。EU での評価に際して毒性データが不足しているためであり、FAO JMPR 事務局は、TTC アプローチによる代謝物のばく露評価について検討すると回答した。

CCPR は、ステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮るほか、関連する CXL を廃止することに合意した。

Fluazinam (306)/Acynonapyr (333)

WHO JMPR 事務局は、ADI 及び ARfD を設定したが、残留に関する評価を行う時間がなかったことから、評価を継続すると説明した。

Carfentrazone-ethyl (338)

FAO JMPR 事務局は、データ不足のため残留物の定義に関して結論が出ず、更なるデータが必要であることを説明した。

Florpyrauxifen-benzyl (341)

EU 及びスイスは、EU における残留物の定義との不一致を理由に、可食臓器（哺乳類）グループを対象とする MRL 設定の議論を先に進めることについて留保を表明した。さらに、定量下限を超えた代謝物が確認されていることを指摘した。これに対し、FAO JMPR 事務局は代謝物に関する情報を記載したモノグラフ（評価書:Evaluation）を近日公表する予定であると回答した。

CCPR は、ステップ 5/8 で CAC の最終採択に諮ることに合意した。

Lindane (48)

ニュージーランドは、リンデンの ISO 名が γ -hexachlorocyclohexane に変更されたことを指摘した。この指摘を受けて CCPR は、コーデックスデータベースへの反映を確認した。

議題 6.2 乳及び乳脂肪のコーデックス農薬最大残留基準値 (CXL)

これまでに、脂溶性農薬について全乳と乳脂肪の両方に CXL が設定されている場合には、モニタリングや規制目的であれば全乳を分析して全乳の CXL と比較すること、この旨を該当する CXL の脚注として記載することが決定されている（第 40 回会合（2008 年）合意事項）が、実際には CXL を網羅するデータベースの脚注に、当該記載は行われていない状況であった。

第 55 回会合（2024 年）において、オーストラリアが上記場合の分析及びその適合性の確認に関する疑問を呈したことを契機に、CCPR は JMPR に対して、以下の事項を要請していた。

- ・今後、導出される全ての全乳と乳脂肪の MRL に対して、第 40 回会合（2008 年）において合意された脚注（モニタリング及び規制目的のため、全乳を分析し、その結果は全乳の CXL と比較すること）を追加すること
- ・コーデックス事務局が本事項に該当すると特定した農薬を対象に、上記脚注を採用することについて助言すること

上記要請のための作業として、コーデックス事務局は CXL データベースを点検し、脚注を付記すべき全乳及び乳脂肪を対象に CXL が設定されている 31 種の脂溶性農薬を特定した。今次会合において、コーデックス事務局による作業の結果に対して、EU は、乳脂肪含量には 1～20% の範囲があり多様であるが、通常は 4% に基づくことが多いため、脚注の明確化が必要になる可能性に言及した。ただし脚注の文言については、既にコーデックス手順マニュアルに規定されていることから、その実装自体には同意し、将来的な修正の可能性への留意を促すにとどめた。

CCPR は、全乳と乳脂肪の両方に CXL が設定されている全ての脂溶性農薬について、データベース内の CXL については「モニタリング及び規制目的では全乳を分析し、その結果を全乳の CXL と比較すること」との脚注を付すようコーデックス事務局に要請し、今後の評価において全乳と乳脂肪の両方に MRL が設定される全ての脂溶性農薬について、乳脂肪の MRL の脚注として上記文章を付すよう JMPR に再確認を求めた。

議題 6.3 オクラに対する MRL

現在、オクラは農薬の MRL の外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス（CXG 84-2012）において、グループ 12（うり科植物を除く果菜類）下に設置されたサブグループ 12B（ペッパー及びペッパー様作物）に分類されている。

本分類に関しては、第 54 回会合（2023 年）において、サブグループ 12B の代表作物であるチリペッパー（とうがらし）の作物残留試験データをオクラに外挿できるという科学的根拠はないことから、グループ 12 下に、オクラを代表とするサブグループ 12D を新設しそこにオクラやマルティニア、ローゼルを含めるべきという意見と、引き続き既存のサブグループ

プ12B（オクラを含む）を維持し、チリペッパーの作物残留試験データの外挿を認めるべきというウガンダやケニア等の意見が対立したが、議論の結果、オクラを含むサブグループ12Bの分類や代表作物は現在のガイダンスに示されたとおりに維持し、オクラには当該サブグループのMRLを外挿することとされた。ただしその条件として、チリペッパーとオクラを隣接ほ場において同条件で農薬処理する試験等を実施し、外挿可能性の検討に資するデータを各国から収集し、その検討結果に基づき再度議論することとされた。

第55回会合（2024年）においては、データスポンサーとなるGPCから、ペッパー及びナスのほ場試験の用意がある旨発言があった。

今次会合において、チリペッパーの作物残留試験データがオクラ等に外挿可能であるか JMPRで確認するために必要なデータの取得状況やその他の関連情報取得への意向について GPCから説明があり、インド、ホンジュラス、ガーナ、ケニアから、データ収集が進行中であることが説明された。また、チリペッパーの作物残留試験データをオクラ、マルティニア、ローゼルに暫定的に適用する現在の対応を引き続き支持する意見が確認された。

そのため、次回会合でデータ収集の状況を再確認したうえで、タイムラインの設定やCXLの暫定的適用について再検討することとなった。

議題7 長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ7）

第51回会合（2019年）において、認証標準物質（CRM）が残留農薬の分析の際に適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、有効期限が切れたCRMは使用することができず、新たにCRMを入手するのは困難である（コストが高く、途上国では入手が困難。また、場合によっては入手自体ができない。）こと、より厳しい条件で適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎてもCRMの純度等に大きな変化がないことから、アルゼンチンとインドが期限切れのCRMの使用に関する討議文書を作成し、長期保存された標準物質（CRMを含む。）の有効活用に資するガイドライン策定を新規作業提案した。数次の会合における議論を経て、第54回会合（2023年）において、CRMではない標準物質（RM）を対象とする等の修正を経て、新規作業とすることが合意された。

第55回会合（2024年）においては、第54回会合（2023年）において設置されたEWG（議長国：インド、共同議長国：アルゼンチン及びシンガポール）で検討された長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン案（標準物質や標準溶液を長期間保存して使用しようとする場合における保管方法その他の要件、純度や安定性を確認する手順について規定）について議論が行われ、技術的な点等について修正がなされた。会期内作業部会を二度開催し集中して議論した結果として、ステップ5に進め、また、本ガイドライン案の範囲を複数の標準物質の混合溶液も含むよう拡張することとされ（第47回CAC（2024年）で合意）、再設置されたEWG（議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン及びシンガポール）において、拡張した範囲の規定も含め検討がなされてきた。

今次会合においては、第55回会合（2024年）における合意事項を踏まえ、EWGで検討が行われてきた混合溶液に関する項目が追加されたガイドライン案について、議長国であるインドから提案があった会期内作業部会での検討を経て、ステップ7として議論を行った。

会期内作業部会においては、新規記載である混合溶液に関する項目を中心に議論した。本ガイドライン案は、分析値の品質保証を目的に使用する際に、期限切れの標準物質及びその標準溶液の取扱いに係る提案がなされている。保健・食品安全総局（DG SANTE）は、

食品及び飼料中の残留農薬分析における分析の品質管理及びバリデーション手順（SANTE/11312/2021）において、期限切れの標準物質の使用はスクリーニング目的の使用に限ることとしており、必ずしも適合判定に係る分析の際に使用できるとは限らないとしている。そのため、既存文書及び当該文書内での整合性の観点から、「使用できる場合もある」という、適合性評価に係るステークホルダー間の合意を前提とする使用の可能性を示す表現に修正することが望ましいと考えられることから、我が国から事前に意見を提出したところ、修正案に反映された。

議論の結果、ステップ8として第48回CAC（2025年）の最終採択に諮ることが合意され、長期に渡る議論とそれへの貢献に対して、EUや米国等のほか、ブラジルやチリ、ジャマイカ、ケニアといった南米・アフリカ諸国からも謝意が示された。

議題8.1 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

第51回会合（2019年）以降、MRLの定期的再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合（データサポートがされない場合）についての議論を行ってきたが、第54回会合（2023年）において、これまでの検討結果を踏まえ、健康への懸念が特定されていない農薬については、引き続きfour-year ruleに沿って取扱うこととされた。また、会合毎にEWGを設置してデータサポートがされていない化合物の管理を行うこと（CCPR内部手続として整理）となった。

第55回会合（2024年）においては、「JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リスト」においてデータサポートがされないことが特定されたamitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87)及びmethamidophos(100)について、以下の内容に係るEWGでの検討結果について議論が行われた。

上記6農薬のCXL廃止について、概ね支持がなされた一方で、このうち、methamidophosについては、acephate(95)の代謝物でもあることから、methamidophosのCXLを廃止した際に、acephate由来のmethamidophosが食品から検出された場合には貿易への影響が懸念されることから、acephateのCXLが設定されている品目についてはmethamidophosのCXLが維持されるべきことが強調された。acephateについては、我が国において農薬登録があることに加え、現行のmethamidophosのCXLの一部（玄米及び飼料用稲わら）はacephateの使用に由来する残留物データに基づき設定されていることから、我が国もmethamidophosのCXL廃止には慎重になるべきとの考えに賛同し意見した。

また、第54回会合（2023年）で合意した内部手続に従い、新たに設置するEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド及びケニア）において、CXLを維持するためのデータ提出が約束されなかった農薬について、再度意向を確認し、再評価に必要なデータが提出されない場合には、CXLを廃止することとされた。

会合後のEWGにおいて、当該6農薬について、CXL廃止を懸念する国は確認されたが、再評価に係るデータ提出を行う意向をもつ国あるいはオブザーバーは確認されなかった。しかしながら、methamidophosについては、acephateの定期的再評価が行われるまで（現在、acephateはJMPRによる評価のためのスケジュール及び優先度リストの表2Bに掲載されており、再評価年は未定）、acephateのCXLが存在する品目に設定されたmethamidophosのCXLは維持すること（綿実、飼料用てんさい、てんさい及びばれいしょについては、acephateのCXLがないため、methamidophosのCXLは廃止）、また、現在、acephateの残留物の定義には

methamidophosが含まれないため、再評価前に、JMPRにおいて当該残留物の定義を修正することが要請された。

今次会合では、タイから、amitrazについて、科学的なデータがない限りCXLは廃止されるべきだが自国で使用している状況があり、消費者の健康への懸念が示されていないことからCXLの廃止には留保を示すとともに、廃止された場合にも廃止理由が健康への懸念が示されたことに依らないことを明示するために、食品中農薬残留物のコーデックスオンラインデータベースには当該農薬を残すことが意見されたが、第55回会合（2024年）で合意されていた再評価に必要な十分なデータが得られなかったことから、CXL廃止が勧告されたamitraz、bitertanol、fenthion、parathion-methyl及びdinocapのほか、methamidophosについては、acephateのCXL設定がない、綿実、飼料用てんさい、てんさい及びばれいしょのCXL廃止について、勧告案のとおり、第48回CAC（2025年）に諮ることとされた。

また、議題6.1においてデータサポートのない化合物として特定されたprochloraz(142)について、議題8.1を検討するEWGの付託事項（ToR）での検討が可能か確認された。その結果、prochlorazについては、化合物自体へのデータサポートがあるが一部品目についてのサポートがなく、そのような農薬については、本EWGのToR外であることが確認され、サポートされない品目の扱いは今後の検討課題とされた。

そのうえで、このような健康への懸念がなく定期的再評価が予定されているがデータサポートのない化合物の管理に関するEWGへの該当について、内部管理文書（特に第5項及び第6項）の解釈が不明瞭である点への懸念が示された。

そのため、EWGの取扱範囲の明確化を図る目的で、CCPRの内部文書である内部管理文書（CCPR54報告書/附属書7）の改訂を検討し、その結果を第57回会合に報告することとされた。

この他、JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定（議題9 関係）に関して、2026年に再評価を予定していたがデータサポートが確認できなかったcarbaryl(8)、methyl boromide(52)、disulfoton(74)及びflumethrin(195)について、再設置するEWGでの取扱いに合意した。また、ethoxyquin(35)については、four-year ruleの下でEWGでの取扱いに合意した。

議題8.2 各国の農薬登録の情報

健康への懸念がなく定期的再評価が予定されているがデータサポートのない化合物の管理の補完を視野にいたし、農薬登録情報データベースの開発について、第53回会合（2022年）で報告されていた。定期的見直しの基本的な単位である15年以内に評価が行われていない、かつ定期的再評価が予定されていない（表2Bに記載されている）数十種類の農薬について、2023年、ドイツ主導のEWGは各国に対して登録の状況について調査を実施した。

第55回会合（2024年）において、調査結果が示され、各国において登録のある農薬が特定された。本調査結果は、定期的再評価の際に必要なデータ提出等のサポートのない農薬の管理に関するEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド及びケニア）に情報提供がなされたとともに、再評価の優先順位を検討する（表2Aに移す）際には、データサポートの確認が必要であり、そのためには各国での登録状況が重要な情報源となることから、本EWGにおいて行われていた作業について当該EWGへ引き継ぎ、毎年、表2Bに掲載される農薬を活用して農薬登録情報データベースを作成していくこととされた（今次会合においては議題8.1関係）。

EWGから、以下農薬（JMPRで最後に評価された時期が2008年又は2009年）について、各国における農薬登録情報について報告がなされたが、全てのコーデックス加盟国に情報提供依頼がされたわけではないものの、回答数が非常に少なくかつ地域的な偏りがあった。

① 2008年に最後に評価された農薬：hexythiazox(176)、azoxystrobin(229)、chlorantraniliprole(230)、mandipropamid(231)、prothioconazole(232)、spinetoram(233)、spirotetramat(234)

② 2009年に最後に評価された農薬：chlorothalonil(81)、bifenthrin(178)、cycloxydim(179)、fluopicolide(235)、metaflumizone(236)

このような状況を踏まえ、EWGからは、本作業の継続は困難であることから一時的に中断し、健康への懸念が示されない農薬に関する定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートを確認する際に臨時で調査を行う方が効果的であるとの考えが示された。

今次会合において、ブラジルやウガンダから、一般論として、全てのEWGに共通して参加率が低い要因は、新しい文書やコメントがあるかどうか確認するためにログインしなければならないといった、コーデックスオンラインフォーラムのシステムにもあると考えられるとの指摘があった。内容に更新があった際の自動通知システムの実装について提案があったが、コーデックス事務局からは、既に利用可能なシステムだが設定がわかりにくいかもしれないとの説明があり、今後の運用（自動通知のデフォルト設定化）について、検討する旨言及があった。

インドからは農薬登録情報データベースの開発は継続すべきとの見解が示されたが、CCPRとしては、過去にも検討を行ったが結果が伴わなかった経緯を踏まえ、EWGの勧告どおり、健康への懸念はないがデータサポートされない化合物について対応する必要性が生じるまで、EWGが実施している関連の作業の中止に合意するとともに、将来的に作業を再開する場合には、より効率的に作業を進める必要があることに留意することとされた。

議題9 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

EWG（議長国：オーストラリア）が作成した、2026年以降にJMPRが毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先度リストについて議論された。

オーストラリアから、2026年については、新規化合物は2農薬、適用拡大等は20農薬（補欠として2農薬）、再評価は3農薬（このうち2農薬（indoxacarb(216)及びcaptan(7)）についてデータスポンサーからデータ提出意向を確認）を予定している旨の説明があった。この20農薬の中には、GPCからMRLの外挿が提案されている農薬が4つ（fluopyram(243)、flupyradifurone(285)、sulfoxaflor(252)、trifloxystrobin(213)）が含まれている。

①2026年適用拡大等の評価対象農薬

タイからは、2026年に適用拡大に伴う評価が予定されているchlorantraniliprole(230)について、ドリアンのデータ提出を約束することから、評価作物としてドリアンを追加して欲しい旨発言があった。評価予定だったタイ産なすについて提出が予定されているデータ数は5例とのことであったが、コーデックス事務局から、なすは主要作物なので6例以上のデータが必要であり、追加で試験を行うか5例とする根拠について提出する必要があるとの指摘があり、補欠扱いとされた。

metalaxyl(138)について、インドから黒コショウに関するモニタリングデータの提出意向が示された。

②2026年定期的再評価の対象農薬

indoxacarb(216)について、データスポンサーから現在CXLが存在する全ての作物に対してデータ提出の意向が確認できたわけではないが、新しく要望があったコーヒーやひまわり等に対してデータ提出の意向が確認できたことから2026年に再評価を行うとされた。

maleic hydrazide(102)について、毒性データ不足のため、2024年に再評価を行えなかったが、EUが評価に使用したデータの存在が明らかになりデータスポンサーからも提出の意向が示されたことから、2026年に再評価を行う予定とされた（議題6.1）。

captan(7)の定期的再評価は、当初2025年に実施されることが予定されていたが、JMPRは評価を開始できなかった。そのことを踏まえCCPRはJMPRからの要請に従い、透明性の観点から2026年の定期的な再評価対象とすることとした。

③その他

carbaryl(8)、methyl bromide(52)、disulfoton(74)及びflumethrin(195)について、当初2026年に定期的再評価を予定していたが、現時点でデータスポンサーが確認できていないことから、2026年の定期的再評価の対象農薬に含めないことに合意した。これらについては、長期間にわたりJMPRによる評価が行われていないが健康への懸念が特定されていないことから、健康への懸念がなく定期的再評価が予定されているがデータサポートのない化合物の管理に関するEWG（議題8.1関連）に付託することに合意した。

また今後の予定として、2027年以降に新規評価する予定の農薬について、2027年はなし、2028年に2農薬、2029年及び2031年に1農薬ずつと、今後数年内に新規評価を予定する農薬は少ない状況にある。

適用拡大等の評価予定については、2027年には19農薬（評価要望はあったがデータが未提出である3農薬（propylene oxide(250)、propiconazole(160)、cypermethrin(118)）を含む）、2028年には14農薬、2029年には2農薬とのことであった。

上記のとおり、今後JMPRで評価が予定されている農薬は少ない状況にあり、dithiocarbamates系農薬の再評価を2026年から行える旨、オーストラリアから発言があったが、これに対し、データスポンサーはデータの用意が整っておらず提出が困難な旨回答した（議題5(a)関連）。

①2027年新規用途等の評価対象農薬

イランは、thiamethoxam(245)及びその代謝物であるclothianidin(238)のピスタチオナッツにおけるMRL設定を意図して、2027年の適用拡大の評価を行うため優先リストに追加することを提案した。これを受け、オーストラリアからは、2024年JMPR報告書中の第2.10項JMPRリソースの効率化に関する記載に言及し、本報告書が公表された以降に評価（2026年以降に評価）する農薬については、複数品目に適用を拡大する農薬の評価を優先すべきであり、適用が単一品目に限られる場合にはその重要性について示す必要があるとの指摘があった。

②2027年定期的再評価の対象農薬

permethrin(120)について、2024年に再評価を開始したが提出されたデータが十分でない

状況であった。しかしながらデータスポンサーがデータ提出の意向を示したことから、2027年定期的再評価の対象農薬としてリストに加えることに合意した。

carbofuran(145)については、データスポンサーがデータ提出を明確に否定したことから、2027年定期的再評価の対象農薬から除外された。

議題10 CCPRとJMPRの手続強化

近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬を対象としたCXLの設定に時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりバーチャルミーティングとなった時期があったこと等によりJMPRによる評価結果が少なくなっている。今後、現在のシステムではJMPRが必要な評価を進められないのではないかと危惧したCLIからの提案に基づき、第53回会合（2022年）で議論が行われ、短期的、長期的な観点からのロードマップを検討するEWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ、フランス、ドイツ及びウガンダ）が設置された。

第55回会合（2024年）において具体的な対策として、①農薬製造事業者が提出する評価に必要なデータ等をまとめたドシエの様式の標準化や電子化、追加のJMPR会合開催といった現行のプロセスの中での改善に当たるもの（短期的アプローチ）と、②ガバナンスや構造の変革を伴う大幅な改革（長期的アプローチ）が示された。

これら提案に対して概ね支持があったが、長期的アプローチについては、JMPRを管理するFAOやWHO等の上位レベルにおける議論が必要であることから、短期的アプローチに絞って検討するEWGを（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ及びウガンダ）を新たに設置し、JMPRの追加会合の開催に向けた調整（各国や関係者の支持の確認、評価対象の検討等）、開催に必要な財政支援が得られない場合には、それに代わる手法を検討すること等について検討が行われた。

今次会合においては、JMPRの評価プロセスを強化するためのプロジェクトとして、CLIから、JMPRへのドシエ提出に係るガイダンス文書の作成、JMPRにおける常任スタッフの雇用について提案があった。当該ガイダンス文書については、CLIが既に示しているJMPRへのデータ提出に係るマニュアルの付属文書として公表、また、常任スタッフの雇用については、既存機関からの出向者や政府機関からの退職者を想定し、JMPRによる評価の前にピアレビューを行い、作業の効率化を図る案が提示された。これらCLIの提案も含めて、短期的アプローチ等に関して継続議論された。なお、データ提出マニュアルの作成にあたっては、既存のガイドラインとの整合性を維持し重複を避けるべき事が指摘された。

冒頭、議長国である米国から、これまでのEWGの活動を踏まえて今後の道筋を具体的に提示することができたことに加え、本件に対する重要性について幅広い支持が得られていること、また、JMPRの追加会合の実施に関しては、予定どおりに評価されなかった農薬（バックログ）の数が減少傾向にあると説明があった。

JMPR事務局は、予算に限りがありスタッフの増員は困難であるため、スタッフ増員に係る考えは歓迎するが、資金の流れについて議論の余地がある旨発言した。また、評価を行う専門家についてこれまでの選出に対する謝意に加え、引き続きの推薦依頼がなされたとともに、専門家養成に係るトレーニングコースに関して南米等を対象に行う等、キャパシティビルディングに努めているとのことで、これらの取組を通じてバックログの解消に積極的に取り組んでいる旨説明があった。

オーストラリアは、データスポンサー等に対して、JMPRの評価に必要なドシエの作成方

法や試験結果から最大残留値を計算する方法等は既存のFAOマニュアル（FAO Plant Production Paper 225）により教示されていると発言した。また、2024年JMPR報告書における一般的検討事項のうちJMPRリソースの効率化に関する記載（第2.10項）に言及し、本報告書の公表後に評価（2026年以降に評価）する農薬については、複数品目に適用が拡大される農薬を優先すべきと指摘した。また、JMPRに対して、評価ができなかった場合にはその理由をEWGに説明することを求めた。

EU及びスイスは、four-year rule等規則の厳格な運用について要求したほか、インドやエルサルバドル、ウルグアイ等は、バックログを解消するための追加会合の実施を要求した。

CLIからは、JMPRへ提出するドシエの品質の向上に向けた取組に関するサイドイベント実施の紹介があった。また、評価リソースの効率化のために、1度の機会により多くの評価を行えるようになるよう、データを集約する考え（予め評価スケジュールを提示していることから、計画的な評価依頼の実施）への賛同を示した。

タイは、FAOマニュアルとの齟齬を指摘し、FAO JMPR事務局から、当該マニュアルが近年改正されていない状況を踏まえ、早急に対応すると回答があった。

各国の意見を踏まえた議論の結果として、以下が結論とされた。

- ・CCPR及びJMPRの運営手続強化の必要性を再確認し、現在及び将来の評価要請に応えることの重要性を認識した。
- ・短期的及び長期的両方の取組を支援する多面的アプローチの必要性を再確認した。
- ・短期的な取組の実施に必要な資金・人員支援の仕組みが存在しないことを確認した。このことを踏まえ、CACやFAO、WHO、その運営機関に対し、JMPRがMRLを科学的根拠に基づき効率的かつ適時に導出できるよう十分なリソースを確保することの重要性を改めて強調するよう要請した。
- ・JMPRに対し、データ提出に関するガイダンスを最新かつ入手可能な状態で維持し、データ募集に応じて提出されたドシエにおける不足点を評価し共有するよう要請する。
- ・JMPRによる評価の効率化に係る優先度決定のための方法を、評価優先度を検討するEWGによる検討の一環として導入する（例：複数品目に適用される農薬の優先、評価要請の統合等）。
- ・JMPRが予定された農薬の評価が実施できなかった場合にはその理由を優先度を検討するEWGに提供し、優先順位付けの改善に資すること。
- ・手続の一貫した適用を確保すること。

また、現在設置されているEWGとしてはその責務を完了したものとされ、今後必要に応じてEWGを再設置することに合意した。

議題11 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整：農薬と動物用医薬品の両方として使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ 作業の状況

第44回CAC（2021年）において、CCPRとCCRVDFによる合同EWGが設置され、農薬と動物用医薬品両方の用途で使用する化合物に関する調和のとれたMRL設定に関連する手続及び技術的課題について検討してきた。第54回会合（2023年）において、合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル及びニュージーランド）を再設置し、両方の用途で使用する化合物の特定及びこれらに異なるMRLが設定・勧告されている場合の整合に係る検討や、食品分類と一致していない場合の検討を行っていくこととなった。

第55回会合（2024年）において、検討状況に基づき、①EWGの参加メンバーに比べ、コメ

ント又は情報の提出等により実際に貢献しているメンバーが著しく少なく、参加メンバーの実情を反映した意味のある成果物を得るのが困難な状況にあること、②EWGはCCPRとCCRVDfのそれぞれの会合に報告するため、特に複雑な問題に関しては、両会合の間を行き来するのみで、いつまでたっても結論が得られない可能性があることを踏まえ、合同EWGに対する継続的な支持の表明、バーチャル合同作業部会実施の承認、CCPR担当者の参加奨励、CCRVDf担当者と連携し共通ポジションをもって会合に対する積極的な参加について推奨することとされた。また、同様の内容について、同年に開催された第27回CCRVDf（2024年）においても推奨されている。

今次会合において、再設置されたEWGでの検討の進捗について、EWGにはコーデックス加盟国の全地域が参加しているが、実際のオンラインフォーラムへの参加は限定的であることが改めて確認された。このため、EWGでの検討結果について、オブザーバーを含む関係者に対し回付し、コメント募集が行われる予定であることから、積極的な回答が求められた。

EUは、想定されている合同作業部会の開催がコーデックス手順マニュアルによる規定の範囲に含まれることの明確化を求めた。これに対してコーデックス事務局は、コーデックス手順マニュアルに規定された会合開催に係るほとんどの規定が適用されるという見解を示すとともに、第47回CAC（2024年）において合同作業部会開催に係る日程検討について承認されたことがその根拠であると回答した。

ウガンダは、意思決定のための科学的助言を与えるために、JMPR事務局及びJECFA事務局も合同作業部会に参加する必要があると指摘した。

本検討に対し、多数の国や地域から謝意が示され、継続的なEWGによる検討の支持に合意した。ニュージーランドからは共同議長国を辞退する旨発言があり、これまでの尽力に対して謝意が示された。

以上の議論と結論を踏まえ、作業効率の向上を目的に、CCPRとCCRVDfとのバーチャル合同作業部会の開催前にEWGのバーチャル合同作業部会を実施することについてCACに報告するとともに、積極的な参加が推奨された。

議題12 その他の事項

特段特記する事項はなかった。

議題13 次回会合の日程及び開催地

議事を中心となり進行したCCPR副議長から、次回第57回会合は、最終的には、開催国とコーデックス事務局の協議によるが、2026年後半に中国北京で開催される予定との発言があった。次回会合は、CCPRの初回会合から60年目に当たる。

CLIからは、2024年JMPR報告書の公表遅れに関して、CCPRの開催や議論に重大な影響を及ぼし、2026年以降のMRL採択の遅延につながりかねないと懸念が示され、COVID-19前の会合開催スケジュールへの回帰が要請された。また、JMPRについても例年どおり、2026年は9月又は10月に開催することが求められた。

これに対し、JMPR事務局はJMPR実施スケジュールの正常化を図る旨発言があった。

議題14 報告書の採択

報告書について各国等からのコメントを適宜反映の上、採択された。

(以上)

残留農薬部会（CCPR）の今後の作業

責任部局	目的	事項	ステップ
・第89回CCEXEC ・第48回CAC	点検・採択	CCPRにより採択することが提案された農薬/作物ごとのMRL	5/8
・第89回CCEXEC ・第48回CAC	点検・廃止	CCPRにより廃止することが提案された農薬/作物ごとのCXL	---
・第89回CCEXEC ・第48回CAC	点検・取下げ	CCPRにより手続から取り下げられた農薬/作物ごとのMRL	4 7
・2025年JMPR ・加盟国 ・第57回CCPR	検討 アクション	JMPRからの更なる評価を待ちCCPRにより保留された農薬/作物ごとのMRL	7
		acephate (95) の定期的再評価における methamidophos (100) を含めた acephate (95) 残留物の定義への見直し	---
・第89回CCEXEC ・第48回CAC	採択	コーデックス手続マニュアル第4.8章の校正上の修正	---
		食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）における「脂肪」の定義の訂正	---
・第89回CCEXEC ・第48回CAC	採択	長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン	8
・EWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、コスタリカ、インド及びケニア） ・第57回CCPR	議論 検討 アクション	健康への懸念がなく定期的再評価が予定されているがデータサポートのない carbaryl (008)、methyl bromide (052)、disulfoton (074)、flumethrin (195) 及び etoxyquin (035) の管理のためのデータサポーターの調査等	---
	点検	健康への懸念がなく定期的再評価が予定されているがデータサポートのない化合物の管理（該当する農薬の特定等）	---
・第89回CCEXEC ・第48回CAC ・EWG（議長国：オーストラリア） ・第57回CCPR	点検・承認 議論 コメント 検討 アクション	JMPRに評価を依頼する農薬の優先度リスト	---

・コーデックス事務局、オーストラリア、中国及びEU ・第57回CCPR	提案 議論	肉から筋肉と脂肪への品目名の変更： 旧分類における筋肉群（海洋ほ乳類以外のほ乳類）(MM 0095)及び鳥類筋肉群(PM 0110)のCXLに対して、コーデックスデータベースの接尾辞/注記を追加し、そのCXLは旧分類が適用されていることを明確化	---
・コーデックス事務局 ・CCPR事務局 ・第48回CAC	アクション 情報	全乳(ML 0106)及び乳脂肪(FM 0183)の両方にCXLが設定されている全ての脂溶性農薬について、コーデックスデータベースの乳脂肪(FM 0183)のCXLに、「モニタリング及び規制目的では全乳を分析し、その結果を全乳のMRLと比較すること」との脚注を挿入すること及びその確認	---
・コーデックス事務局 ・第57回CCPR	点検 議論	既存の内容と更新内容の一貫性のために接尾辞「F」の文言及び適用を点検	---
・加盟国 ・第57回CCPR	点検 議論	・オクラ、マルティニア及びローゼルへの外挿を目的としたデータ利用の可能性のレビュー ・ペッパーのサブグループ(V0 0051)に対するCXLの暫定的な適用の評価及び再検討のための現実的なスケジュールの確立	---
・JMPR事務局、2025年JMPR ・第57回CCPR	検討 アクション	GECDE方法論に対する懸念の解消及びCCPRからの要請へ回答	---
		Tetraniliprole(324)及びprochloraz(142)並びにその他化合物の代謝物に対するTTCアプローチによるばく露評価をJMPR報告書に含めることに関する実現可能性の検討	---
		全乳(ML 0106)及び乳脂肪(FM 0183)の両方にCXLが設定されている全ての脂溶性農薬について、コーデックスデータベースの乳脂肪(FM 0183)のCXLに、「モニタリング及び規制目的では全乳を分析し、その結果を全乳のMRLと比較すること」との脚注の挿入	---
		・データ提出に関するガイダンスが最新かつ利用可能であり、アクセス可能であることの確保 ・高品質なドシエ提出を促進するため、提出されたドシエと要求とのギャップの伝達 ・予定されていた評価ができなかった場合にはその理由をEWGへ提供	---

第48回CAC	要請	FAO、WHO及びその運営機関に対して、JMPRがMRLを科学的根拠に基づき効率的かつ適時に導出できるよう十分なリソースを確保することの重要性を改めて表明	
	情報	CCPR及びCCRVDFのバーチャル合同作業部会の開催前にEWGのバーチャル合同作業部会を開催することの承認	

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 23 回アジア地域調整部会 (CCASIA)

日時：2025 年 9 月 22 日（月）～26 日（金）

場所：南寧市（中国）

議題

1	議題の採択
2	基調講演－多様な地域における食品安全の課題と優良事例
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4	アジア地域における食品安全と品質
5	地域に関連するコーデックスの作業
6	コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング
7	コーデックスコミュニケーションワークプラン：進捗報告
8	コーデックス戦略計画 2026-2031：状況と次のステップ
9	地域におけるコーデックス規格の使用と影響
10	急速冷凍餃子の地域規格案（ステップ 7）
11	新規作業提案
11.1	伝統菓子の地域規格の策定提案
11.2	缶詰おかゆ及び調理米の地域規格の策定提案
12	地域調整国の指名
13	その他の事項
14	次回会合の日程及び開催地

FAO / WHO 合同食品規格計画
第 23 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 結果報告

1. 日時及び開催場所

日時：2025 年 9 月 22 日（月）～26 日（金）

場所：南寧市（中国）

2. 参加国及びオブザーバー

アジア地域内 11 か国、アジア地域外 1 か国、4 非政府機関

3. 出席者

（日本政府代表団）

農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	リスク管理専門官	山本	祐士
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準専門職	酒井	海帆
農林水産省	新事業・食品産業部	食品製造課	課長補佐	春山	智紀
農林水産省	農産局	穀物課	課長補佐	久野	純一郎
消費者庁	消費安全課	専門官		堀米	明日香

（テクニカルアドバイザー）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 仙台センター 所長 小林 秀誉

（参考）

議長	農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準専門官	織戸	亜弥
議長補佐	農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際企画係長	吉持	賛花

4. 結果

議題 1. 議題の採択

第 23 回アジア地域調整部会 (CCASIA23) は、仮議題を今次会合の議題として採択した。

議題 13「その他の事項」において、以下の事項を議論することに合意した。

- ・ 海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017) の国際規格への変更の提案
- ・ 月餅 (mooncake) の地域規格の策定提案
- ・ 新規機能性成分及び表示に関する討議文書

また、急速冷凍餃子の地域規格案（ステップ 7）（議題 10）を本会合での議論に向けてさらに検討を進めるため、中国を議長とする会期内作業部会（IWG）を開催することに合意した。

議題 2. 基調講演－多様な地域における食品安全の課題と優良事例

第 38 回総会（2015 年）において、地域調整部会の議題を基本的に統一することが承認さ

れ、第 20 回会合（2016 年）から含まれている議題。地域の優先課題をテーマとして、カンボジア、中国、日本、マレーシア、モンゴル及びタイの有識者並びに WHO 及び FAO の代表者による基調講演やパネルディスカッションが行われた。

第 1 部として、FAO がアジアの加盟国にアンケートをとった結果を踏まえ、「アジアにおける化学的食品安全性」をテーマとして基調講演が行われた。我が国からは、小林氏が登壇し、米に含まれる無機ヒ素の問題に対処するためにコーデックスで行われた作業を振り返り、この地域の人々の米の消費量が多いことを指摘し、食品汚染物質部会（CCCCF）において科学的データと「合理的に達成可能な限り低く（ALARA）」の原則に基づいて実施規範と最大基準値の策定が行われたことについて言及した。また、各国からは、以下の事項等について言及された。

- ・ 農薬や動物用医薬品の残留物、かび毒、重金属等の汚染物質が、アジア地域における優先的な化学的有害要因として特定された
- ・ アジア地域の多くの加盟国は食品及び飼料中の汚染物質に関する一般規格（GSCTFF、CXS 193-1995）を参照して、自国の汚染物質の最大基準値（ML）を設定している
- ・ 食品安全は、政府、産業界、学界及び消費者の共同責任である

また、食品安全のための人工知能（AI）とイノベーションの活用についても意見交換が行われ、以下の事項等について言及された。

- ・ 食品安全における AI の潜在的な活用例として、食品及び飼料中のアフラトキシンの発生予測、輸出証明書における異常の特定、消費者からの問い合わせに対応するチャットボットの開発、食品トレーサビリティのためのブロックチェーン技術の活用及び食品安全ハザードの早期警告または予測システムがある
- ・ AI を適切に活用するには、基となるデータの品質が重要
- ・ 各イノベーションを導入するにあっては、自国に適しているかどうか検討することも重要

WHO 及び FAO の代表者からは、地域全体の展望として以下の事項等について言及された。

- ・ FAO : GEMS/Food データベース（地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム）のデータは汚染物質のリスク管理の根幹を成している。また、GEMS/Food データベースへの提出のためのガイドラインを作成中である
- ・ WHO : 途上国からのデータ提出は限られている。加盟国は、これまで以上にデータ提出やデータ生成に向けリソースを割くことが必要

基調講演を踏まえたパネルディスカッションでは、以下の意見が述べられた。

- ・ 化学的有害要因は目に見えないため、有害要因とそのリスクに関する意識を高めることが困難な場合がある

- ・ 摂取パターンは一定でないため、化学的有害要因の安全性について適切なマージンを特定することは必ずしも容易ではない
- ・ 化学的有害要因の多くは長期毒性を持つため、事前の計画が重要
- ・ 食品安全へのステークホルダーの関与を促進するためには、科学的評価を分かりやすく説明し、コーデックス文書の可視性を高めることが重要
- ・ データが利用可能であったり、AI モデリングワークフローが開発されていたりする場合でも、そのデータが分析に適しているか、リスク管理の意思決定に使用できるかを評価するプロセスが必要
- ・ アジア地域では国により食品安全のための AI 導入レベルが異なっているため、各国が経験を共有することは地域全体にとって有益
- ・ 適切なデータ生成には、施設が適正管理運営基準 (GLP) を実践していることが不可欠。施設を適切なデータ生成が可能な卓越した研究拠点やリファレンスラボへ発展させる上で、国内投資は有用

第 2 部として、アレルギーの専門家が登壇し、9 月 19 日～20 日に開催された FAO/WHO 主催の食品アレルギーリスク評価ワークショップについて、パネルディスカッションを行った。

(結論)

今次会合は以下の結論に合意した。

- ・ カンボジア、中国、日本、マレーシア、モンゴル、タイ、FAO、WHO、招待されたアレルギー専門家などの基調講演者や積極的に参加した参加者に感謝を表明された
- ・ 化学的食品安全性は引き続き地域的・国際的な優先課題であることが確認された。アジアの国々は、残留物質、汚染物質、添加物、かび毒、重金属、アレルギーの管理に関する専門知識と経験を通じて、コーデックスの活動や貿易を支援できる能力があることが確認された
- ・ リスク評価、コーデックスへの参画、優先課題の設定には、高品質で相互運用可能なデータが不可欠であることが強調された。加えて、地域協力、検査・研究室の能力強化、デジタルツールや AI の活用、それらを支える適切なガバナンスの重要性が指摘された
- ・ 食料システムの変革や SDGs の文脈で、政策決定や投資判断を支えるため、食事からの摂取量、食中毒などの疾病負荷、安全でない食品による経済的影響、さらには食品安全対策の効果に関するデータの重要性が確認された
- ・ 明確で共感的なコミュニケーション、行動科学の知見、アレルギー管理を食品安全システムに統合することを通して科学的根拠と一般消費者の認識の違いに取り組むことにより、消費者保護と信頼を高める必要性が強調された

議題 3. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局からの報告に基づき、総会及び他部会からの付託事項について議論が行われた。主要な点は以下のとおり。

サンプリングに関するガイドライン (CXG 50-2004) の改訂を踏まえた対応 (第 42 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) からの付託事項)

第 42 回 CCMAS (2023 年) は、CXG 50-2004 を改訂するとともに、関連の部会に対し、本ガイドラインの改訂内容を踏まえ、個別食品規格に規定されているサンプリングプランを再確認するよう要請した。CCASIA が策定した地域規格のうちサンプリングプランが策定されているのは、非発酵性大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015)、サンプリングプランが未策定だが策定する必要がある規格は発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009)、さご椰子粉の地域規格 (CXS 301R-2011)、テンペの地域規格 (CXS 313R-2013)、海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017)、バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格 (CXS 354R-2023)、植物の葉で包んだ調理米の地域規格 (CXS 355R-2023) である。さらに、現在検討中の急速冷凍餃子の地域規格 (議題 10 参照) についてもサンプリングプランを策定する必要がある。

会合に先立ち、我が国より、改訂された本ガイドラインに基づき、これら全てのアジアの地域規格において適切と考えられるサンプリングプランを議場配布資料 (CRD01) にて提案した。当初、我が国は全規格の全条項について AQL 6.5%の属性型サンプリングプランを提案していたが、タイとの非公式な話し合いの中で、数値条項については計数型サンプリングプランも利用できるようにすべきとの意見があり、この意見を取り入れた追加の CRD (CRD15) を作成した。

これらの文書に基づいて議論が行われ、数値条項については貿易する両者 (both trading parties) が合意した場合計数型サンプリングプランが利用可能となる、と修正した上で、上記すべての地域規格のサンプリングプランについて、CCMAS による承認のために送付することに合意した。なお、コーデックス事務局より、個別食品規格中のサンプリングプランの適切な収載方法については、現在 CCMAS において検討中であることから、その検討が終了するまで、情報が失われないよう、各個別食品規格に収載されるとの説明があった。

個別規格からの窒素換算係数の削除 (第 43 回 CCMAS からの付託事項)

第 43 回 CCMAS (2024 年) は、関連の部会に対し、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) を窒素含有量からタンパク質含有量を求めるための窒素換算係数の唯一の参照先とする観点から、規格への適合性検査に必要なすべての窒素換算係数を CXS 234-1999 に記載し、個別規格から窒素変換係数を削除することを検討するよう要請した。第 44 回 CCMAS (2025 年) は、CXS 234-1999 に収載する窒素換算係数を提案しているところ (REP25/MAS Appendix

III)。

一方、発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009) については、窒素換算係数が脚注として含まれているものの、規格への適合性検査に必要ではないため CXS 234-1999 には収載されない。その上で CXS 298R-2009 においてこの脚注をどのように扱うべきかについて議論された。

我が国からは、CCMAS における上記の議論について説明した上で、本地域規格において必須の情報ではないものの、タンパク質含有量の推計のため本情報を脚注として収載することに合意した過去の CCASIA における議論の経緯を考慮し、そのまま脚注を維持することを提案した。過去の議論において脚注を含めることを希望したタイからも、我が国の意見への支持が表明された。議論の結果、本係数を規格の脚注に維持すること、及び、その旨を CCMAS に情報提供することに合意した。

植物の葉で包んだ調理米の地域規格 (CXS 355R-2023) における油分抽出法の妥当性確認試験 (第 42 回 CCMAS からの付託事項)

第 42 回 CCMAS (2024 年) は、CXS 355R-2023 における米から油分を抽出する過程の回収率、精度等の妥当性確認試験の結果が存在しないことから、過酸化物質の分析法を Type IV 分析法として承認しつつ、CCASIA に対し、妥当性確認試験の結果を提供するよう要請した。

今次会合では、本地域規格の提案国である中国より、要請のあった試験結果を現時点では提供できない旨の CRD (CRD11) が提出された。その他の国からも情報提供はなかったことから、CCMAS に情報提供できない旨回答することに合意した。議長より、CCMAS に対し試験結果を提供するための検討は今後も継続可能との説明があった。

路上販売食品に関するコーデックス文書と食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) 及び伝統的食品市場における食品衛生管理措置に関するガイドライン (CXG 103-2024) との整合 (第 54 回食品衛生部会 (CCFH) からの付託事項)

第 54 回 CCFH (2024 年) は、関連の地域調整部会に対し、路上販売に関する文書と CXG 103-2024 及び CXC 1-1969 との整合性を確保するため、必要なフォローアップを検討するよう要請した。

アジアにおける路上販売食品に係る衛生実施規範 (CXC 76R-2017) の提案国であるインドは今次会合に不参加だったが、提出した CRD (CRD06) により電子作業部会 (EWG) を設置して検討作業を行うことを提案した。また、EWG の議長を務める意向があることもコーデックス事務局を通して確認された。このことから、議長より、インドを議長国とする EWG を設置し、次回の CCASIA にて検討するための討議文書を作成することが提案され、部会はこの提案に合意した。

発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009) におけるリボフラビン関連食品添加物 (第

54 回食品添加物部会（CCFA）からの付託事項）

第 54 回 CCFA（2024 年）は、CCASIA に対し、①合成リボフラビン（INS 101(i)）は食品添加物の一般規格（GSFA）の表 3 添加物¹として使用が認められていることから、CXS 298R-2009 のセクション 4（食品添加物）の表から削除することが妥当であることを確認すること、及び、②グループ添加物であるリボフラビン類（RIBOFLAVINS）に属する他の個別食品添加物が CXS 298R-2009 に適合する食品に使用できるか、又は、使用を合成リボフラビンに限定する理由があるかどうかを明確にすることを要請した。

議論の結果、我が国からの意見も踏まえ、①合成リボフラビン（INS 101(i)）を削除することが妥当であること、及び、②リボフラビン類に属する他の個別食品添加物も CXS 298R-2009 に適合する食品に使用できることに合意した。

非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）におけるカロテノイド関連食品添加物（第 54 回 CCFA からの付託事項）

第 54 回 CCFA（2024 年）は、CCASIA に対し、CCFA のベータカロテンに対するリスク管理アプローチを踏まえた上で、CXS 322R-2015 のセクション 4（食品添加物）の表中のカロテノイド関連食品添加物（INS 160a(i)、160a(iii)、160a(iv)、INS 160a(ii)、及び INS 160e）の技術的正当性と最大使用濃度の情報を提供することを要請した。

議論の結果、我が国から示した技術的正当性と最大使用濃度の情報も踏まえ、本地域規格においてカロテノイド関連食品添加物の技術的正当性があること、及び、我が国の使用実態を反映した最大使用濃度の情報を CCFA に対して情報提供することに合意した。

海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）に適合する製品の GSFA 上の食品分類について（第 54 回 CCFA からの付託事項）

第 54 回 CCFA（2024 年）は、CCASIA に対し、CXS 323R-2017 に適合する海苔製品については、GSFA 上では現在加工野菜の食品分類のうち 04.2.2.2 及び 04.2.2.8 に割り当てられているが、他の加工野菜の食品分類（04.2.2.1、04.2.2.3、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、04.2.2.7）との関連について回答するよう要請した。

議論の結果、韓国及び我が国からの意見を踏まえ、04.2.2.2 及び 04.2.2.8 にのみ割り当てることが適切であることを CCFA に回答することに合意した。

非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）に適合する風味付き豆乳飲料におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）（第 55 回 CCFA からの付託事項）

第 55 回 CCFA（2025 年）は、GSFA の食品分類 06.8.1 における着色料に関する作業におい

¹ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）により許容一日摂取量（ADI）が「指定なし（Not Specified）」または「制限なし（Not Limited）」と評価されている食品添加物。適正製造基準（GMP）に従って適切な量で使用することが許容されている。

て、我が国からフルーツ風味豆乳飲料において CXS 322R-2015 に記載のない食品添加物であるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用実績がある旨のコメントがあったことを受け、CCASIA に対し、CXS 322R-2015 に適合する風味付き豆乳飲料における当添加物の技術的正当性についてガイダンスを要請した。

我が国から、当該着色料は果汁入りのフルーツ風味豆乳飲料において最大 15 mg/kg まで使用可能であると発言し、CCASIA はこの情報を CCFA に対して情報提供することに合意した。

議題 4. アジア地域における食品安全と品質

今次会合では、アジア地域における食品安全及び品質に関する現在及び新興の課題、地域レベルの活動及び国レベルの能力構築活動について、FAO 及び WHO から報告された後、議論が行われた。

我が国からは、FAO 及び WHO によるアジア地域における食品安全の取組に感謝の意を表明するとともに、以下を述べた。

- ・ FAO アジア太平洋地域事務所 (FAORAP) において、日本の拠出金事業が効果的に実施されていることに感謝
- ・ 気候変動等の様々な要因が食品安全リスクを増加させることが懸念されている近年の状況下において、消費者の健康を保護し公正な食品貿易を確保するというコーデックス委員会の役割はますます重要性を増していること
- ・ 科学的根拠はコーデックス規格策定作業における不可欠の要素であること、また、コーデックス戦略計画 2026-2031 においても明確に目標 (goal) 及び成果 (outcome) として位置付けられており、我が国としても重要と考えていること
- ・ アジアの多くの加盟国から適切なデータが提出され、それが規格に適切に反映されることは、コーデックスの信頼性と実効性を高める上で大変重要であること
- ・ 科学的根拠に基づくアジア加盟国のコーデックスへの積極的な貢献を支えるため、今後も FAO 及び WHO の活動への協力を続ける所存であること

マレーシアから、以下のような意見が出された。

- ・ ASEAN リスク評価センター (ARAC) のホスト国として、個人レベルの食品摂取データを世界の個別食品摂取データツール (GIFT) プラットフォームに共有するため、WHO と協力して活動してきたこと
- ・ FAO 及び WHO が策定したガイダンスや能力構築のための取組を歓迎すること

(結論)

今次会合は、各国から述べられた意見に留意し、FAO 及び WHO に感謝の意を表明するとともに、FAO 及び WHO の今後の方針として提案された以下の事項に合意した。

- ・ コーデックス戦略計画 2020-2025 及び 2026-2031 に基づき、コーデックスに関する能力構築活動を引き続き支援すること
- ・ FAO の食品安全に関する戦略的優先事項 2022～2031 年及び WHO の食品安全に関する世界戦略 2022～2030 年で提供される枠組みを活用し、地域レベル及び国レベルにおける食品安全活動を展開、補完、支援すること
- ・ ASEAN などの地域機構と連携し、食品安全の強化のための地域レベルの取り組みを支援すること
- ・ 食品管理、消費者意識の向上、コーデックス規格策定作業への積極的な参加を含めた機能的な国レベルのコーデックス委員会の設立を推進するため、世界食品安全デー等のイベントを活用すること

議題 5. 地域に関連するコーデックスの作業

今次会合に先立ち、前地域調整国である中国より、各国の部会等への参加状況やコーデックスの対応が必要な食品安全または貿易に関する課題等についてのサーベイが実施され、24 か国のうち 14 か国から回答があった。

今次会合では、中国より、サーベイの結果の結果を踏まえ、アジア地域はコーデックスにおいて積極的な役割を果たすことに尽力しているものの、コーデックス規格の効果的な実施の確保には継続的な能力構築、財政支援、密接な連携が必要である旨の説明があった。

その後、議論が行われ、我が国からは以下を述べた。

- ・ 特にデータ生成に重点をおいた能力構築が重要であり、効果的なリスク評価には、多くの加盟国が適切なデータを提供できるようになるべき
- ・ 我が国は地域調整国として、アジア加盟国が他国の意見を考慮して各部会において対応できるよう、各部会の数週間前に非公式会合をオンライン開催している。部会で地域の問題が適切に扱われるよう、本非公式会合に積極的に参加して加盟国間で関心や懸念を共有するようにすべき

各国から、以下のような意見が述べられた。

- ・ タイ：今次会合直前に開催されたような食品アレルギーに関するワークショップのような研修を通じた能力開発は、加盟国の財政的負担と参加を支援する上で非常に有益かつ効果的である
- ・ モンゴル：地域における加盟国間の支援や連携は、特に支援を必要としている低所得・中所得の途上国にとって、極めて重要である

(結論)

今次会合は、アジア地域におけるコーデックスの作業の最大化、特定されたギャップへの取組、連携の強化にあたり、以下の取組が必要であること、そして、これらに優先的に取組むことで、コーデックス規格の効果的な実施へつながり、食品安全や地域・国際間の公平な貿易にさらに資することに合意した。

- ・ リスク分析やデータ生成、最新の実験技術に重点を置いた能力構築
- ・ 地域におけるワークショップ、視察、メンターシップの機会を支援するため、コーデックス信託基金（CTF）を通じたものを含めた資金拠出の強化
- ・ 専門知識とベストプラクティスを共有するための機関間及び国際的な連携の強化
- ・ 包摂性を確保するため、代表性の低い国やステークホルダーからのより幅広い参画への積極的な促進

また、次回会合の前にワークショップを開催することについて検討することに合意した。

議題 6. コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング

第 22 回会合において、コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のため、アジア地域が優先的に取り組む事項等をまとめたワークプラン 2022-2024 が採択された。

今次会合では、前地域調整国である中国より、これらの実施状況が報告された後、議論が行われた。

我が国からは、以下を述べた。

- ・ 我が国としては、コーデックス戦略計画における優先課題 2.2（コーデックス規格の策定・見直しにおける世界的に代表性のあるデータの提出と利用の促進）及び 4.2（すべてのコーデックス加盟国の持続可能で積極的な参画を増加させる）が特に重要と考えている
- ・ 優先課題 2.2 に関する我が国に関する取組として、有害化学物質の汚染実態データの提出や FAO を通じて国・地域を対象としたワークショップ等の支援を実施している
- ・ 優先課題 4.2 に関する我が国に関する取組として、FAORAP との共同で、2024 年に東京で新規作業提案に関する地域ワークショップを開催し、コーデックス作業へのより効果的な参加のための能力構築の機会を提供した

また、モルディブから、CTF によって、研修プログラムへの参加、コーデックスに関する手引書の作成、ソーシャルメディア向けの啓発資料の作成が可能になったことについて、モンゴルから、能力構築活動を支援するための財政的支援の必要性が強調されるとともに、サーベイの結果を引用しつつ、地域協力やメンターシップ、学習機会が加盟国の公平な参加を確保する上で重要であることについて、発言があった。

（結論）

今次会合は、コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施を支援するためにアジア地域で実

施された活動に感謝の意を表明した。

議題 7. コーデックスコミュニケーションワークプラン：進捗報告

第 22 回会合において、コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のため、コミュニケーションワークプラン 2022-2024 が採択された。

今次会合では、コーデックス事務局より、コミュニケーションワークプラン 2022-2024 において設定された 2 つの目標（「明確なコミュニケーション経路の確立」及び「コーデックス活動・規格利用の価値発信」）に対して設定された指標が達成されたことが報告された。また、今次会合の参加者を対象にした、アジア地域におけるコミュニケーションに関する満足度調査の結果について、高い評価が得られた旨説明があった。

その後、次期のコミュニケーションワークプラン 2025-2027 について議論が行われた。事務局から示されたワークプラン案について、2022-2024 と同じ目標が設定されているものの、「コーデックス活動・規格利用の価値発信」に係る指標が今期よりも高く設定されていることについて、我が国より、これまで積極的に貢献してきた加盟国だけでなくその他の加盟国の貢献が必要である旨を述べた。その他、タイから、次期のコミュニケーションワークプランを強く支持すること、コーデックス規格の効果的かつ効率的な策定を支援するために、コミュニケーション活動を継続的に促進すべきであることが述べられた。

(結論)

議論の結果、今次会合は、2022～2024 年の活動とアジア地域におけるコミュニケーションに関する満足度に関するサーベイの結果を確認するとともに、コミュニケーションワークプラン 2025-2027 を採択した。

議題 8. コーデックス戦略計画 2026-2031：状況と次のステップ

コーデックス事務局より、第 47 回総会で採択された次期コーデックス戦略計画 2026-2031 について説明があった。また、現在執行委員会において本戦略計画の実施状況のモニタリングのための指標を作成中であり、意見照会の回付文書（CL）を通して、このレビュープロセスに積極的に参加するよう奨励された。

その後、戦略計画の実施を支援するための今後 2 年間のアジア地域ワークプランの検討が行われた。議長から、今次会合に先立ち実施されたサーベイの結果やコーデックス戦略計画 2020-2025 の実施状況等を踏まえ、適切と考えられるワークプラン案が事前に提案されており（CRD04）、今次会合では、本ワークプラン案をベースに議論が行われた。

我が国からは、以下を述べた。

- ・ CRD04 に示されたワークプラン案を支持すること
- ・ 主要な活動のうち、特に、活動 1.2.2（地域内の全加盟国によるデータの提出、またはデータの共同提出の促進と奨励）と活動 2.3.2（ニーズに基づいた能力開発活動（研修、ウェビナー、視察、バーチャルコーディネーションセッション）の継続的支援）が重要であること
- ・ アジア地域の食品安全の確保には、データ生成に重点をおいた能力構築やより質の高いデータの提出が不可欠であること

また、タイから、以下のような意見等が述べられた。

- ・ 主要な活動として、持続可能で弾力的な食料システムに対してコーデックス文書が与える影響について情報収集するための調査を実施することを追加すべき

（結論）

議論の結果、今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 次期コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施の支援に貢献すること
- ・ 上記のタイからの提案を加えたアジア地域のワークプラン 2026-2027 を採択した
- ・ 加盟国及びオブザーバーに対し、コーデックス戦略計画 2026-2031 のモニタリングフレームワークの策定プロセスに積極的に参加するよう奨励した

議題 9. 地域におけるコーデックス規格の使用と影響

コーデックス事務局は、コーデックス戦略計画 2020-2025 の目標 3「コーデックス規格の認識と使用を通じて影響を増大させる」のモニタリングとしてコーデックス規格の使用状況と影響度を測定するため、全ての加盟国を対象に、2022 年から毎年調査を実施している²。本調査は 3 年周期で異なるコーデックス規格を対象に実施され、長期的な使用と影響の傾向が把握されることとなっている。

今次会合では、コーデックス事務局より、2022、2023 年に実施された調査結果について、以下の説明があった。

- ・ 回答者の 90%以上が、コーデックスの活動に満足していると回答
- ・ 低中所得国（LMIC）の約 70%が、自国の食品管理システムにおいてコーデックス文書を活用

² 2022 年は、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）、食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）、必須栄養素の食品への添加に関する一般原則（CXG 9-1987）、2023 年は食品添加物の一般規格（CXS 192-1995）、栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）、食品及び飼料中の残留農薬の分析法に関する性能規準のガイドライン（CXG 90-2017）、2024 年は国家食品管理システムに関する原則およびガイドライン（CXG 82-2013）、政府が適用する食品安全のためのリスクアナリシスの作業原則（CXG 62-2007）、食品残留動物用医薬品の残留基準値（MRL）及びリスク管理に関する勧告（RMR）、薬剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範（CXC 61-2005）について調査が実施された。

- ・ アジア地域の回答率は、2022 年は 46%（11 か国）、2023 年は 58%（14 か国）であり、世界全体の回答率 69%を下回っている

また、コーデックス事務局から、作業文書で提案されている、サーベイの結果を踏まえた対応策（①コーデックス規格の認知度向上、②政治的コミットメントの強化、③低中所得国向けの能力構築の強化、④デジタル化等を通じた規格の普及・アクセス改善、⑤優良事例の共有促進、⑥リソース・支援の確保（データ収集の推進や FAO・WHO による科学的助言の迅速な提供を含む）、⑦コーデックス文書の影響を把握するためのモニタリング及び評価の実施継続）に取り組むため、議題 8 で議論されたアジア地域ワークプランのうち、優先的に取り組む活動の案が示された。

- ・ 地域内の全加盟国によるデータ提出、または共同提出を促進・奨励する（活動 1.2.2）
- ・ CCASIA23 での議論に基づき、現状および新たな課題について情報発信する（活動 1.4.1）
- ・ ニーズに基づく能力構築活動（研修、ウェビナー、視察、バーチャルセッション）を継続的に支援する（活動 2.3.2）
- ・ 食品安全の確保、消費者の健康保護、貿易の促進にコーデックス文書を活用することの利点を強調するため、各国の意思決定者とのアドボカシー活動を継続する（活動 4.1.1）
- ・ 知識ギャップが認められる地域において、コーデックス文書の理解と適用を向上させるための、対象を絞った意識向上キャンペーンを実施する（活動 4.1.4）

議論において、我が国からは、以下を述べた。

- ・ 本調査結果は、アジア地域におけるコーデックス戦略計画 2020-2025 の実行にあたり非常に有用である
- ・ しかしながら、アジア地域の回答率は半数程度にとどまっており、地域の傾向や課題を正確に把握するためには回答率の向上が不可欠であることから、回答率が低い理由を特定し改善策を講じることが重要

（結論）

議論の結果、今次会合は、コーデックス文書の利用と影響に関する調査結果、特に地域に関連する調査結果を確認するとともに、地域のすべての加盟国に対し、次回の調査に積極的に回答するよう促すことに合意した。また、コーデックス事務局に対し、回答率が低い理由を調査し、回答率を改善するための提案を提出するよう要請した。

コーデックス事務局から示された優先的に取り組む活動は修正なく合意した。

議題 10. 急速冷凍餃子の地域規格案（ステップ 7）³

第 20 回会合に、中国が急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格策定の新規作業を提案。第 21 回会合（2019 年）に、中国が修正したプロジェクトドキュメント（以下、プロドク）を再提出し議論が行われた。規格の名称から中国での呼称である「Jiaozi」を削除する等のいくつかの修正を加えた上で、総会に新規作業の承認を諮ることに合意し、第 43 回総会（2020 年）において承認された。

その後、中国を議長とする EWG において作成した規格原案について、第 22 回会合にて議論が行われ、概ね規格原案に合意がなされたが、食品添加物条項に関しては、皮に使用する添加物と具に使用する添加物を分けるべきではないか、餃子の規格原案の添加物条項で参照している GSFA 上の食品分類「06.4.3 調理済みパスタ及び麺類並びに類似製品」よりも「07.1.5 蒸しパン及び丸パン」は具も含めた定義となっているので餃子全体に使用する添加物を参照する食品分類としてはこちらの方が適切ではないか、等の意見が出され、議論がまとまらなかったことから、食品添加物条項の全体をスクエアブラケットに入れた上で、第 46 回総会（2023 年 12 月）でステップ 5 で予備採択された。

第 22 回会合以降、中国を議長とする EWG やバーチャル作業部会（VWG）において、食品添加物条項を中心に検討が行われ、食品分類について、

- ・ 皮と具に使用する添加物を参照する食品分類を分けるかどうか。分ける場合、皮の分類は 06.4.3 が候補となっている。具は原材料の多様さを踏まえてどのように分類するか。
- ・ 皮と具を分けずに餃子全体に使用する添加物を参照する場合はどの食品分類が適切か。候補として 06.4.3、07.1.5 及び「16.0 調理済み食品」が挙げられている。

が論点となっていた。

その後、今次会合に先立ち、EWG や VWG の検討結果を踏まえ、食品分類として皮と具を分けずに餃子全体として GSFA 上の食品分類 06.4.3 を参照する規格案が示され、ステップ 6 によりコメント募集が行われた。我が国からは、示された食品分類が適当であると考え、及び、GSFA 上の食品分類 06.4.3 には食品添加物の使用を特定の食品に限定する注釈が存在することから、本地域規格に適合する冷凍餃子製品における食品添加物の使用状況を CCFA に情報提供し、GSFA へ適切に反映されるようにすべきとの意見を提出した。

今次会合では、9 月 22 日に開催された IWG 及び 9 月 24 日の本会合において、添加物条項及びステップ 6 で提出された意見を踏まえて議論が行われた。

議論の結果、食品分類は 06.4.3 のままとし、我が国の使用実態を反映する等の修正を加えた規格案に合意した。

³ 第 102 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/102-3.pdf>

(結論)

今次会合は、この規格案を総会にステップ 8 で最終採択を諮ること、CCFA、食品表示部会 (CCFL) に関連条項の承認を求めること (総会での最終採択は CCFA 及び CCFL の承認後となる)、さらに、CCFA に対し、GSFA の改訂案を提案することに合意した。なお、議題 3 で議論したとおり、サンプリングプランについて CCMAS に承認を求めることも確認した。

議題 11. 新規作業提案

議題 11.1. 伝統菓子の地域規格の策定提案

第 21 回会合に、インドがミタイ (mithai) と呼ばれるインド固有の伝統菓子の地域規格の策定の新規作業を提案。第 22 回会合では、インドが修正したプロドクを再提出し、インドの伝統菓子のミタイだけではなく、各国のスイーツを幅広く含む包括的な規格の策定作業が提案したが、伝統菓子は国によって異なる、規格を策定する製品の定義を明確にすべき等の意見が出され、修正したプロドクを再提出することとしていた。

今次会合においては、再修正したプロドクについて議論される予定であったが、インドより提案を取り下げる旨の報告があったため、議論は行われなかった。(次回会合の議題からは削除される。)

議題 11.2. 缶詰おかゆ及び調理米の地域規格の策定提案⁴

第 22 回会合に、韓国から、レトルト処理や無菌包装処理をした peeled raw rice 製品を対象とした調理米 (cooked rice) について、また、中国から、缶詰コンジュー (canned congee) について、それぞれ地域規格策定の新規作業が提案されたが、議論において、さまざまな懸念や疑問が示されたこと、また、両提案ともコメ製品が含まれていることから、中国と韓国は、それぞれの提案内容を再修正するとともに、両者の提案を一つに統合する可能性を検討することとされた。

今次会合に先立ち、中国と韓国は第 22 回会合でそれぞれが提出した提案を統合した包括的な地域規格の策定作業提案を提出していたが、会合直前に、中国より、缶詰コンジューのみを対象とした地域規格の策定提案 (CRD16) があった。今次会合では、議論の冒頭、中国から、会合直前に両国間でさらに議論した結果、これらの製品間では安全性や品質要件が異なるため、統合した規格の策定は困難であるとの結論に至ったこと、今次会合では、韓国の提案は間に合わないため、中国の提案 (CRD16) のみを議論したいとの説明があった。韓国からは、次回会合において調理米の地域規格の策定作業を提案する可能性はあるが、提案する場合は「その他の事項」で議論したいとの補足説明があった。(次回会合の議題からは削除される。)

⁴ 第 102 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/102-3.pdf>

今次会合では、CRD16 に基づき議論が行われた。

我が国からは、以下を述べた。

- ・ 手続きマニュアルの関連規定に基づき、貿易上の問題点が特定されるべき
- ・ 既存のコーデックス文書では対応できない問題点が特定されるべき

その他、タイ、マレーシア、モルディブから、以下の意見や懸念が述べられた。

- ・ 缶詰おかゆの明確な安全性に関する評価が存在しないことから、食品安全の観点是一般問題部会において新規作業として検討されるべき
- ・ 調理済み製品や即席製品も市場に多く流通しているため、このような製品もカバーされるよう本地域規格の対象範囲をより広範にすべき
- ・ 規格が様々な形態の製品を対象にしていることを明確にするため、規格の名称は、「缶詰 (canned)」ではなく、「包装された (packaged)」を用いるべき

中国から、「缶詰」については「低酸性缶詰食品の衛生実施規範 (CXC 23-1979)」中の定義を引用したが、今後の議論に応じて修正の余地はあるとの回答があった。また、製品の対象範囲について、中国から修正案が示されたが、合意に至らず、今後引き続き検討されることになった。

議長は、オープニングセッションでのコーデックス事務局長のビデオメッセージの内容に言及しつつ、以下を指摘した。

- ・ コーデックス規格の策定により、消費者の信頼を高め、関連製品の取引の促進に資することが可能となるものの、必要性、実現可能性、包摂性の原則に基づくべき
- ・ 新たなコーデックス文書を提案する前に、規格の意図する目的を明確かつ戦略的に定め、関連する課題が規格化に適しているかどうかを判断し、既存のコーデックス文書を懸念事項に対処するために適応させることが可能かどうかを評価する必要がある。これにより、加盟国が新規作業提案を検討する際に費やす時間と労力が効率的に活用されることになる
- ・ 第 88 回執行委員会(2025 年 7 月) から、個別食品規格を策定する全ての部会に対し、規格策定においてより横断的なアプローチをとるとともに、新規作業提案においてコーデックスが取り組むべき主要な問題と課題を明確に特定し、最も適切なコーデックス文書を特定・勧告するよう要請されている。慎重な基礎作業により、より良い結果につながる
- ・ アジア地域外でも取引がなされているため、国際規格の策定について検討されるべき

議長の指摘事項や、提案内容について更に精査が必要な状況を踏まえ、次回会合で議論を

行うこととなった。

(結論)

議論の結果、今次会合は、中国に対して以下の事項を要請することに合意した。

- ・ 既存のコーデックス文書とのギャップ分析を実施し、対象範囲と具体的な品質パラメーターをより明確にすること
- ・ 本会合中の議論や CRD として提出された意見、コーデックス事務局で策定中の「新規作業提案の提出に関する実務ガイダンス」を踏まえ、プロドクを修正すること
- ・ 次回会合の開催 3 か月前までにコーデックス事務局へ修正したプロドクを提出すること

議題 12. 地域調整国の指名

第 47 回総会（2024 年 11 月）において、当時アジア地域調整国を務めていた中国が総会副議長に選出され、ルールにより地域調整国を退任したことを受けて、我が国が残りの任期を務める地域調整国として任命された。日本の 1 期目の任期は第 48 回総会（2025 年 11 月予定）で終了するが、地域調整国は連続して 2 期務めることが可能である。

韓国、シンガポール、中国、タイ、マレーシアから、前地域調整国である中国と協力して行った我が国のコーデックスへの献身的な活動を高く評価するとともに、我が国の再任を支持するとの表明があった。インドネシアからも、日本の 2 期目の再任を支持する CRD (CRD17) が提出された。我が国からは、加盟国の支援に感謝の意を示すとともに、次期も地域調整国として貢献したい旨を表明した。

(結論)

今次会合は、第 48 回総会に対し、日本をアジア地域調整国へと再任命するよう勧告することに合意した。

議題 13. その他の事項

海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）の国際規格への変更の提案

今次会合の前に、韓国より、海苔製品の地域規格の国際規格への変更を提案するプロドク (CRD02) が提出された。

今次会合では、韓国より、プロドクについて説明があった。また、議長より、地域調整部会の付託事項 (Terms of Reference, ToR) に基づいて、地域にとって関心の高い製品や、将来国際的な市場性を持つことが見込まれる製品について、国際規格の策定を総会に勧告することができること、及び、地域調整部会において地域規格の国際規格への変更を検討する初の事例である旨の説明があった。その後、議論が行われた。

我が国からは、以下を述べた。

- ・ 手続きマニュアルの関連規定に基づき、貿易上の障害が特定されるべき
- ・ 本地域規格は、主要生産国であり主要消費国でもある我が国、中国、韓国を中心に慎重な議論を重ねて策定したものであり、国際規格への変更の過程で、他地域の類似食品にまでスコープが広がることなどにより、結果としてアジア地域の実態に沿わないものとなる懸念もある
- ・ しかしながら、作業を進めることにコンセンサスがあるなら、新規作業提案を阻害することはしない。本提案が承認されれば、規格策定作業に貢献する所存

提案は、中国、タイ、マレーシアから支持が表明された。

タイから、以下の意見が述べられた。

- ・ より広範な市場をカバーできるよう、他の海藻も規格の対象とすべき。(インドネシアからも包括的な製品の定義の重要性を強調する意見が CRD (CRD17) として提出された。)
- ・ 本規格には汚染物質に関する条項が存在するが、参照先の GSCTFF には海藻における重金属の ML が設定されていないため、CCCF に対し検討を要請すべき。(この意見に対し、コーデックス事務局から、CCASIA から CCCF に対し、検討を直接勧告することが可能、また、加盟国が CCCF のプロセスに従って、新規作業提案を提出することも可能、との説明があった。)

マレーシアから、以下の質問があった。

- ・ 過去に地域規格から国際規格に変更する作業が行われた際には、プロダクにおける規格の対象範囲はどのようになっていたのか。(この質問に対し、コーデックス事務局から、過去にアジアの地域規格が国際規格に変更された時のプロダクの対象範囲は地域規格と同様の対象範囲の記述となっており、現在のアプローチは過去の事例と一致しているとの説明があった。また、韓国から、加盟国から示された技術的な側面は、本提案が新規作業として承認されたら、さらに議論していきたいとのコメントがあった。)

作業を進めることが概ね支持されたことから、総会へ提出するプロダクの確認を行い、一部修正を加えて合意した。

議長は、加盟国に対し、海苔製品は現在世界中で消費されているが、アジア地域は主要生産国であり、総会で新規作業として承認され、作業を行う部会が決定したら、積極的に規格策定作業に参加してほしいと奨励した。

(結論)

今次会合は、総会に対し、合意されたプロダクを送付するとともに、国際規格化の作業を進めるにあたり適切な部会を決定することや必要に応じて EWG の設置を要請すること

に合意した。

また、CCCF に対し、海苔製品を含めた海藻における重金属の ML を設定することを検討することを勧告することに合意した。

月餅（mooncake）の地域規格の策定提案

今次会合の前に、中国より、月餅の地域規格策定を提案するプロドク（CRD03）が提出された。

今次会合では、中国より、プロドクについて説明があった。その後、議論が行われた。

我が国からは、以下を述べた。

- ・ 各国において様々な伝統的な菓子が製造されているため、定義によっては本来月餅ではないものが月餅として扱われてしまう可能性がある。規格の対象は慎重に検討されるべき
- ・ 食品安全については、一般問題部会において様々な規格が策定されているなか、月餅の地域規格において対処すべき食品安全に関する問題点が残っているのか明確化すべき
- ・ 包摂性はコーデックスの中核的価値の一つであるが、対象を広げすぎると規格として曖昧になるため、貿易上の公平性を適切に保てるか疑問である。規格の対象拡大については慎重に検討されるべき

各国からは、中国の提案を支持しつつも、以下の意見等が述べられた。

- ・ タイ、マレーシア：類似製品または異なる名称で呼ばれている同一製品が存在するため、適用範囲と定義を明確化すべき
- ・ シンガポール：定義の対象となる製品が多岐にわたるため、製品名を「月餅」よりも一般的な名称にするべき（タイからも CRD（CRD07）で一般名称を用いる必要性に言及あり）

製品の名称について、中国から、示された意見を踏まえて慎重に検討するが、現時点では代替案がないため、このまま維持したい、月餅は GSFA の食品分類「07.2.1 ケーキ、クッキー、パイ（フルーツ入りやカスタード入りなど）」の例として含まれている旨回答があったが、コーデックス事務局から、GSFA の食品分類の事例は製品の名称の正当な根拠とは考慮されない旨コメントがあった。

規格化の必要性について、中国から、原材料として油脂や砂糖が使用されることから、過酸化価と酸価が月餅の品質に関する主な懸念となっている旨回答があった。これに対し、我が国から、多くの菓子類にも関わる横断的な課題である旨指摘し、また、コーデックス事務局から、油脂に関するコーデックス規格にはすでに酸価および過酸化価に関する規定が

含まれているため、これらの値を月餅にどのように適用できるかを検討する必要があるとのコメントがあった。

議長は、加盟国の見解の相違を踏まえ、議題 11.2 での議論に言及しつつ、範囲、定義および品質パラメーターを手続マニュアルに沿って明確にする必要性を強調した。また、コーデックス規格では一般名称を用いるべきであることも改めて指摘した。

提案内容について更に精査が必要な状況を踏まえ、次回会合で議論を行うこととなった。

(結論)

議論の結果、今次会合は、中国に対して以下の事項を要請することに合意した

- ・ 関心のあるメンバー国と協力し、既存のコーデックス文書とのギャップ分析を実施し、地域規格の名称、対象範囲、具体的な品質パラメーターを決定すること
- ・ コーデックス事務局で策定中の「新規作業提案の提出に関する実務ガイダンス」を踏まえ、プロドクを修正すること
- ・ 次回会合の開催 3 か月前までにコーデックス事務局へ修正したプロドクを提出すること

新規機能性成分及び表示に関する討議文書

今次会合の直前に、中国と、コーデックスのオブザーバー機関である国際食品科学技術連合 (IUFoST) より、新規機能性成分及び表示に関する討議文書 (CRD14) が提出された。

今次会合では、中国より、本討議文書に基づき、機能性成分や薬効成分を含む食品はアジア地域の貿易にとって重要であり、関心のあるメンバー国が主導して機能性成分の新規性および監督要因を特定するための原則に関する CCASIA ガイダンスを、安全性評価の要件とともに策定するための新規作業を開始することが提案された。

我が国からは、以下を述べた。

- ・ 手続きマニュアルに基づき、新規作業の必要性について検討されるべき

各国から、以下の意見が述べられた。

- ・ タイ：提案は支持するが、作成されるガイダンスは、手続きマニュアルに基づきより広範な適用性を確保するため、アジア地域に限定せず、世界レベルでの策定することが可能
- ・ シンガポール：調和のとれた安全性評価の枠組みを開発し、共有データベースと調和のとれた規制アプローチを確立することで、消費者保護、規制の予測可能性、アジア地域における機能性成分の安全な流通が強化されるため、提案を支持
- ・ マレーシア：国によっては健康強調表示のない植物由来成分を使用した食品と、伝統

医薬のように登録が必要な製品は区別して扱われる必要がある

(結論)

議論の結果、今次会合は、中国や関心を持つメンバーやオブザーバーに対し、本提案と今後の進め方について調査することを検討するよう要請することに合意した。

議題 14. 次回会合の日程及び開催地

次回会合は、今次会合の約 2 年後に開催されること、詳細は追って通知があるとの連絡があった。

(参考)

CCASIA の作業の概要及び状況

事項	ステップ	今後のアクション
海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）の国際規格への変更の提案	-	・ 第 89 回執行委員会 ・ 第 48 回総会
急速冷凍餃子の地域規格策定	8	・ 執行委員会 ・ 総会 ・ CCFA、CCFL
非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）におけるサンプリングプラン改訂、並びに、その他のアジア地域規格（CXS 298R-2009、301R-2011、313R-2013、323R-2017、354R-2023、355R-2023）及び急速冷凍餃子の地域規格案におけるサンプリングプラン策定	-	・ CCMAS
食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び伝統的食品市場における食品衛生管理措置に関するガイドライン（CXG 103-2024）と、アジアにおける路上販売食品に係る衛生実施規範（CXC 76R-2017）の整合	-	・ EWG（インド）
缶詰おかゆの地域規格の策定に関する討議文書及びプロドク	-	・ 中国
月餅（mooncake）の地域規格の策定に関する討議文書及びプロドク	-	・ 中国及び関心のあるメンバー
新規機能性成分及び表示に関する討議文書	-	・ 中国及び関心のあるメンバー

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

日 時：2025 年 10 月 13 日（月）～10 月 17 日（金）

場 所：グワハティ（インド）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項
2. 1	スパイス表示における「収穫国」という用語の使用に関する情報
2. 2	CCSCH 業務に関連する国際機関の活動に関する情報
3	乾燥果実
3. 1	果実に分類されるスパイスの規格案：バニラの要件(ステップ 7)
3. 2	ラージカルダモンの規格案（ステップ 4）
4	乾燥樹皮
4. 1	シナモンの規格案（ステップ 4）
5	乾燥種子
5. 1	コリアンダーの規格案（ステップ 4）
6	ハーブ
6. 1	マジョラムの規格案（ステップ 4）
7	新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ（SCH）規格のレイアウト
7. 1	スパイス・料理用ハーブの貿易データ入手可能性に関する討議文書
7. 2	新規作業提案の検討（CL 2024/40-SCH への回答）
7. 3	SCH 規格のテンプレートの更新
8	その他の事項
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 報告書

1. 日 時 (本会合) 2025 年 10 月 13 日 (月) ～15 日 (水)
(報告書の採択) 2025 年 10 月 17 日 (金)
2. 場 所 グワハティ (インド)
3. 参加 (登録) 国及び国際機関 28 加盟国、1 加盟機関 (EU)、1 オブザーバー機関
4. 出席者
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 課長補佐 春山 智紀 (団長)
(テクニカルアドバイザー)
全日本スパイス協会 技術委員会アドバイザー 徳永 淳一郎

5. 結果概要

議題 1. 議題の採択

第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH8) は仮議題を今次会合の議題として採択することに合意した。

また、未解決事項等について議論するため、以下の会期中作業部会 (IWG) の開催に合意した。

- ・ 果実に分類されるスパイスの規格案：バニラの要件 (議長：インド、共同議長：マダガスカル、メキシコ)
- ・ 乾燥樹皮：シナモンの規格案 (議長：ブラジル、共同議長：インドネシア、イラン、メキシコ)

議題 2. コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項

(議論)

コーデックス総会及びその他の部会で議論された CCSCH に関連する事項について、コーデックス事務局から情報提供が行われた。

また、各部会からの付託事項 (質問等) について、本会合での検討に先立ち関心国により回答案がまとめられることになり、本会合ではインドによって作成された議場配布資料 (CRD 33、CRD 34) に基づいて議論が行われた。主な議論と合意事項は以下のとおり。

第 43 回・第 44 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2024 年、2025 年) からの質問

① スモールカルダモンの規格 (CXS 357-2024)：軽量種子の試験方法

軽量種子の分析方法を ISO 927 に変更するという CCMAS の勧告に合意した。

② ターメリックの規格 (CXS 359-2024) 中のクルクミノイドの分析方法と条項名

ターメリックの分析方法における条項名を「着色力 (クルクミノイド含有量)」から「クルクミノイドとして表される着色力」に改訂するという CCMAS の提案に合意した。

- ③ 乾燥唐辛子及びパプリカの規格（CXS 353-2022）：辛味の測定方法、熱単位、適切な規格名 CCSCH8 は、ASTA 21.3 が ISO 3513 より ASTA 21.3 を優先することを確認し、CCMAS に対し、ISO 3513 を廃止し、ASTA 21.3 をタイプ I 分析法として置き換えるよう勧告することに合意した。
- ④ クローブの規格（CXS 344-2021）：目視可能カビの判定方法
- 第 43 回 CCMAS（2024 年）では V-8 法をタイプ IV 分析法として承認したが、CCSCH に対し、ISO 927 がより優れたタイプ I 分析法であるかどうかを確認するよう要請していた。CCSCH8 は CCMAS に対し、ISO 927 はショウガ、ターメリック等他のスパイス・料理用ハーブでも承認されていることから、目視可能なカビの判定方法として、V-8 法の代わりに ISO 927 をタイプ I 分析法として承認するよう勧告した。

第 54 回・第 55 回食品添加物部会（CCFA）（2024 年、2025 年）からの質問

CCFA からの質問が複雑な内容を含んでいること、今次会合での検討時間が限られていること、専門的知見を有する出席者が少ないことから、次回会合に議論を延期することになった。

（結論）

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ 情報提供された事項を確認した。
- ・ 加盟国に対して CCSCH の電子作業部会（EWG）でリーダーシップを発揮すること、また、新規作業提案を準備・提出することを奨励した。
- ・ コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施のためのモニタリング枠組みの策定進捗状況を確認し、加盟国に対して本計画が発効した際に実施を支援するよう奨励した。
- ・ 次回会合で CCFA からの質問を検討し、CCFA に回答することに合意した。
- ・ 分析方法に関する回答を CCMAS に送付することに合意した。

議題 2. 1. スパイス表示における「収穫国」という用語の使用に関する情報

（経緯）

第 40 回コーデックス総会（2017 年）において、サフラン規格策定の新規作業が承認された。第 6 回 CCSCH（2022 年）はサフラン規格案に合意（第 45 回総会（2022 年開催）で予備採択（ステップ 5））。また、食品表示条項と分析・サンプリング法条項は食品表示部会（CCFL）及び CCMAS に承認を諮ることになった。

第 47 回 CCFL（2023 年）では、サフランの原産国及び収穫国に関する食品表示条項に関し、CCSCH に対して明確な区別を求めるよう要請した。

これを受けて、第 7 回 CCSCH（2024 年）は原産国と収穫国の定義について議論を行い、コーデックスに収穫国の定義が存在しない旨 CCFL に回答した。第 48 回 CCFL（2024 年）は、原産国に関する食品表示条項を承認したが、収穫国については合意には至らず、第 87 回コーデックス執行委員会（2024 年 7 月）及び第 47 回総会（2024 年）に検討を要請した。

第 47 回総会では、第 87 回執行委員会での勧告を踏まえ、回付文書（CL）により加盟国及びオブザーバーから意見聴取すること、イラン及びカナダを合同議長国、インド及びマダガスカルを共同議長国とする EWG を設置し収穫国と原産国の違い等について引き続き検討すること、CL や EWG 等の結果を踏まえ、第 8 回 CCSCH 及び第 49 回 CCFL において検討すること等に合意した。

今次会合では、第 47 回総会の合意事項に従って、CL への回答を検討し、第 49 回 CCFL に対して見解を示すための議論が行われた。

（議論）

CCSCH8 は、加盟国及びオブザーバーから提出された CL へのコメントについて意見交換を行い、収穫国と原産国に関する質問への対応方法として、主に以下の提案と勧告が示されたことを確認した。

- ・ 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF、CXS 1-1985）の第 4.5.2 項（「ある食品がその性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示については、当該加工が施された国が原産国とみなされなければならない。」）の解釈を適用し、特に原産国の表示に影響を与える製品の「性質の変化」を構成するものを明確にするよう CCFL に求める。
- ・ 原産国は義務表示で、収穫国は任意表示だが、食品の性質変化の意味を明確にする必要があり、食品の性質変化に係るガイダンスが必要。
- ・ CCSCH が検討対象とするスパイス・料理用ハーブの多くは、実質的な加工が行われない限り、通常、収穫国と原産国は同一である。収穫国表示義務は食品偽装を効果的に防止せず、これらの課題はコーデックスにおける横断的手法、特にコーデックス食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）への付託を通じて対処すべき。（この意見に対し、食品偽装や混入について、表示問題に該当するか否かを判断するのは CCSCH の役割ではないと指摘があった。）
- ・ コーデックスや国際科学界において、収穫国を検証するための妥当性確認された分析方法がなく、収穫国は世界貿易機関（WTO）、世界税関機構（WCO）など国際貿易協定では定義されていない。さらに、現在収穫国を国内法に含めている国は存在しない。
- ・ 乾燥・粉砕・包装といった加工工程が製品の性質を変化させないことを踏まえると、収穫国と原産国は実質的に同一である。
- ・ コーデックスは、個別食品部会あるいは今後の作業を通じて、原産国と収穫国に関するガイダンス又は定義の策定を検討すべき。
- ・ 「原産国は必須、収穫国は任意」とする表示規定を CCFL で検討することができるが、原産地が原産国と異なる場合は、収穫国を義務表示とすべき。

（結論）

CCSCH8 は、CCFL49 に対し、以下を検討するよう要請した。

- ・ GSLPF 第 4.5.2 項を明確化する。特に「食品の性質の変化」に関して検討する。または、本項をさらに定義・精緻化し、原産国表示の変更を正当化する要件としての「食品の性質の変化」を具体的に定義する可能性を検討する。もしくは、第 4.5.2 項の適用に関するガイダンスを提供する。

- ・ 原産国及び収穫国の定義及び/又は追加ガイダンスを提供する。
- ・ 原産国は義務表示であり、収穫国は任意表示であるが、収穫国が原産国と異なる場合には収穫国を義務表示とする。

また、執行委員会と総会に対し、食品規格における食品偽装、トレーサビリティ／製品追跡等の課題への対応方法を利用者に想起させる、その他の公正な取引関連ツールの統合的な取扱いを促進する観点から、CCFICS の文書を個別食品の規格に最も効果的に組み込むことができる方法について、さらなるガイダンスを提供するよう要請した。

議題 2. 2. CCSCH 業務に関連する国際機関の活動に関する情報

(経緯)

コーデックスのオブザーバー機関である国際標準化機構 (ISO) では食品の専門委員会 (TC34) の下にスパイス・料理用ハーブの ISO 規格について議論する分科委員会 (SC7) を設置している。今次会合では、ISO から最近の SC7 の活動について紹介し、コーデックスとの連携に関する今後の方向性を提案する文書が提出されている。主な概要は以下のとおり。

国際標準化の主な目的は、貿易における技術的障壁を排除し、商品やサービスの交換を促進すること。ISO は、173 の国・地域の標準化団体が加盟する独立した非政府機関であり、専門家が集まり知識を共有することで、国際規格の策定に取り組んでいる。ISO の活動の一環として、標準化に対する意識向上や消費者の参加を促す取組も実施。ISO/TC34 は食品技術委員会であり、食品製造方法や試験のガイダンスを提供することで、食品業界における安全性や効率を向上。本分野の国際標準化は 1947 年に ISO が設立された際に最初に選択されたテーマの一つであり、全ての農産物やその加工品が対象。

ISO/TC34/SC7 は 1961 年に設立され、スパイス、料理用ハーブ、調味料に関する国際規格を策定。本小委員会は、用語、サンプリング、試験方法、製品仕様、包装、保管、輸送に関する要件を扱い、これまでに 32 回の会合を開催。本会合には、17 の参加国と 40 のオブザーバー国があり、メンバーは技術や政策会議に参加し、投票権を持つ「P」メンバーと、オブザーバーとして活動する「O」メンバーがいる。また、広範な連絡ネットワークを持ち、様々な国際組織と連携。ISO/TC34/SC7 では、75 の製品仕様や 49 の試験方法など、いくつかの規格を策定しており、その情報は ISO のウェブサイトで確認可能。

WTO では、コーデックス規格が国際貿易の基準として扱われるが、スパイス・ハーブ分野でコーデックス規格が存在しない場合には、ISO/TC34/SC7 で策定された ISO 規格が基準として用いられる。ISO/TC34/SC7 とコーデックスの活動領域が重複していることから、協力関係を築き、重複を避ける努力が重要である。具体的には、コーデックス規格策定の際に ISO 規格を出発点とすること、分析・試験方法に関しては ISO の方法を参照・採用すること、重複を避けるため、必要に応じて他の国際機関と協議すること等である。

(結論)

CCSCH8 は、スパイス・料理用ハーブ、調味料に関する活動について ISO が提供した情報に留意し、情報提供に感謝の意を表明した。

議題3 乾燥果実

議題3. 1 果実に分類されるスパイスの規格案：バニラの要件(ステップ7)

(経緯)

第7回会合¹において、規格案を第47回総会（2024年11月開催）へ提出し、予備採択（ステップ5）に諮ること、未解決の項目・値を検討するため、米国を議長とし、マダガスカル、メキシコ、インドを共同議長とする電子的作業部会（EWG）を設置することに合意した。

規格案は第47回総会において予備採択された。

EWG では2回意見照会があり、我が国はEWG議長国が作成した規格案に対し、修辭上の意見をした。

形状（第2.2項）：「バニラ - キャビア」「バニラ - シュプリーム」との用語、食品添加物(4)：固結防止剤のバニラの粉碎/粉末形態での使用、製品名（第8.2.3項）：CCSCH標準レイアウトのようにオプションとして維持するか、「may」を「shall」に置き換えて必須とするか、収穫国（第8.3.2項）：収穫国表示の規定を任意（CCSCH規格のレイアウトと一致）にするか、義務にするか、化学的特性（附属書1の表1）：現行の貿易慣行に基づいた化学的特性（オプション1）を維持するか、バニラ種に基づいた化学的特性（オプション2）を採用するか等について、複数の意見があり合意を得られなかった。

今次会合では、IWGの検討結果（CRD04）に沿って議論が行われた。

(議論)

本議題に係る主な議論と合意事項は以下のとおり。

形状（第2.2項）

- ・ 既に合意されていた「ホールビーン」、「スプリット」、「カット」の各形状を承認した。
- ・ 「バニラパルプと種子 - バニラ - キャビア」を形状に追加した。なお、「バニラパルプと種子」と「バニラ - キャビア」は同義語であり、この形状の取引において互換的に使用されていることを確認した。米国はこの決定に留保した。
- ・ 前回会合におい合意されていた「粉碎/粉末状 - バニラビーン（ホール、カット、スプリット）を粉碎して得られるもの」という形状の記載を確認した。
- ・ スクエアブラケットで囲まれたその他の形状案を削除した。

サイズ分類（任意）（第2.3項）

- ・ SCH規格のテンプレートとの整合性を確保するため、本規定の最終文を削除した。

品質要素（第3.2項）

¹ 第110回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

- ・ 「バナラは安全かつ人間の消費に適したものでなければならない」という記述のスクエアブラケットを削除すること。
- ・ 未分類品として取引されるバナラの最低品質要件は、附属書 I に記載のバナラプランフォリア種等級/クラス III の要件に整合させることとし、分類に関する第 3.2.2 項を「未分類品として取引される場合、バナラプランフォリア種に対する最低要件として、附属書 I の等級/クラス III に関する規定が適用される。」に修正した。

食品添加物（第 4 項）

バナラ粉末の食品添加物条項に固結防止剤を含めるかどうかについて議論が行われた。支持する加盟国は、バナラ粉末は水分含有量が高く、流動性に影響を及ぼす可能性があることから固結防止剤を使用する場合があること、食品添加物に関する規定は任意であり、各国は必要が生じた場合に使用できると述べた。

一方、支持しない加盟国は、乾燥・粉末化される熟成したバナラビーンズは水分含有量が安定しており、保存に添加物を必要としないと主張した。また、バナラは高価な製品であるため、固結防止剤の添加は製品を希釈し、製品の真正性を損なう恐れがあるとの意見も出されたが、コーデックス事務局から、これまでもまた現在においても、コーデックス規格に固結防止剤の経済的価値に関する規定は無いことが指摘された。

議長は、食品添加物に関する規定は任意であり、また、固結防止剤の使用は粉末バナラの流動性を維持することを目的としたものであることから、第 4 項のスクエアブラケットを削除することを提案し、CCSCH8 はこれに合意した。

表示（第 8 項）、商品名／学名（第 8.1.3 項）

バナラには複数の種が含まれていることを背景に、「商品名」及び「学名」を任意表示とするか義務表示とするかについて議論が行われた。加盟国から以下の見解が示された。

- ・ バナラ種は貿易文書で明確に識別されており、学名の義務表示は、特徴的で高価値なスパイスであるバナラの品質保証を強化することから、明確化のため義務表示が不可欠。
- ・ バナラ種間で化学的特性が異なるため、検査・検証には学名の義務表示が必須。
- ・ 特にバナラ粉末では種の科学的特定は困難。種の特定のための科学的手法を含む検証インフラが普遍的に整備されていないため、義務表示は法的・財政的負担を課すことになる。商品名と学名の両方について任意又は自主表示とすることが望ましい。

議論を踏まえ、議長から、商品名を義務表示、学名は任意表示とすることが提案され、CCSCH8 はこの提案に合意した。米国はこの決定に留保した。

議長から、本規定は他のスパイス・料理用ハーブの前例にせず、バナラの規格にのみ適用され、他のスパイス・料理用ハーブに用いられる一般的な SCH 規格のテンプレートを変更するものではないことが明確化された。さらに、このテンプレートにおける関連規定はスクエアブラケットで囲まれており、必要に応じて将来の会合で再検討される可能性があることを確認した。

収穫国（第 8.2.2 項）

収穫国の任意表示に合意した。なお、収穫国に関する今後の CCFL での議論の結果次第で、CCSCH は本規定について再検討する可能性があることを確認した。

化学的特性（附属書 I の表 A1）

EWG から提示された 3 つのオプションについて、加盟国から以下の見解が示された。

- ・ オプション 1（品種毎の化学的特性に基づくもの）：本手法は業界で長年使用されており、規格の実施を簡素化し広く適用可能とする。また、世界の業界慣行と整合し、貿易の混乱や追加的な資源負担を回避できる。
- ・ オプション 2（種毎の化学的特性に基づくもの）：本手法は、学名表示を要求する業界の取引慣行の実態に合致している。
- ・ オプション 3（オプション 1 に類似するが品種間で差異があるもの）：本手法は、ハイブリッド又は簡略化された手法であり、特定の商業種を除外することになり、食品詐欺につながる可能性がある。

議長は、前回会合で支持されたオプション 2 の採用を提案し、CCSCH8 はこの提案に合意した。米国はこの決定に留保した。

また、水分含有量の範囲は最小値と最大値の両方を示すこと、等級はバニラプランフォリアの形状にのみ適用されることも明確化された。

物理的特性（附属書 I の表 A2）

- ・ 色の許容範囲：バニラの色調判定に関する標準化された方法が存在せず、許容範囲の設定が適切でない可能性があることに留意し、色調に関する規定欄を削除した。
- ・ 異物：「粉碎／粉末状」について「1」を削除し「該当なし（N/A）」のみを維持することで合意した。さらに、異物に関する規定に SCH 用語集の定義に基づく脚注（異物（植物性物質）：当該製品の原料植物に由来する植物性物質であるが、最終製品の一部として認められないもの。）を挿入することに合意した。

分析方法（附属書 I の表 A3）

- ・ 色調許容度の分析方法を削除した。
- ・ バニリン含有量測定推奨方法として ISO 5565-2 を維持し、AOAC 990.25 を削除した。

今後の進め方

CCSCH8 は、規格案の採択に向けた進め方について議論した。CCFL は収穫国の表示についてまだ承認しておらず、収穫国の義務表示が可能かどうかは未確定であることから、コーデックス事務局から、以下の 2 つのオプションが提示された。

- ① 収穫国の表示を任意とする形で規格案を総会に最終採択（ステップ 8）を諮る。義務表示のオプションが可能となった段階で表示条項を見直す。
- ② 規格案をステップ 7 で保留し、CCFL の検討結果が判明した次回会合において収穫国に関する規定を再検討する。これにより規格の採択は遅れるが、次回会合では収穫国の表示についてより十分な情報に基づいた決定を下すことが可能となる。

コーデックス事務局は、これら 2 つのオプションが手続き上最も妥当であり、コーデックスの慣行に沿うものであることを強調し、「開発中（to be developed）」のような仮置きテキストを挿入することには総会も推奨しておらず、否定的な見解を示した。

CCSCH8 は、オプション①に合意し、収穫国の義務表示が許容されると CCFL が結論付けた場合には、収穫国に関する表示規定を再検討することとした。

(結論)

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ 規格案を最終採択（ステップ8）のために総会に送付する。なお、総会での採択前に食品添加物及び食品表示に関する規定は、それぞれ CCFA 及び CCFL による承認が必要。
- ・ 食品添加物、食品表示及び分析方法に関する規定をそれぞれ CCFA、CCFL 及び CCMAS に承認のため送付する。

議題3. 2 ラージカルダモンの規格案（ステップ4）

(経緯)

前回会合において、ブータン及びネパールから共同でラージカルダモンの規格策定（コーデックス信託基金のブータン・インド・ネパールのグループプロジェクトによる）について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第47回総会で承認）。また、ブータンを議長国、ネパール及びインドを共同議長国とする EWG を設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWG では2回意見照会があり、我が国は EWG 議長国が作成した規格案に対し、規格の範囲を明確化するため規格のタイトルや範囲等に対して意見をした。

形状 (2.2) : 1/4 開封カプセル/ポッドで種子がそのままのもの、化学的特性 (附属書の表 A1)、分析法 (9.1) 表 2 について、複数の意見があり合意を得られなかった。

今回会合では、EWG が検討した規格案について議論された。

(議論)

本議題に係る主な議論と合意事項は以下のとおり。

形状 (第 2.2 項)

スモールカルダモン (CXS 357-2024) における形状との調和を図るため、部分的に開いたカプセル (莢) に対する許容範囲を含めるか検討した。CXS 357-2024 と本規格案の形状間の一貫性は一定の範囲で確保されていること、またラージカルダモンの場合、開いたカプセルは欠陥とみなされるが、取引において5%までが許容されることが確認された。

サイズ分類 (第 2.3 項)

- ・ 表示に関する規定は全て表示条項で取り扱うべきであり、CCFL の承認を受ける必要があるというコーデックス事務局からの指摘を受けて、表示に関する文言を削除した。

総則 (第 3.2.1 項)

- ・ CCSCH8 は「乾燥又は脱水したラージカルダモンは、安全かつ人間の消費に適したものでなければならない」とする規定を再導入した。また、生きた昆虫を含まないという要件は既に表 A2 (物理的特性) に反映されているため、本規定に含める必要はないことを確認した。

表示 (第 8 項)

表示規定はテンプレートに整合させ、明確化のためセクション 8.1 「製品の名称」に編集上の修正を加えた。

化学的特性 (表 A1)

- ・ 「形態/形状」欄を 2.2 (形状) の用語に整合させるため改訂し、「開いたカプセル/ポッド」に関する注記を削除した。
- ・ 粉末種子及び粉末カプセル/ポッドの水分含有量の上限値を 12%から 11% (重量比) に引き下げた。
- ・ 形状「粉碎/粉末種子」及び「種子入り粉末カプセル」の揮発性油分含有量の上限値を、それぞれ 0.7 及び 0.8 (乾燥基準 100 g 当たり ml (最低値)) とすることに合意した。
- ・ 「ホール」形状の全灰分及び揮発性油分値をそれぞれ 9.5% (最大、乾燥基準) 及び 2 mL/100 g (最小、乾燥基準) とすることに合意した。
- ・ 水分含有量の値を修正し、残りの全てのパラメータからスクエアブラケットを削除した。
- ・ 化学的特性 (表 A1) 及び物理的特性 (表 A2) の列見出しの順序を、SCH テンプレート及びその他の CCSCH 規格で使用されているものと一致させることに合意した。

物理的特性 (表 A2)

- ・ 「形態/形状」欄の用語は第 2.2 項 (形状) と SCH テンプレートにあわせて修正し、その結果、第 2.2 項で規定されていない「開いたカプセル/鞘」行は削除された。
- ・ 空・変形・割れカプセル数/100 カプセル (最大値) は 10 個という値に合意した。
- ・ 未成熟・しわ寄せカプセルの種子含有率 (重量%) は ISO 規格値に基づく 7%という値に合意
- ・ 昆虫による汚染/寄生 重量 100 分率 (最大) について、SCH 用語集に記載の以下の定義が適用されることを再確認した。
 - － 「昆虫による損傷：製品の外観、総合的な品質及び/又は安全性を損なう、昆虫の摂食痕、糞、又は昆虫の断片の証拠」
 - － 「昆虫汚染：昆虫に部分的に被害された、又は昆虫の排泄物、糞、及び/又は巣糸で汚染されたスパイス又は料理用ハーブ」
- ・ 昆虫汚染/寄生について、規定を ISO 927 の適用分析法と整合させるため、表 A2 から「寄生」という用語を削除し、「昆虫汚染」を維持した。
- ・ 異物含有率 (重量比) (最大) について、加盟国の国内データに基づき、「N/A (該当なし)」ではなく 0.5%の値を採用した。
- ・ 「生きた昆虫」に関連する脚注を「出荷品に含まれる生きた昆虫」と修正した。

分析方法 (表 2)

- ・ ISO 939 及び ISO 6571 の方法が蒸留を原則として用いているため、「揮発油 (乾燥基準)」の原則を「水分及び揮発油からの計算、蒸留及び蒸留」と修正した。
- ・ 空・変形・割れカプセルの分析法として、同一内容の IS 13446 よりも ISO 10622 を採用することとし、IS 13446 を本表から削除した。
- ・ 物理的特性に含まれていない「昆虫片」を本表から削除した。
- ・ 「目視可能なカビの発生場所/カビが生えた物質」を修正した。

(結論)

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ 規格案を最終採択（ステップ5/8）のために総会に送付する。なお、総会での採択前に食品添加物及び食品表示に関する規定は、それぞれ CCFA 及び CCFL による承認が必要。
- ・ 食品添加物、食品表示、分析方法に関する規定を、それぞれ CCFA、CCFL、CCMAS に承認のため送付する。

議題4 乾燥樹皮

議題4. 1 シナモンの規格案（ステップ4）

（経緯）

前回会合において、ブラジルから、シナモンの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第47回総会で承認）。また、ブラジルを議長国、インドネシア、イラン及びメキシコを共同議長国とする EWG を設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWG では2回意見照会があり、我が国は EWG 議長国が作成した規格案に対し、シナモンの物理的特性（異物等）に係る数値に対して、衛生上の理由から限りなくゼロとする等意見をした。

製品定義（2.1）：表1本規格対象となるシナモンの種類、シナモンの化学的特性（附属書1表A1）、シナモンの物理的性質（附属書1表A2）について、複数の意見があり合意を得られなかった。

今次会合では、IWG の検討結果（CRD05）に沿って議論が行われた。

（議論）

本議題に係る主な議論と合意事項は以下のとおり。

製品定義（第2.1項）

- ・ 一般名称について、シナモンとするか、シナモンとカシアシナモンの両方とするか、合意が得られなかった。セイロンシナモンという名称は一般名称から削除され、セイロンシナモン／スリランカシナモンとして商品名に変更された。
- ・ 貿易コードの違いやクマリン含有量に係る安全性に関する懸念を理由に、シナモンとカシアを別々の製品として分離することが提案されたが、議長は安全性の懸念については、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）や食品汚染物質部会（CCCF）などの関連部会に付託すべきと指摘した。
- ・ 「シナモン」と「カシアシナモン」を一般名称として維持し、商品名を別欄に記載することに合意したが、今後さらに検討するため、スクエアブラケットで囲まれたままとした。

形状（第2.2項）

シナモンは通常スティック又はクイルとして取引される一方、一部の国では「ホールピース」形状には最大2メートルに達するものを含む場合があることから、「スティック/クイル」の前にある「ホール」という語はスクエアブラケットで囲まれたままとした。

分類（第3.2.3項）

シナモンが未分類/未等級で取引される場合、クマリン含有量を最低要件から除外することが提案された。クマリンには最大許容値が設定されていることに留意し、「クマリンを除く」という

文言をスクエアブラケットで囲んで追加した。

食品添加物（第4項）

粉碎品・粉末品への固結防止剤の使用について意見が分かれたため、当該規定を今後の検討のためスクエアブラケットで囲んだ。

表示、製品の名称（第8.1項）

商品名及び学名の表示を義務とするか任意とするかについて合意が得られず、当該規定はスクエアブラケット付きで記載された。

附属書1

CCSCH8 は、化学的・物理的特性及び試験方法に関する表に未解決事項が多数存在することを指摘し、本表をスクエアブラケット付きで記載した。

全体的な課題

多くの未解決課題があることから、本規格検討作業は継続されることになった。

（結論）

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ 規格案をステップ2/3に戻し、CCSCH8 における議論を踏まえ、再検討する。
- ・ ブラジルが議長、インド、インドネシア、イラン、スリランカが共同議長を務める EWG を設置し、本会合での議論を踏まえて改訂規格案を作成するとともに、次回会合の少なくとも3か月前までに EWG 報告書を提出する。

議題5 乾燥種子

議題5. 1 コリアンダーの規格案（ステップ4）

（経緯）

前回会合において、インドから、コリアンダーの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第47回総会で承認）。また、インドを議長国、イランを共同議長国とする EWG を設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWG では2回意見照会があり、我が国は EWG 議長国が作成した規格案に対し、コリアンダーの物理的特性に係る最大値に対して、他のスパイスの基準値と同等とする等意見をした。

コリアンダー種子全体の分類に関する化学的特性（附属書 I の表 A1）、コリアンダー種子全体の分類に関する物理的特性（附属書 I の表 A2）について、複数の意見があり合意を得られなかった。

今回会合では、EWG が検討した規格案について議論された。

（議論）

本議題に係る主な議論と合意事項は以下のとおり。

適用範囲（第1項）

- ・ 「直接消費」という用語を修正し、コリアンダーが「人間の直接消費」を目的とすることが

明確化された。

- ・ 最終文を簡略化し、工業的加工を目的とする製品は除外された。これはラージカルダモンの規格案で採用されたアプローチと整合する。
- ・ 「種子」という用語に「植物学的には乾燥果実として知られる」と脚注が記載された。

製品定義（第 2.1 項）

- ・ コリアンダーを「種子」又は「果実」と呼称するか検討し、「種子」という用語に、「植物学的には乾燥果実として知られる」と脚注を記載することに合意した。
- ・ 科名「セリ科 (Apiaceae)」も定義に含めた。
- ・ 色調説明「黄褐色から淡褐色」を第 2.1 項から第 3.2.2 項へ移動させることに合意した。

形状（第 2.2 項）

- ・ CCSCH8 は、以下の 2 つの形状の定義に合意した。
 - － 割れ（スプリット）について、種子がほぼ等しい 2 つの半分に割れた状態。
 - － ひび割れ／破砕（Cracked/broken）について、種子が 3 つ以上の異なる大きさの破片に割れた状態。
- ・ その他の形状に関する規定も、明確性を確保するため SCH テンプレートに整合させた。

必須構成要素及び品質要素（第 3 項）

- ・ 第 3.2 項「一般品質要素」において、「生きた昆虫」は物理的特性（表 A2）に含まれていることから削除された。このパラメータはテンプレートとの整合性が図られた。

臭気、風味及び色調（第 3.2.2 項）

- ・ 本項は、第 2.1 項「製品定義」から移された色調の記述「黄褐色から淡褐色」を含めるよう修正された。

分類（第 3.2.4 項）

- ・ 化学的及び物理的特性に関する表に等級やクラスが含まれていないことを踏まえ、分類に関する本項は削除された。

汚染物質（第 7 項）

- ・ 食品及び飼料におけるピロリジジナルカロイド汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2015）への参照を追加した。

表示、製品名（第 8.1 項）

- ・ 本規定を SCH テンプレートに整合させるため軽微な変更を行い、第 8.1.3 項から「品種及び栽培品種」の用語を削除した。

化学的特性（表 A1）

- ・ 「ホール/割粒」における「グループ A 及び B」を削除した。
- ・ 揮発性油分含有量の最低値を、それぞれ「割粒」で 0.09 ml/100g、「ホール」で 0.1 ml/100g に設定する。
- ・ 水分（9%）、全灰分（7%）、酸不溶性灰分（1.5%）の値を全形状で統一した。
- ・ 規定を SCH テンプレートに整合させた。

物理的特性（表 A2）

- ・ 「ホール」形状に関連する等級を削除した。

- ・ 「割れ/破損」形状を「粉碎/粉状」形状とグループ化し、「割れ/破損」形状を「割れ/破損」形状から分離した。
- ・ 指定された等級における各種パラメータの値に合意した。
- ・ 損傷/変色果実の定義を ISO 規格に整合させた。
- ・ 必要に応じて、規定をテンプレート及び関連分析方法に修正・整合させた。

分析方法（表 A3）

- ・ 規格及び分析原理を明確化するため、以下のパラメータについて修正を行った。
 - － 揮発油について、「蒸留及び重量測定」から「蒸留及び蒸留」に変更。
 - － 全灰分及び酸不溶性灰分について、水分及び 550 °C 灰分からの計算を含める。
 - － カビ発生物／目視可能なカビについて、ISO 927 を推奨分析法として設定。
 - － 昆虫汚染について、ISO 927 を適用方法として特定。
 - － 総灰分及び酸不溶灰分について、550 °C 灰分と水分からの算出方法を分析原理に追加。

（結論）

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ 規格案を最終採択（ステップ 5 / 8）のために総会に送付する。なお、総会での採択前に食品添加物及び食品表示に関する規定は、それぞれ CCFA 及び CCFL による承認が必要。
- ・ 食品添加物、食品表示及び分析方法に関する規定を、それぞれ CCFA、CCFL 及び CCMAS に承認のため送付すること。

議題 6 ハーブ

議題 6. 1 マジョラムの規格案（ステップ 4）

（経緯）

前回会合において、エジプトから、マジョラムの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第 47 回総会で承認）。また、エジプトを議長国とする EWG を設置して規格案の検討を行うことに合意した。

EWG では 2 回意見照会があり、我が国は EWG 議長国が作成した規格案に対し、規格の範囲を明確化するため規格のタイトルや範囲等に対して意見を述べた。

分析法（9.1 表 2）、マジョラムの化学的特性（附属書 I の表 A1）、マジョラムの物理的特性（附属書 I の表 A2）について、複数の意見があり合意を得られなかった。

今回会合では、EWG が検討した規格案について議論される。

（議論）

本議題に係る主な議論と合意事項は以下のとおり。

適用範囲（第 1 項）

- ・ SCH テンプレートに整合させるため、一般名称「マジョラム」を挿入し、「商業用」の代わりに「又は原料として」と記載することに合意した。

製品定義(第 2.1 項)

- ・ 表 1 の表題は SCH テンプレートに整合させ、「本規格の対象となるマジョラム」とした。

形状(第 2.2 項)

- ・ 「粉碎/粉末」形状の改訂定義（「少量の」明確な定義が存在しない点を注記）、「砕いた/すりおろした/フレーク状」形状の改訂定義（「根部を除いた」を追加）に合意した。

品質要素 (第 3.2 項)

- ・ 表 A2 にこれらのパラメータに関する要求事項が含まれていることから、「実質的に異物及び外来物質を含まない」という文言を削除することに合意した。

臭気、風味及び色 (第 3.2.1 項)

- ・ 附属書 I の記載を削除した。

汚染物質 (第 5 項)

- ・ 「生産される」の前にある「shall be」を削除した。

表示 (第 8 項)

- ・ 表示規定を SCH テンプレートに整合させ、明確化を図るため第 8.1 項「製品の名称」に編集上の修正を加えた。

分析方法 (表 2)

- ・ 揮発油、全灰分、酸不溶性灰分について一般的な分析方法を確認した。
- ・ 表 2 に新たなパラメータ「粉末許容値 (% w/w)」をスクエアブラケット付きで追加し、分析方法欄は当面空白のままとした。

化学的特性 (表 A1)

- ・ 水分、全灰分、酸不溶性灰分、揮発油について、スクエアブラケット内に様々な代替値が記載されていることについて、加盟国から、これらの値を正当化する裏付けデータを提出する意思が示され、今後さらに検討されることとなった。
- ・ 揮発性油に関する脚注（加熱処理又は脱水製品に言及）も、乾燥製品のみを対象とする規格案の範囲外と判断されスクエアブラケットで囲まれた。本脚注については、今後見直しを行い、修正又は削除する可能性について合意した。

物理的特性 (表 A2)

- ・ 加工・取り扱い時の圧縮や摩擦により乾燥香草に粉末が自然発生することから、粉末に対する許容値（重量 100 分率）という新規パラメータを追加することに合意し、乾燥オレガノ規格（CXS 342-2021）における同パラメータの暫定許容値（ホールで 5%、砕いたもの・すりつぶしたもの・フレーク状で 10%）をスクエアブラケットで囲んで記載した。
- ・ CXS 342-2021 と同様の脚注（粒子サイズは要請に基づき評価され、裏付けとなる文書が添付される）を今後検討とすることが提案された。

(結論)

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ 規格案を予備採択（ステップ 5）のため総会に送付する。また、食品添加物及び食品表示に関する規定を、それぞれ CCFA 及び CCFL に承認のため送付する。

- ・ エジプトが議長、インド（及びドイツ）が共同議長を務める EWG を設置し、スクエアブラケット内の未解決事項及びステップ 5 及び 6 で示されたコメントを検討するとともに、次回会合の少なくとも 3 か月前までに EWG 報告書を提出する。

議題 7 新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ（SCH）規格のレイアウト

議題 7. 1 スパイス・料理用ハーブの貿易データ入手可能性に関する討議文書

（経緯）

第 7 回会合において、スパイス・料理用ハーブの分野での新規作業提案を検討するために十分に詳細な貿易データを入手することが困難であることから、部会は、次回会合でこの問題をさらに議論することに合意した。米国が、このトピックに関する討議文書を作成することとなった。

（結論）

検討時間が確保できなかったため、本議題の検討は次回会合に延期された。

議題 7. 2 新規作業提案の検討（CL 2024/40-SCH への回答）

新規作業の提案

新規作業提案は提出されなかった。

（結論）

CCSCH8 は、コーデックス事務局に対して、次回会合での検討に向けた新規作業提案を募る CL を発行するよう要請した。

SCH 規格のサンプリングプランの最終化

議長は、CCMAS がサンプリングプランアプリケーションを含む e-book を完成させたことに言及し、クミン及びタイムのサンプリングプランの策定作業を完了させるため、EWG を設置することが提案された。

（結論）

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ SCH のサンプリングプランの策定作業を継続する。
- ・ インドを議長とする EWG を設置し、次回会合での検討のため、CCMAS が開発したサンプリングプランアプリケーションを含む e-book を考慮し、勧告 1-18 (CRD 02) に記載されたサンプリングプランの策定作業を継続するとともに、当該サンプリングプランの他のスパイス・料理用ハーブへの適用可能性について勧告を行う。EWG 報告書は、次回会合の少なくとも 3 か月前までに提出する。

グループ規格の開発

議長から、CCSCH の第 3 回会合（2017 年）において、作業を管理可能な単位に細分化することを可能にするため、植物の部位に基づくグループカテゴリーを採用することに合意したこと、また、第 73 回執行委員会（2017 年）において、CCSCH がグループ規格の開発にはグループ規格の開発に先立ち、同一グループに属する個別食品規格の作業を優先するといった段階的アプローチの採用を検討するよう勧告したこと等により、CCSCH が規格のグループ化に焦点を当てたパイロットプロジェクトを実施し、経験を積むことが提案された。インドは、提案されたパイロットプロジェクトを実施する意思を表明した。

（結論）

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ インドは、既存の SCH 規格をグループ化するパイロットプロジェクトを実施する。
- ・ 次回会合に討議文書を提出する。

議題 7. 3 SCH 規格のテンプレートの更新

（経緯）

- ・ 第 5 回会合²において、SCH 規格のレイアウトについて有志による作業グループにおいて作業することに合意。
- ・ 第 6 回会合³において、議長から、このテンプレートは統一されたレイアウトを持つ SCH 規格を開発するための基礎となるものであり、CCSCH が技術のニーズに合致し続けることを確実にするために、今後定期的に更新する必要があるとの発言があった。
- ・ 第 6 回会合において議論された規格案及び規格案における表の番号付けをテンプレートに整合させること、また、最新の SCH テンプレートを慎重に検討し、懸念事項があれば、第 7 回会合での検討のために提出することに合意した。
- ・ 第 7 回会合において、部会は、SCH 規格のテンプレートに関する全ての議論への加盟国及びオブザーバーの積極的な参加を促し、適時、コメントを提出するように求めた。また、米国が作成した更新版のテンプレートを議場配布文書（CRD 32）として発行し、その検討を第 8 回会合に延期することに合意した。

（議論）

CCSCH8 は、用語の一貫した使用を確保するための整合性の必要性を認識しつつ、テンプレートをセクション毎に検討し、主に以下の修正を行った。

² 第 95 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13271042/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/95-1.pdf>

³ 102 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/102-3.pdf>

冒頭

- ・ 言語的な一貫性を確保するため、軽微な編集が加えられた。

適用範囲（第1項）

- ・ 適用範囲が検討対象の SCH 商品の性質に応じて、個別規格とグループ規格の両方に適用されることを確認した。
- ・ 「工業的加工を目的とする製品を除く」という文の明確性に関する質問に対し、議長は、この除外事項は CCSCH において議論され合意済みであり、また「工業的加工」という用語は SCH 規格用語集において定義済であると説明し、当該記載は維持された。

製品定義（第2.1項）

- ・ 「スパイス又は料理用ハーブ」と「スパイス・料理用ハーブ」といった用語に関する編集上の不一致は、「スパイス又は料理用ハーブ」のみを指すよう修正された。また、一般名称は SCH 規格における広範な名称であるべきことが明確化された。

形状（第2.2項）

- ・ 「その他の形状」の記載とその物理的・化学的特性への影響について明確化が求められた。形状には全粒と砕け片などの混合形態が含まれ得る点、及びテンプレートに柔軟性が組み込まれている点が説明された。「割れ片」などの追加形状が提案され、承認された。

サイズ分類（第2.3項）

- ・ 「サイズ分類を行う場合、使用した方法は包装に表示しなければならない」という文について疑問が提起された。サイズ分類に関する規定は任意であり、過剰な表示要件は避けるべきであることが明確化された。したがって、当該記載は削除された。

必須構成要素及び品質要素（第3.2項）

- ・ 附属書1表2に物理的特性限界値の有無にかかわらず、全ての規格に「安全かつ人間の消費に適したものであること」という文言を含めることが合意された。

臭気、風味及び色（第3.2.1項）

- ・ 個々の色特性は、製品定義（第2.1項）ではなく、本項において適切に記述すべきであることが明確化された。

分類（第3.2.2項）

- ・ 既存規格間における分類の不一致、特に等級規定を設ける規格と設けない規格が混在する点について懸念が示された。議長はこれを認めつつ、更新版テンプレートが将来の SCH 規格の標準化に寄与し、不一致を最小化すると強調した。CCSCH8 は分類が任意であり貿易協定の対象となることを確認した。

食品添加物（第4項）

- ・ サフランなど一部の SCH 規格において食品添加物の使用が許可されていないことを踏まえ、規格策定の指針となる食品添加物規定の明確化について議論が行われた。SCH 規格における食品添加物、特に固結防止剤の許容については、個別事例毎に検討することが合意された。また、以下の点が明確化された
 - － 当該添加物は製品の粉末状形態でのみ使用が認められること。
 - － 第55回 CCFA の勧告に基づき、本項にはスパイスと料理用ハーブ双方の食品添加物規定

を含めること。

汚染物質（第5項）

- ・ 関連する実施規範への言及は個別に検討されること、また、この文脈において、「スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）」はスパイスには関連する文書であるが、料理用ハーブには該当しないことに合意した。

衛生（第6項）

- ・ コーデックス手続マニュアルの個別食品規格の様式の文言に整合させることに合意し、第1段落末尾に以下を追加した。「及び低水分食品の衛生管理規範（CXC 75-2015）付属書 III（スパイス・芳香性ハーブに関するもの）その他の規範を含む関連するコーデックス文書」。

表示（第8項）

- ・ 第8項について、コーデックス手続マニュアルの個別食品規格の様式に整合させるため、「本規格の規定の対象となる」という文言を削除した。
- ・ 第8.1項について、製品名は本規格で規定される「一般名称」を指すこと、加えて「商品名」及び／又は「学名」を表示できること、品種又は栽培品種という用語を使用すべきでないことが明確化された。また、正味重量は既に GSLPF で義務付けられている要件であることから削除された。
- ・ 第8.2.2項及び第8.2.3項について、「表示/記載することができる」という文言を削除し、「(任意)」のみを残した。
- ・ CCFL が過去に同様の規定を承認したことから、収穫国（任意）の記載を維持した。義務表示については、CCFL における継続中の議論の結果次第とされた。

分析及びサンプリング方法（第9項）

- ・ 「目視可能なカビ」「目視可能なカビ損傷」「カビ損傷」という用語は既存の SCH 規格全体で交替的に使用されており、これらが同一を指すのか不明確であることから、テンプレートで使用する用語と規格で言及される分析方法の用語を整合させる必要性が指摘された。これについて、ISO 927 の定義（これには「カビが生えた材料」という用語も含まれる）に整合させるべき、パラメータは「目視可能なカビ/カビが生えた材料」とすべき、CCSCH は現在これらの用語の一部を互換的に使用していることから、CCMAS に対し、これら2つの用語の正しい使用法について明確化を求めるべきと提案された。
- ・ 議長は、さらなる明確化が行われるまでの暫定措置として「目視可能なカビ/カビ損傷」を仮称とする提案パラメータに沿った分析方法を採用する必要性を説明した。

化学的特性（附属書 I の表）

- ・ 「マーカー揮発性油分（乾燥基準）%（最低）」というパラメータは、一般に化合物（揮発性油である場合もそうでない場合もある）を指すことが明確化された。例えば、ターメリックのクルクミンやシナモンのクマリンは、いずれも揮発性油のマーカーではないことから、このパラメータを「マーカー化合物（%）」と修正することに合意した。

物理的特性（附属書 I の表） - グループ規格

- ・ 「カビ損傷」を「目視可能なカビ/カビ汚染物質 重量 100 分率（最大値）」に変更した。
- ・ 「生きた昆虫」に「個体数による」を追加した。

- ・ 「哺乳類の排泄物」については「及び/その他の」を削除した。
- ・ げっ歯類の排泄物カウント/25g を「最大」という語句を追加した。
- ・ 「その他のコメント」を「その他の要因」に変更した。
- ・ 異物及び外来物質を定義する脚注を追加した。
- ・ 生きた昆虫の値は、全ての形状においてゼロであるべきことが明確化された。

物理的特性に関する表 - 個別規格

- ・ 物理的特性に関するパラメータを検討し承認した。「切断、破損、破片」という語句は、形状（第 2.2 項）との整合性を図るため「破片/切断/ひび割れ/破損」に修正された。

(結論)

CCSCH8 は以下の事項に合意した。

- ・ テンプレートは必要に応じて更新される「生きている文書」であることを確認し、加盟国／オブザーバーに対し、この趣旨に沿った提案を行うよう促した。
- ・ コーデックス事務局に対し、更新された SCH テンプレートを情報文書としてコーデックスウェブページに掲載するよう要請した。

議題 8. その他の事項

本議題では討議すべき事項はなかった。

議題 9. 次回会合の日程及び開催地

次回会合は約 18 か月後に開催予定。

議題 10. 報告書の採択

報告書案をパラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い採択された。

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
果実に分類されるスパイスの規格案 バニラ	8	執行委員会 総会 食品添加物部会（CCFA） 食品表示部会（CCFL） 分析・サンプリング法部会（CCMAS）
果実に分類されるスパイスの規格案 ラージカルダモンの規格案	5/8	執行委員会 総会 CCFA CCFL CCMAS
シナモンの規格案	2/3	第9回 CCSCH EWG（議長国：ブラジル、共同議長国： インド、インドネシア、イラン、スリ ランカ）
コリアンダーの規格案	5/8	執行委員会 総会 CCFA CCFL CCMAS
マジョラムの規格案	5	執行委員会 総会 CCFA CCFL EWG（議長国：エジプト、共同議長国： インド（及びドイツ））
スパイス・料理用ハーブの貿易データの入手可能性に関する討議文書	—	米国 第9回 CCSCH
新規作業提案の検討（CL 2024/40-SCH への回答） 新規作業の提案	—	コーデックス事務局 第9回 CCSCH
新規作業提案の検討（CL 2024/40-SCH への回答） SCH 規格のサンプリング計画の最終化	—	インド 第9回 CCSCH
新規作業提案の検討（CL 2024/40-SCH への回答） グループ基準の開発	—	インド 第9回 CCSCH
SCH 規格のテンプレートの更新	—	更新された SCH テンプレートを情報 文書としてコーデックスウェブページ に掲載するよう要請。

(以上)

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 48 回総会

日 時：2025 年 11 月 10 日（月）～11 月 14 日（金）

場 所：ローマ（イタリア）

仮議題

1	議題の採択
2	第 88・89 回執行委員会の報告
3	手続マニュアルの修正
4	部会の作業
4.1	生鮮果実・野菜部会（CCFFV）
4.2	食品添加物部会（CCFA）
4.3	分析・サンプリング法部会（CCMAS）
4.4	食品汚染物質部会（CCCF）
4.5	残留農薬部会（CCPR）
4.6	スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）
4.7	地域調整部会
5	新規作業提案
6	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）
7	コーデックス部会から総会への付託事項
7.1	一般問題部会・個別食品部会
7.2	地域調整部会
8	コーデックス戦略計画 2026-2031：モニタリングフレームワーク
9	コーデックスの予算及び財政に関する事項
10	FAO 及び WHO から提起された事項
11	議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出
12	地域調整国の任命
13	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
14	その他の作業
15	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回総会の主な検討議題

1. 開催日：2025 年 11 月 10 日（月）～11 月 14 日（金）

開催地：ローマ（イタリア）

2. 主要議題の主な検討内容

仮議題 2. 第 88・89 回執行委員会の報告

（概要）

第 88 回執行委員会（2025 年 7 月）及び第 89 回執行委員会（2025 年 11 月）の報告が議長より行われる。

今次総会の議題のうち、執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題において（クリティカルレビューの結果、戦略計画、予算及び財政に関する事項等）、それ以外は本議題において、報告される予定。第 88 回執行委員会で議論された主なものは以下のとおり。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）からの要請事項

第 44 回 CCMAS から、解散・休会中の部会、又は電子的コミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence（CWBC））の分析法の見直し等が困難になっていると報告されていることについて、第 88 回執行委員会は、以下の結論に合意した。

- i. 解散・休会中の部会又は CWBC との協議が必要な規格の見直し等が困難になるという状況は CCMAS に限らず、食品表示部会（CCFL）等の他の一般問題部会にも起こり得ることを認識する。
- ii. CWBC の場合、総会は短期的には、必要に応じ、CCMAS 又は他の一般問題部会からの質問も検討するよう、CWBC の部会に要請すべき旨提案する。
- iii. ii の選択肢は、CCMAS 又は他の一般問題部会からの一部の質問にしか対応できないことを確認する。
- iv. コーデックス事務局に対し、規格を策定した部会の活動ステイタスに関わらず、CCMAS からの既存規格に関する質問に対応できる手段となる、FAO や専門家グループ等との協議等、他の可能な方法を検討するよう要請する。
- v. 関連する既存又は活動中の部会が存在しない場合、新規作業提案の技術的審査をどのように実施するかについて、第 35 回一般原則部会（CCGP）において引き続き議論されること、これらの質問もその議論の一部として検討される可能性があることを確認する。

一般原則部会（CCGP）からの要請事項

第 88 回執行委員会は、第 34 回 CCGP の結果を確認した（仮議題 3 参照）。

また、執行委員会がクリティカルレビューの過程で、手続マニュアル 2.1 章 Part7（コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続指針）の適用状況をモニターし、必要に応じてこの

問題を再度 CCGP で検討することを総会に勧告した。

コーデックス作業管理：作業文書の適時な翻訳を改善するための課題と解決策

第 87 回執行委員会（2024 年 11 月）での合意事項として、第 88 回執行委員会において、作業管理に影響を与える相互に関連した問題について、特に作業文書の適時性と翻訳への影響に焦点を当てて議論された。

コーデックス事務局が作成した、通訳と翻訳に関連する費用と、それに影響を与える様々な要因に関する情報、それらを踏まえた解決策案を含む作業文書に基づいて議論が行われた。第 88 回執行委員会は、以下の結論に合意した。

- ・ 翻訳費用を抑えるための対策として、作業文書の語数制限（4000 語）、クリティカルレビュー文書等の構成の見直し、作業文書公表の適時性の遵守、地域調整部会では通訳の現地雇用等の即時実施に取り組む。
- ・ より広範な加盟国との協議を行い、通訳・翻訳費用に関するより体系的な問題を検討し、解決策を提案するため、今後の執行委員会でも議論を継続する必要性を確認。
- ・ コーデックス事務局は、AI 翻訳の試験導入の可能性に関する進捗状況を継続してモニターする。
- ・ 第 48 回総会に、以下を勧告する。
 - － 各国代表は FAO の常駐代表を通じて柔軟な翻訳オプションを支持するよう働きかける。
 - － 文書の適時性の向上は共通の責任であることを認識し、全ての加盟国、部会、及び電子作業部会（EWG）に対し、文書を適時に提出することの重要性の認識と、内容を簡潔にすることを求める。

国際 NGO からのコーデックスオブザーバー資格申請

第 88 回執行委員会は、Cellular Agriculture Europe 及び Coalition for Americas' Health, INC. の 2 団体からのオブザーバー資格申請について検討し、オブザーバー資格の付与を FAO 及び WHO の事務局長に勧告することに合意した。但し、Coalition for Americas' Health, INC. については、コーデックスのオブザーバー資格を持つ NCD Alliance のメンバーであることから、資格の付与は二重参加条項¹の受入れが条件とされた。

2024 年 JMPR 報告書の公表

第 88 回執行委員会の 2 日目（2025 年 7 月 15 日）、コーデックス事務局から、2024 年 JMPR 報告書が本日公表されたとの報告があった。執行委員会メンバーから、報告書の公表が大幅に遅れたこと、この遅れにより、本年 5 月に予定されていた第 56 回残留農薬部会（CCPR）が 9 月に延期され、そして結果的に、会合準備のための時間も限られることになったことについて懸念が表明された。執行委員会は、FAO と WHO に対し、今後の JMPR 報告書が適時に公表されるよう要請した。

¹ オブザーバー資格を有する NGO が別の大きな NGO に属しており、当該 NGO と大きな NGO 双方がコーデックス総会や部会に参加する場合、通常当該 NGO にオブザーバー資格は付与されないことを定めたもの。

(対処方針)

報告を聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 3. 手続マニュアルの修正

(概要)

- ・ コーデックス事務局から、手続マニュアル第 30 版が本年 3 月に公表されたことについて、情報共有される。
- ・ 以下の修正は、第 31 版（来年公表予定）に収載予定。
 - 第 34 回一般原則部会（CCGP）（2025 年 6 月）において、修正に合意した箇所²
 - ✓ コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新：2.1 章（コーデックス規格及び関連文書の策定手続）（パラグラフ 8、パラグラフ 12 及び Part7）の修正案
 - ✓ 3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー：3.1 章（部会のホスト国政府のためのガイドライン）、3.2 章（部会の会議運営に関するガイドライン）、3.3 章（部会議長のためのガイドライン）
 - ✓ 電子的なコミュニケーションのみによる部会（CWBC）の規準及び手続ガイドライン（3.4 章）の適用のレビュー
 - ✓ コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加原則（7.2 章）の修正案
 - ✓ 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー：2.1 章、2.11 章（コーデックスサンプリング手順の設定又は選定原則）、6.1 章（CCP の機能）、7.2 章（NGO の参加原則）の変更案
 - 第 56 回残留農薬部会（CCPR）（2025 年 9 月）において合意した、4.8 章（CCPR に適用されるリスク分析原則）の修正案（文言の整合性の確保の観点での修正、データ要求期限の明記等）
 - コーデックス事務局による編集上の修正

今次総会では、CCGP 及び CCPR による修正案について採択の審議が行われる。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

仮議題 4. 部会の作業

2025 年 1 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮することとされている。

² 第 118 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/118-2.pdf>

る。

第 23 回アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) (2025 年 1 月)、第 17 回北米・大洋州地域調整部会 (CCNASWP) (2025 年 2 月)、第 23 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) (2025 年 2 月)、第 55 回食品添加物部会 (CCFA) (2025 年 3 月)、第 44 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2025 年 5 月)、第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) (2024 年 6 月) から提出されている事項は、第 88 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果、特に記載がない限り、総会に対し、採択を勧告した。

第 18 回食品汚染物質部会 (CCCF) 、第 56 回残留農薬部会 (CCPR) 、第 23 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 、第 12 回近東地域調整部会 (CCNE) 、第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) から提出されている事項は、第 89 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

4.1 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)

2025 年 1 月に開催された第 23 回 CCFFV から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
生鮮デーツの規格案 (ステップ 8)	第 19 回 CCFFV (2015 年) で作業開始に合意し (インドの提案)、第 39 回総会 (2016 年) で新規作業として承認された (ステップ 1)。 第 20 回 CCFFV (2017 年) 及び第 21 回 CCFFV (2019 年) では「生鮮デーツ」の定義が不明確であることや既存の加工果実・野菜部会 (CCPFV) のデーツ規格 (CXS 143-1985、現在は廃止され、乾燥フルーツ規格 (CXS 360-2020) の附属書 B) との重複の可能性への懸念が示された。第 22 回 CCFFV (2022 年) においては、「fresh」をタイトルに含めるべきかの議論があり、CXS 143-1985 との区別を図る観点から、「fresh」をタイトルに含めることについて合意された。その上で、「fresh date」の要件をどのように設定すべきかについて議論があった。当初案では、水分含有量 30%~85%という要件が提示されたが、一部の国から、水分含有量の最小値を設定することについて否定的な意見があった (理由: ①デーツの品質は成熟や保管等の状況に応じて常に変わり得るものであり、いくつかの品種は tamar stage (最も成熟し水分含有量が低くなる段階) にならないと商用流通できない、②水分含有量の少ない tamar stage は、加工ではなく自然な成熟の過程の中で到達するものであり、これも fresh fruits の定義に含まれるはず、③freshness の定義は加工度によるべきであり、水分含有量によって定義されるべきではない等)。本要件に留保を付した上で、総会で予備

	採択に諮ることに合意し、第 45 回総会（2022 年）において予備採択された（ステップ 5）。表示条項は第 47 回 CCFL（2023 年）、第 53 回 CCFA（2023 年）で承認された。 第 23 回 CCFFV（2025 年）では、水分含有量の最小値は設けず最大値を 85%とすること、「fresh」の定義は水分含有量にはよらないこと、「Extra class」において 1%の腐敗許容を設けること（腐敗許容について、EU は留保）、規格案を第 48 回総会で最終採択に諮ることに合意した（ステップ 8）。
生鮮カレーリーフ（ステップ 5/8） （今次総会では採択されない見込みのため、参考情報）	第 22 回 CCFFV（2022 年）で作業開始に合意し（インドの提案）、第 45 回総会で新規作業として承認された（ステップ 1）。 第 23 回 CCFFV（2025 年）では、最終採択の前に添加物条項・表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けることを前提に、ステップ 5/8 に進めることに合意した。 第 88 回執行委員会は、第 55 回 CCFA において食品添加物条項が承認されたが、表示条項がまだ承認されていないことから、現時点で総会への勧告は行わないことを確認した。

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.2 食品添加物部会（CCFA）

2025 年 3 月に開催された第 55 回 CCFA から提出されている文書³

事項	概要
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	第 55 回 CCFA において、JEFCA 事務局から、第 99 回 JECFA 会合（2024 年 6 月）の結果、3 種類の食品添加物、10 種類の香料に関する仕様書を改訂し、さらに 3 種類の加工助剤の仕様書を作成したことが報告された。CCFA は、全ての仕様書の作成・改訂を第 48 回総会に提出し採択を諮ること、その後これらの仕様書についてコーデックス食品添加物仕様書リストに追加することに合意した。
食品添加物の分類名称と国際番号システム（INS）（CXG36-1989）の修正原案（ステップ	CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン（CXG 36-1989）を策定して

³ 第 116 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/116.html>

5/8)	いる。第 55 回 CCFA は、改訂原案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。
食品添加物の一般規格（GSFA）食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂	第 55 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案、原案及び改訂案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。
CCASIA の 5 規格、CCNE の 3 規格、CCSCH の 8 規格、油脂部会（CCFO）の 1 規格、穀物・豆類部会（CCCPL）の 1 規格との整合に伴う GSFA の食品添加物条項の修正	GSFA を食品添加物に関する唯一の参照規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。第 55 回 CCFA では、CCASIA の 5 規格 ⁴ 、CCNE の 3 規格 ⁵ 、CCSCH の 8 規格 ⁶ 、CCFO の 1 規格 ⁷ 及び CCCPL の 1 規格 ⁸ について議論が行われた結果、整合作業の内容に関する合意が得られ、第 48 回総会に送付することとなった。
GSFA の「Reference to the Commodity Standards for GSFA Table 3 Additives」中の「12.2.1 Herbs and Spices」の書きぶりの修正	個別食品規格との整合性を図る観点から、GSFA 中の「Reference to the Commodity Standards for GSFA Table 3 Additives」の「12.2.1 Herbs and Spices」について、現行「Herbs and spices (EXCLUDING SPICES)」となっているものを「Herbs and spices (ONLY SPICES)」とし、その他の書きぶりについても適宜修正を図るもの。
CCASIA の 3 規格、CCNE の 3 規格、CCSCH の 8 規格及び米の規格の食品添加物条項の修正	上述の GSFA の修正に加え、整合作業の結果として、CCASIA の 3 規格⁹、CCNE の 3 規格¹⁰、CCSCH の 8 規格¹¹及びの米の規格の食品添加物条項を改訂するもの。 （なお、CCCPL の米の規格（CXS 198-1995）に関しては、第 55 回 CCFA において、以下により、栄養強化米へのメタク

⁴ 発酵大豆ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）、さご椰子粉の地域規格（CXS 301R-2011）、非発酵大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）、バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品の地域規格（CXS 354R-2023）、植物の葉で包んだ調理米の地域規格（CXS 355R-2023）

⁵ テヘナを含む缶詰フムスの地域規格（CXS 257R-2007）、缶詰フル・メダンメスの規格（CXS 258R-2007）、テヘナの地域規格（CXS 259R-2007）

⁶ 乾燥オレガノの規格（CXS 342-2021）、乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）、乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）、乾燥バジルの規格（CXS 345-2021）、乾燥または脱水ニンニクの規格（CXS 347-2019）、乾燥花：サフランの規格（CXS 351-2022）、乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）、乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）

⁷ 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS19-1981）

⁸ 米の規格（CXS 198-1995）

⁹ 発酵大豆ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）、非発酵大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）、植物の葉で包んだ調理米の地域規格（CXS 355R-2023）

¹⁰ テヘナを含む缶詰フムスの地域規格（CXS 257R-2007）、缶詰フル・メダンメスの規格（CXS 258R-2007）、テヘナの地域規格（CXS 259R-2007）

¹¹ 乾燥オレガノの規格（CXS 342-2021）、乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）、乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）、乾燥バジルの規格（CXS 345-2021）、乾燥または脱水ニンニクの規格（CXS 347-2019）、乾燥花：サフランの規格（CXS 351-2022）、乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）、乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）

	リル酸共重合体(BMC) (INS 1205)の限定的な使用を含めることとなった。 a. 「米の規格 (CXS 198-1995)」に、GSFA の FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」に記載されている食品添加物のうち担体 (carrier) のみ、栄養強化米への使用を認める食品添加物条項を導入する。 b. 必要に応じて、FC06.1 に記載されている食品添加物の規定を変更する。)
キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)、缶詰核果類の規格 (CXS 242-2003)、ジャム、ゼリー及びマーマレードの規格 (CXS 296-2009) の添加物条項の修正	第 55 回 CCFA において、ノルビキシンベースのアナトー抽出物に関する条項の修正、タートラジンに関する条項の改訂を反映し、缶詰核果類の規格 (CXS 242-2003)、ジャム、ゼリー及びマーマレードの規格 (CXS 296-2009) の添加物条項の改訂を行うことに合意した。また、キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981) 中の「パプリカのオレオレジン」という書きぶりを、「パプリカ抽出物」という書きぶりに修正することに合意した。
食塩規格の改定案	第 55 回 CCFA において、食塩規格 (CXS 150-1985) の卸売用食品の容器の表示規定及び分析・サンプリング方法の規定の改定案に合意。第 48 回総会に採択を諮ることとした。
既存のコーデックス文書の廃止	
GSFA の食品添加物条項	第 55 回 CCFA で合意された GFSA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い、関連する条項を廃止するもの。
作業中止	
GSFA の食品添加物条項案及び原案	第 55 回 CCFA で規格策定作業を中止することに合意された GFSA の食品添加物条項の案及び原案。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.3 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

2025 年 5 月に開催された第 44 回 CCMAS から提出されている文書¹²

事項	概要
最終採択	
分析法、分析法の性能規 準、サンプリングプラ	第 44 回 CCMAS は、魚類・水産製品部会 (CCFFP)、CCAFRICA、CCFA、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

¹² 第 118 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/118-2.pdf>

ン：分析・サンプリング 法規格（CXS 234-1999） への収載	等から提出された各種規格の分析法について、検討の結果、一部を除いて承認した。 また、ココア製品・チョコレート、魚・魚加工品、果物ジュース及び乳・乳製品の分析法の点検作業の結果、一部改訂に合意した。 分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。 なお、ホエイパウダー中の水分含有量の分析法について、長い議論があった。粉末乳製品中の水分含量の分析法について ISO 5537 IDF 26（87℃で乾燥）が Type I として承認されているが、本分析法は特殊な装置を要するため実行可能性が低いとの理由で、主に中南米の加盟国から別の分析法が必要との意見が出ていた。第 42 回 CCMAS（2023 年）において、ラテンアメリカ諸国は対案として分析法（CXS 234 Appendix XI に記載されている方法で 102℃で乾燥。以下「102℃法」という。）を提案し、粉乳や粉末クリームについては Type IV 分析法として承認された。一方、ホエイパウダーの場合、ラクトースを多く含んでいること、ラクトースは分子内に結合水を持っており 102℃で乾燥すると結合水が失われること、規格上ラクトースの結合水は結合した状態で水分含量を測定することとなっていることから、ただちに承認せず、本分析法をホエイパウダーに適用可能かどうかについてデータを示すことが求められた。 ホエイパウダー中の水分含量決定法の適用に関して、データに基づき第 43 回 CCMAS 会合以降有志（オーストラリア、ブラジル、EU、ウルグアイ、国際酪農連盟（IDF））で議論したが合意には至らず、Type I 分析法は ISO 5537 IDF 26 であるということについては異論がないところ、102℃法を Type IV 分析法として収載するかどうか論点となった。 第 44 回 CCMAS（2025 年）では、我が国から 102℃法をスクリーニングとして使用することを認める脚注を入れればよいのではないかと提案する等、双方の妥協点を探る長い議論があった。最終的に、「ISO 5537 IDF 26 の実施に必要な機器の入手可能性や校正のため、102℃法を Type IV とする。分析結果に基づく係争が発生した際には Type I 分析法を用いる。102℃法は精確さに劣り、特にホエイパウダーのようにラクトースを多く含む品目の場合、ISO 5537 IDF 26 と結果が
---	---

	一致しない可能性がある」との脚注をつけた上で 102℃法を Type IV として承認することとなり、本脚注を含めた修正を第 48 回総会に諮ることとなった。
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への附属書の収載	第 42 回 CCMAS（2023 年）では、窒素含有量からたんぱく質含有量を求めるための窒素換算係数の記載方法（CXS 234 に記載するか、元の規格に記載するのか）について、チリとブラジルが討議文書を作成して検討することになった。 第 43 回 CCMAS（2024 年）では、窒素換算係数を CXS 234 の附属書に収載することとし、総会に採択を諮ることに合意した。また関連の部会に、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告した。 第 47 回総会（2024 年）では、個別食品規格にある係数との一貫性を持ち、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）からの提言を考慮して再検討した上で、修正した附属書を次回以降の総会に再提出するよう求められた。これを踏まえ、第 44 回 CCMAS（2025 年）において検討・再整理し、CXS 234 の付録に入れるため、第 48 回総会に諮ることとなった。
既存のコーデックス文書の廃止	
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析法	魚類・水産製品の分析法、特殊用途食品の分析法、食物繊維に係る分析法、果物ジュースの分析法について、点検の結果、一部を廃止するもの。

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.4 食品汚染物質部会（CCCF）

2025 年 6 月に開催された第 18 回 CCCF から提出されている文書¹³

事項	概要
最終採択	
乾燥樹皮からなるスパイス類の最大基準値（ML）として 2.5 mg/kg を CXS 193-1995 において設定する件（ステップ 8）	鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための作業。第 13 回 CCCF（2019 年）で作業開始に合意し、第 42 回総会（2019 年）で承認された（ステップ 1）。 第 17 回 CCCF（2024 年）では、料理用ハーブ類及びスパイス類について検討され、料理用ハーブ類及びスパイ

¹³ 第 118 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/118-2.pdf>

	ス類のうち、乾燥仮種皮、乾燥種子（セロリ種子除く）、乾燥花部、乾燥果実及びベリー類（華北山椒、スターアニス、パプリカ、スマック除く）、乾燥根茎及び根、乾燥セロリ種子、乾燥華北山椒及びスターアニス、乾燥パプリカ及びスマックにおける ML 設定の議論が終了し、第 47 回総会（2024 年）においてステップ 5/8 で最終採択された。一方、乾燥樹皮からなるスパイス類については、ML 原案（2.5 mg/kg）がステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする電子的作業部会（EWG）で議論を継続することとなった。 EWG では、2024 年の JECFA によるデータ募集後に提出されたデータとそれ以前の GEMS/Food データベース（地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム）より入手できたデータ（旧データ）を比較し、旧データの鉛濃度が不純物の混入（食品偽装）によることを示す根拠がなかったことを確認した上で、乾燥樹皮からなるスパイス類に対して 3.0 mg/kg を勧告した。 第 18 回 CCCF（2025 年）においては、EWG より提案された新たな ML 原案について、EU からグローバルデータセットを 5 つの地域に分割し、一部の地域のデータのみに基づいていることが指摘され、地域差も考慮しつつ、ML の設定にはグローバルデータセットを使用することの重要性が強調された。議論の結果、第 47 回総会（2024 年）においてステップ 5 で予備採択された乾燥樹皮からなるスパイス類の ML（2.5 mg/kg）が概ね支持され、これをステップ 8 で第 48 回総会に最終採択を諮ることで合意した。 インド及び中国は、地域別のデータセットの違反率が 5%を超えない水準として提案された 3.0 mg/kg を支持するとして、留保を表明した。
乾燥料理用ハーブの ML として 2.5 mg/kg を CXS193-1995 において設定する件（ステップ 5/8）	第 17 回 CCCF（2024 年）における議論の後の第 47 回総会においては乾燥料理用ハーブ類については、ML 原案（2.5 mg/kg）がステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする EWG で議論を継続することとなった。 EWG では、2024 年の JECFA によるデータ募集後に提出されたデータとそれ以前の GEMS/Food データベースより入手できたデータ（旧データ）を比較し、旧データの鉛濃度が不純物の混入（食品偽装）によることを示す根拠

	がなかったことを確認した上で、乾燥ハーブ類に対して 2.0 mg/kg を勧告するとともに、料理用ハーブについて、乾燥品から生鮮品へ ML を外挿する必要性はなく、関連の注釈を削除することが提案された。 第 18 回 CCCF (2025 年) では、EWG より勧告された新たな ML 原案の 2.0 mg/kg は、第 47 回総会 (2024 年) においてステップ 5 で予備採択された ML 案 (2.5 mg/kg) と異なることから、予備採択された ML 案に関する作業を中止とした上で、ステップ 5/8 で第 48 回総会に最終採択を諮ることで合意した。一方、インドは、一部の品目においてデータポイント数が不足していること、中国は、前回会合での一般的な支持と先進国からの新たなデータを根拠に 2.5 mg/kg を支持することから、留保を表明した。
落花生中のアフラトキシン類汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) の改訂 (ステップ 5/8)	第 16 回 CCCF (2023 年) では、汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業の結果、本実施規範 (CXC 55-2004) の改訂の可能性についてレビューを行うことになった。 第 17 回 CCCF (2024 年) では、ブラジルを議長とする作業部会から、本実施規範の改訂を支持する新たな措置や実践が特定されたことについて説明があり、議論の結果、作業開始に合意した。その後、第 47 回総会において、作業開始が承認された (ステップ 1)。 その後、ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG に我が国も参加し、関連する実施規範や食品規格との整合性の確保や我が国の食品事業者で導入済みの近赤外線選別によるアフラトキシン汚染粒の除去技術について情報提供し、改訂原案作成に貢献した。 第 18 回 CCCF (2025 年) では、会合前日の物理的作業部会 (PWG) での修正を反映した実施規範の改訂原案の修正案が示され、議論の結果、さらに修正した改訂原案を第 48 回総会に送付し、ステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (CXS 193-1995、GSCTFF) の附属書 X の形式的修正 (核又は放射線事故後に汚染され	第 18 回 CCCF (2025 年) において、GSCTFF の附属書 X に記載されている以下の古い記載を削除することに合意した。 Significant improvements in the assessment of radiation doses resulting from the human intake of radioactive substances have become available since the guideline levels were issued by the

た食品中の放射性核種のガイドライン水準に関する科学的正当性)	Codex Alimentarius Commission in 1989 (CXG 5-1989).
CXS 193-1995 (GSCTFF) への海洋生物毒素の ML 追加	第 18 回 CCCF (2025 年) において、カナダは、活及び生鮮二枚貝の規格 (CXS 292-2008) のセクション 1.5 にのみ記載されているサキシトキシン群、オカダ酸群、ドウモイ酸群、プレベトキシン群、アザスピロ酸群の ML をどのように GSCTFF に反映できるかについて、コーデックス事務局に説明を求めた。 コーデックス事務局は、CCCF は CXS 292-2008 に加えて GSCTFF にこれらの ML を転載し、その旨を総会に報告することをコーデックス事務局に要請することが可能であると説明した。CCCF は、そのような対応を行うことについて合意した。
作業中止	
乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML を 2.5 mg/kg とする件	上述のとおり、第 47 回総会において、乾燥料理用ハーブ類については、ML 原案 (2.5 mg/kg) がステップ 5 で予備採択されたが、その後に設置された EWG では、2.0 mg/kg が新たに提案され、第 18 回 CCCF で支持されたことから、当初の 2.5 mg/kg を前提とした作業は中止されることとなった。
直接消費用落花生 (RTE 落花生) 中の総アフラトキシン量の ML 及び関連するサンプリングプランに係る作業の中止	第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF (2021 年) では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、第 16 回 CCCF (2023 年) で直接消費用 (RTE) 落花生の定義が決まっていないことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明。第 17 回 CCCF (2024 年) においては、WHO 代表より GEMS/Food に提出された既存データの 80%以上が RTE か加工向け (FFP) かの分類ができず「不明」であり、特に「生落花生」として登録された既存データについて識別が困難であることが指摘された。議論の結果、RTE 落花生の定義を GSCTFF 中の RTE 木の実に関する既存の定義を適用することに合意し、インドを議長、米国を共同議長とする EWG において ML 原

	案及びサンプリングプランの策定について検討を行うこととなった。EWG では、JECFA 事務局に対して、生落花生について RTE か FFP かを特定できるガイダンスとともにデータ募集を行うよう要請するとともに、GEMS/Food 管理者に対し既存データの提出者へ提出されたデータが RTE と FFP のいずれかであるか確認するよう要請することで合意した。 第 18 回 CCCF では、インドは、GEMS/Food によって EWG に提出されたデータは 7 カ国分のみであり、これは落花生の生産量上位 10 カ国のうち 3 カ国しか網羅していないため、地理的代表性が不十分ではあるが、ブラジル、インド、タイ、米国の 4 カ国の平均値に基づき、インドは RTE 落花生の ML を 10 µg/kg に設定することを提案した。しかし、各国からは、①ML 設定に当たり評価されたデータが古く不十分であること、②ML の導出方法が通常と異なる方法であったこと、③ML を 10 µg/kg に設定した場合、15 µg/kg (FFP (加工向け) 落花生の ML) と比較して違反率は高くなる一方で公衆衛生上の更なる便益が期待されないこと等から、懸念の声が表明された。CCCF 議長は議論を中断し、JECFA に近年提出されたデータを含む全てのデータの再解析を行い、RTE 落花生における ML 設定の実現可能性を検討するよう要請することを提案した。しかし、本提案を支持するメンバーは限定的であり、本議題については長期間議論されているにもかかわらず進展が見られないことから、複数の国から作業中止の提案がなされた。また、これらの国は、まず現在改訂中の「落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004)」の作業を完了し、実施規範を実行した上で、本議題に関する新規作業を検討できると提案した。 以上の議論を踏まえ、CCCF は、RTE 落花生における ML に関する作業を中止し、その旨を第 48 回総会に通知することで合意した。
--	--

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.5 残留農薬部会（CCPR）

2025 年 9 月に開催された第 56 回 CCPR から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 (ステップ 5/8)	食品又は飼料中の農薬について、第 56 回 CCPR で 29 農薬の MRL 原案についてステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 EU、スイス、コロンビアが一部留保した。
長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定 (ステップ 8)	第 51 回 CCPR (2019 年) では、インドとアルゼンチンから、残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質 (CRM) は、有効期限が切れると使用することができず、特に途上国では新たに CRM を入手するのは困難であることや、適切に保管されていれば、有効期限を過ぎても CRM の純度等に大きな変化がないことから、長期保存された CRM を含む標準物質の有効活用に関するガイダンス作成が提案された。CRM ではない標準物質を対象とする等の修正を経て、第 54 回 CCPR で新規作業の開始に合意し、第 46 回総会で承認された。 第 55 回 CCPR では、総会に予備採択を諮ること、また、本ガイドライン案の範囲を標準物質の混合溶液も含むよう拡張することを総会に報告することに合意した。第 47 回総会で予備採択された。第 56 回 CCPR において、EWG (議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン、シンガポール) からの、拡張した範囲の規定も含め検討がなされ、会期中作業部会を経て、総会に最終採択に諮ることに合意した。
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) における脂肪の定義の修正	第 45 回総会 (2022 年) における採択内容 (農薬及び動物用医薬品の残留物に関し、動物由来の食用組織 (脂肪を含む) の定義を調和させるための技術的な修正) との整合を図るため、CCPR における「脂肪」の記載にいくつかの誤り (欠落) を修正するもの。
既存のコーデックス文書の廃止	
廃止が提案された CXL	食品又は飼料中の農薬について、第 56 回 CCPR での合意に基づき既存の 30 農薬に関する CXL を廃止するもの。

作業中止	
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	食品又は飼料中の農薬について、第 56 回 CCPR での合意に基づき 7 農薬の MRL 案の作業を中止するもの。
その他	
総会、FAO、WHO への要請事項	第 56 回 CCPR における CCPR と JMPR の手続強化に関する議論において、現行プロセスの中での改善に当たる短期的な取組の実施に関し、必要な資金・人員支援の仕組みが存在しないことを踏まえ、総会や FAO、WHO、その運営機関に対し、JMPR が MRL を科学的根拠に基づき効率的かつ適時に導出できるよう十分なリソースを確保することの重要性を改めて強調するよう要請した。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.6 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

今次総会では、2025 年 10 月に開催された第 8 回 CCSCH の関係文書は審議されない。

4.7 地域調整部会

ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

2024 年 7 月に開催された第 23 回 CCLAC から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
ルロ (ナランジラ) の地域規格 (ステップ 5/8)	第 22 回 CCFFV (2022 年) では、コロンビアの提案により、ルロの規格策定作業の開始に合意したが、第 45 回総会 (2022 年) での議論の結果、CCLAC の地域規格として作業を進めることになった。 第 23 回 CCLAC (2024 年 7 月) では、コロンビアを議長、メキシコを共同議長とする作業部会から提案された、規格の名称に英語名称の一つを追加することや生鮮果実・野菜規格のレイアウトを使用すること等に合意し、また、総会に最終採択を諮ること、食品添加物条項は CCFA に、表示条項は CCFL にそれぞれ承認を求めることに合意した。第 48 回 CCFL (2024 年 10 月)、第 55 回 CCFA (2025

	年 3 月) に関連条項の承認が完了したため、第 88 回執行委員会でクリティカルレビューが実施され、総会に最終採択を勧告した。
--	--

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

近東地域調整部会 (CCNE)

2025 年 9 月に開催された第 12 回 CCNE から提出されている文書

事項	概要
最終採択	
窒素換算係数の修正	第 12 回 CCNE は、第 48 回総会に対し、i) テヘナの近東地域規格 (CXS 259R-2007) に含まれている当該製品の窒素換算係数 5.71 を、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の窒素換算係数に関する附属書に含めるよう要請すること、ii) この変更に伴い、テヘナ地域規格に CXS 234 への相互参照を追加することを要請すること、iii) 第 48 回総会による採択後、ドゥーグ (Doogh) の近東地域規格 (CXS 332R-2018) の窒素換算係数を削除し、CXS 234 への相互参照に置き換える付随的修正を採択すること、を要請することに合意した。
CCNE の既存の 6 規格の卸売用食品の容器の表示条項の追記	第 44 回総会 (2021 年) から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第 12 回 CCNE で、既存の 6 規格の当該表示条項の追記案を総会に採択を諮るとともに CCFL に通知することとなった。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

仮議題 5. 新規作業提案

2025 年 1 月以降に開催された部会において、今次総会に、新規作業提案の承認 (ステップ 1) を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告 (クリティカルレビューの結果) を十分に考慮することとされている。

CCAFRICA、CCNASWP、CCFFV、CCFA から提出されている新規作業提案は、第 88 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果、総会に対し、承認を勧告した。

CCCF、CCPR、CCASIA、CCNE、CCSCH から提出されている新規作業提案は、第 89 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

現時点で以下の新規作業提案が提出されている。

事項	概要
CCAFRICA	
煮込み又は茹でた、塩漬け及び無塩の干し魚の地域規格（ステップ1）	第25回 CCAFRICA に、セネガルから「ketiakh」の地域規格策定作業提案から提出された。セネガルは、地域内外で広く生産・流通しており、規格化により製品の安全性と品質を確保し、域内貿易を促進することを目的としており、既に規格化されている魚類・水産製品とは製造方法が異なり、当該製品に適用できないと説明。コーデックス事務局は、地域規格とするか国際規格とするか慎重に検討すべきこと、CCFFP において既存規格の点検作業を実施中であり、本新規作業提案もこの文脈で検討可能であることを指摘したが、部会はアフリカ地域を対象にした地域規格として、CCAFRICA で作業を進めることに合意した。規格の名称はより一般的な名称とし、対象範囲を拡大することに合意した。 第48回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：セネガル、共同議長：ガンビア及びマリ）により規格原案の作成作業が行われる。 第88回執行委員会では、国際規格への変更の可能性、第87回執行委員会で議論した横断的アプローチの推奨との整合性、CCFFP との連携等に関し意見が出された。議論の結果、個別食品規格を策定する全ての部会に対し、最も適切なコーデックス文書を特定・勧告できるよう、規格策定においてより横断的なアプローチをとるとともに、新規作業提案においてコーデックスが取組むべき主要な問題と課題を明確に特定するよう要請した。また、地域規格の策定においては、作業の重複を避け、専門知識の有効活用を確保するため、地域調整部会とその他の関連部会との緊密な連携の重要性も確認した。
CCNASWP	
ガリップナッツの地域規格（ステ	第17回CCNASWPにパプアニューギニア(PNG)

ップ 1)	及びソロモン諸島から、ニュージーランド（NZ）の支援を受けて提案され、作業開始に合意した。 第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：PNG、共同議長：NZ、バヌアツ）により規格原案の作成作業が行われる。
ブレッドフルーツ粉の地域規格（ステップ 1）	第 17 回 CCNASWP にサモアから提出され、作業開始に合意した。 第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：サモア、共同議長：豪州、フィジー）により規格原案の作成作業が行われる。
CCFFV	
生鮮ターメリック（ステップ 1）	第 23 回 CCFFV にフィジーから提案され、作業開始に合意した。第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：フィジー、共同議長：中国、インド、ケニア）により規格原案の作成作業が行われる。
生鮮ブロッコリー（ステップ 1）	第 23 回 CCFFV にメキシコから提案され、作業開始に合意した。第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：フィジー、共同議長：中国、インド）により規格原案の作成作業が行われる。 第 88 回執行委員会では、それぞれ既に国際標準化機構（ISO）と国連欧州経済委員会（UNECE）で規格が定められていることから、コーデックスで新たに規格を策定することは重複やリソースの無駄ではないかとの懸念が示された。これに対し、コーデックスは食品の公正な貿易の確保のために、誰でもアクセスできる国際的な規格を提供しており、他機関の規格があってもコーデックスが独自に規格を策定する意義がある、ターメリックはコーデックスでは乾燥品の規格はあるが生鮮品の規格はまだ策定されていないとの意見も出された。コーデックス事務局から、コーデックスではニンニクのように乾燥品と生鮮品それぞれに個別の規格を策定してきた前例がある、必要に応じて UNECE 規格を参考にはあるが、CCFFV の委託事項が改訂され、UNECE への明確な言及は削除された、コーデックスにおける規格策定は加盟

	国主導で行われるため、他機関の規格と完全に整合させることは必ずしも現実的ではない、ターメリックについては、現時点でコーデックスにあるのは乾燥品の規格のみである、ブロッコリーについては、重複を避けつつ規格の一貫性を保つため、UNECE との継続的な連携が必要、とのコメントがあった。
CCFA	
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	第 55 回 CCFA で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの。
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 55 回 CCFA において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する作業（ステップ 2）
CCCF	
食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂	第 18 回 CCCF において、本実施規範（CXC 74-2014）の改訂作業の開始に合意。改訂では、はちみつに関する実施規範も扱う。 第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：トルコ、共同議長：英国、オランダ）により規格原案の作成作業が行われる。
乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B1 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）の改訂	第 18 回 CCCF において、本実施規範（CXC 45-1997）の改訂作業の開始に合意。改訂では、アフラトキシン B1 の新たな管理措置に、飼料作物、サイレージ、乾草、油糧種子、豆類・マメ科作物に関する措置が追加されるが、既存の文書との重複を避けることとなっている。 第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：カナダ、共同議長：サウジアラビア）により規格原案の作成作業が行われる。
食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定	第 18 回 CCCF において、食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の新規作業を開始すること、新規作業承認のため、第 48 回総会にプロジェクトドキュメントを送付することについて合意された。 第 48 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG（議長：中国、共同議長：サウジアラビア）により規格原案の作成作業が行われる。

CCPR	
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト	第 56 回 CCPR において提案された、2026 年に JMPR が評価（新規農薬、新規用途、定期的再評価）を行うべき農薬の優先リストの承認を諮るもの。
CCASIA	
海苔製品のアジア地域規格（CXS 323R-2017）の国際規格への変更	第 23 回 CCASIA に韓国から提案され、第 48 回総会に対し、合意されたプロジェクトドキュメントを送付するとともに、国際規格化の作業を進めるにあたり適切な部会を決定することや必要に応じて EWG の設置を要請することに合意した。 また、アジア地域加盟国からの要請を踏まえて、CCCF に対し、海苔製品を含めた海藻における重金属の ML を設定することを検討することを勧告することに合意した。
加盟国	
UAE：ラクダ乳規格	第 47 回総会は、UAE が関心国と提出したラクダ乳の規格策定に関する新規作業提案に関し、ラクダ乳に関する新規作業の必要性及び可能な範囲について加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことができるよう、UAE と乳・乳製品部会（CCMMP）のホスト国である NZ に対し、既存のコーデックス文書とのギャップ分析を実施し、新規作業提案をさらに検討するため、協力して作業を行うよう勧告した。 第 88 回執行委員会では、近東地域の執行委員会メンバー（イラン）のアドバイザーとして出席していた UAE から、NZ、国際酪農連盟（IDF）、コーデックス事務局と共同で、討議文書及びプロジェクトドキュメントの見直しとコーデックスの関連文書のギャップ分析を行ったこと等の説明があった。今次総会は、第 89 回執行委員会のクリティカルレビューの結果及び回付文書による意見照会のコメントを踏まえて、新規作業の承認について検討が行われる。
EU：新たな食料源と生産システム（NFPS）のリスク分析の原則	EU から、新規技術等の活用により新たに食用となったものなどの新興リスクに関する新規作業として、「新たな食料源と生産システム（NFPS）のリスク分析の原則」の策定が提案されており、その新

	規作業を開始するべきか、新規作業開始する場合どの部会ですべきか等が議論される予定である。 EU が提出しているプロジェクトドキュメント等においては、新たな食料（” new foods”）、新たな食料源（” new food sources”）、新たな食料生産システム（” new production systems”）等の用語の定義づけを行った上で、NFPS におけるリスク分析の 3 要素（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の原則について提示し、これらの原則の導入方法等を作成する作業提案がされている。
--	---

（対処方針）

- ・ 部会で作業開始に合意した事項であり、支持することとしたい。
 なお、CCASIA から提案されている新規作業について、作業を行う部会は CCFFP が最も適していると考えられるが、第 89 回執行委員会からの勧告や他国の意見も踏まえ、適宜対処したい。
- ・ UAE から提案されているラクダ乳規格の策定作業について、第 89 回執行委員会からの勧告や他国の意見も踏まえ、適宜対処したい。
- ・ EU から新規作業提案されている NFPS のリスク分析の原則に係る作業については、NFPS に対する国際的な関心が高まっており、本作業の必要性を含めコーデックス委員会において議論を行うことは有意義であることから、提案内容及び各国の意見をよく聴取しつつ、部会において既に提案されている NFPS に関係する作業との関連性にも留意し、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を踏まえて、適宜対処したい。また、本提案を議論する場については特段の提案がされていないが、仮に新規作業としてとりあげる場合は、可能な限りコーデックスの既存の枠組を柔軟に活用して行うことが望ましいとの立場で、適宜対処したい。

仮議題 6. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

コーデックス事務局から、誤記、誤訳、訂正の修正（editorial amendment）が行われた 5 規格及び 1 ガイドライン¹⁴について、また、コーデックス事務局が実施中のコーデックス規格と FAO 出版基準との整合作業の状況について、情報共有される。

（対処方針）

適宜対処したい。

¹⁴ 小麦及びデュラム小麦の規格（CXS 199-1995）、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）、非発酵性大豆製品の地域規格（CXS 322R-2015）、缶詰ラズベリーの規格（CXS 60-1981）、茹でた又は乾燥した塩漬けアンチョビの規格（CXS 236-2003）及び CCAFRICA 地域における調和のとれた食品安全に関する法制定に係るガイドライン（CXG 98-2022）

仮議題 7. コーデックス部会から総会への付託事項

仮議題 7.1. 一般問題部会・個別食品部会

キムチ規格 (CXS 223-2001) の修正提案

第 47 回総会 (2024 年) の合意事項を踏まえ、韓国が再度当該規格の修正提案を提出している。提案内容は、当該規格の「2.1 章 製品の定義」中のキムチ製造に使用する白菜の名称について、現在の貿易や科学的な文献において使用されている品種群と整合をとるため、また、食品及び飼料の分類 (CXA 4-1989) 中の品目コード (VB 0467) との一貫性を確保するため、「Chinese cabbage」に加え、「napa cabbage」及び「kimchi cabbage」を併記する等の修正を行うもの。

なお、当該修正内容の性質について、コーデックス事務局は、CCPFV (休会中) のホスト国である米国に相談し、「amendment」とみなされるとしている。今次総会は、第 89 回執行委員会のクリティカルレビューの結果及び回付文書による意見照会のコメントを踏まえて、修正案の検討が行われる。

(対処方針)

修正案に異論はないが、修正理由の一つとされている食品及び飼料の分類 (CXA 4-1989) 中の品目コードとの一貫性の確保について、コーデックス規格中で使用されている用語の整合は、それぞれの文書の目的や文脈を踏まえた慎重な対応が必要であり、特に個別食品規格においては、貿易や生産・消費の実態を十分に考慮し、用語の変更により混乱を招かないよう留意することが重要との立場で、執行委員会の勧告結果を踏まえ、適宜対処したい。

魚類・水産製品部会 (CCFFP) に関する事項

第 47 回総会において、CCFFP ホスト国であるノルウェーから、CCFFP を休会せずに活動中のままとすることが提案され、議論の結果、既存の規格の見直しや海藻に関する規格策定等の新規作業が提案される可能性があることから、CCFFP の休会を延期することに合意した。また、関心国はあらゆる新規作業提案を提出可能であることを確認した。

コーデックス事務局とノルウェーが、CCFFP の所管する魚類・水産製品に関する 24 規格 (うち 15 規格が 30 年以上前に策定されたもの) の様式を点検した結果、18 規格がコーデックス手順マニュアル 2.6 章「個別食品規格の様式」に整合していないことが確認された。特に「汚染物質」、「衛生」、「重量及び測定方法」、「分析・サンプリング法」の各条項において、形式や内容の不整合がみられた他、魚種の分類や最近策定されたコーデックス規格との関連性についても更新が必要な箇所があることが確認された。

今次総会では、これらの点検結果や、魚類・水産製品規格に関する一般問題部会からの技術的照会に対応する必要性を踏まえ、i) 魚類・水産製品規格の技術的レビューを実施し、更新箇所を提案するため、CCFFP を当面、working by correspondence で維持すること、ii) 質問票を通じて、加盟国及びオブザーバーにおける現行規格の利用状況や有用性を評価すること、iii) 技術的レビューにおいて、既存規格のうち「缶詰製品」が 6 規格、「急速冷凍製品」が 5 規格ある実態及び第 40 回総会 (2017 年) 及び第 45 回総会 (2022 年) の合意事項を踏まえ、将来的に必要なに応じて、これらのグループ規格の策定の可能性を検討すること、について、検討が行われる。

(対処方針)

CCFFP を当面 *working by correspondence* で維持することに異論はなく、また、必要に応じて古い規格を最新の状況にあわせて更新することも重要だが、第 23 回 CCASIA から今次総会に承認が諮られている海苔のアジア地域規格の国際規格への変更作業が CCFFP で実施される可能性や、*working by correspondence* という作業形態の性質を踏まえると、限られたリソースの中で作業の優先順位を明確化し、効率的に取り組むことが重要。その観点からも、技術的レビューを進めるにあたり、まず質問票により規格の利用状況を調査し、その回答結果を考慮して対応を検討することがのぞましいとの立場で、執行委員会の勧告結果を踏まえ、適宜対処したい。

残留農薬部会 (CCPR) と食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の合同 EWG

第 44 回総会 (2021 年) において設置された両部会の合同 EWG は、農薬及び動物用医薬品の双方に使用される物質の MRL の調和を目的としており、JECFA、JMPR 及びコーデックス事務局の支援により活動中。これまでに用語の定義、対象物質リスト、MRL の分析等を実施。

合同 EWG の議長 (米国) 及び共同議長 (ブラジル及びニュージーランド) は、作業の効率化を図るため、i) 合同 EWG のバーチャル会議を開催し、技術的な課題を議論し、ii) その後、CCPR と CCRVDF の合同バーチャル会合を開催し、総会への勧告を最終化すること、という二段階の戦略を提案している。今次総会は、この提案について、検討が行われる。

(対処方針)

支持することとしたい。

第 34 回一般原則部会 (CCGP) からの勧告事項 (資料未着)

- ・ CWBC の規準及び手続ガイドライン (3.4 章) の適用のレビューの議論において、第 48 回総会に対し、CWBC に作業を割り当てる際にタスクとタイムフレームの明確な説明を提供するよう、また、部会の会合において定足数が不足した場合の報告の透明性を注意喚起するよう勧告した。
- ・ バーチャル会議開催に関し、第 48 回総会に対し、手続マニュアルの改訂や解釈には複雑さや課題があることを認識しつつも、現在の手続や慣行の解釈の明確さと透明性を高める必要性をさらに検討するよう勧告した。
- ・ 執行委員会に対し、クリティカルレビューの過程で、手続マニュアル 2.1 章 Part7 (コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続指針) の適用状況をモニターし、必要に応じてこの問題を再度 CCGP で検討するよう要請した。第 88 回執行委員会はこの要請内容を確認した。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 7.2. 地域調整部会

第 25 回アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）（2025 年 1 月）、第 17 回北米・大洋州地域調整部会（CCNASWP）（2025 年 2 月）、第 23 回アジア地域調整部会（CCASIA）（2025 年 9 月）、第 12 回近東地域調整部会（CCNE）（2025 年 9 月）からの報告。

第 25 回 CCAFRICA において、当該地域あるいはその他の国際機関による当該地域に関する関心事項を共有する議題を次回会合から含めることに合意したことについて、第 88 回執行委員会は、他の地域調整国からの提案を踏まえ、第 48 回総会に対し、地域調整部会の議題に「地域・国際機関からの地域の関心事項」を含めることを勧告した。

（対処方針）

第 23 回 CCASIA については、議長を務めた日本から、部会での議論の状況や地域の関心事項について、適切に報告を行うこととしたい。

他部会の報告については、適宜聴取したい。

地域調整部会の議題については、戦略計画 2026-2031 の戦略目標 3（関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するための調和したアプローチを推進する）にも関連する内容であり、支持することとしたい。

仮議題 8. コーデックス戦略計画 2026-2031：モニタリングフレームワーク

（概要）

第 47 回総会（2024 年）において採択されたコーデックス戦略計画 2026-2031 について、執行委員会において、戦略計画の進捗状況を測定するためのモニタリングフレームワークの検討を引き続き行っている。

第 88 回執行委員会では、コーデックス事務局から、各成果に対する指標、根拠、検証手段、及びベースラインで構成されるフレームワーク案が示された。議論の結果、24 指標を 10 以上のデータソースを用いて定量的に、補完的なナラティブ（定性的説明）を組み合わせ、測定する内容に修正された。

第 89 回執行委員会では、加盟国・オブザーバーへの意見照会のコメントを踏まえて、さらに検討が行われる。今次総会では、第 89 回執行委員会の検討結果を踏まえて、モニタリングフレームワークの採択が行われる。

なお、モニタリングフレームワークは 2 年毎にレビューされるが、コーデックス事務局は、リソースが確保できれば、新技術（AI）を活用して最初のレビューを実施することを提案している。

（対処方針）

第 89 回執行委員会の検討結果を踏まえ、戦略計画 2026-2031 の進捗状況が適切に測定される内容となるよう適宜対処したい。また、定量的に測定指標の集計作業の効率化を図ることも重要であり、リソースが確保できる場合には、新技術を活用してレビューを実施することを支持することとしたい。

仮議題 9. コーデックスの予算及び財政に関する事項

資料未着。

コーデックス委員会の次期 2 年間（2026～2027 年）の予算案は、通常ならコーデックス事務局から第 47 回総会（2024 年）で提示されるところ、第 47 回総会で提示されなかったこと等から、執行委員会メンバーからの要請を踏まえて、第 88 回執行委員会において、例外的に議論されることになった。

コーデックス事務局長から、予算及び財政に関する最新情報が提供されるとともに、以下の説明があった。

- ・ 第 44 回 FAO 総会（2025 年 6～7 月）において様々な地域の加盟国からコーデックスに対する支持が表明された。加盟国に感謝。
- ・ 提供した最新情報は、要請された情報に対する最初の回答を提供することを目的としている。必要に応じてさらに説明を行う用意がある。
- ・ カナダ及び豪州からの追加提出による、食品・飼料分類と農薬の残留基準のデータベースの作業の支援に感謝。

この他、FAO から、第 44 回 FAO 総会において FAO 事務局長の提案予算案が承認され、本年 12 月の FAO 理事会において、予算の調整が行われる予定だが、調整の詳細はまだわからない旨、WHO から、現在 WHO 全体にわたる大規模な組織再編と予算削減が進められているが、コーデックスに関連する規範的作業は引き続き WHO の優先事項であり、WHO の中核機能に明確に組み込まれている、また、過去数年と同様に今後 2 年間（2026～2027 年）においても、食品安全と栄養に関する科学的助言提供作業は、引き続き任意提出に大きく依存する見込みである旨、説明があった。

議論の時間が十分確保できなかったこと等から、第 88 回執行委員会は、コーデックス事務局に対し、財政に関する作業文書は第 89 回執行委員会の遅くとも 2 か月前までには公表するとともに、追加資金の優先順位に関する最新情報や、加盟国から要請されたその他の関連情報を可能な限り含めるよう要請した。

（対処方針）

第 89 回執行委員会の検討結果を踏まえ、適宜対処したい。

仮議題 10. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO 及び WHO から、コーデックスの活動に関連する政策及び事項について報告される。聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 11. 議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出

（概要及び対処方針）

- ・ コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2 回まで再選可能。現在の議長（ケニア）及び 3 人の副議長（中国、サウジアラビア、トルコ）は今年の第 47 回総会で選出され、現在 1 期目であることから、立候補が可能。現在の議長及び副議長の再選を支持する方向で、適宜対処したい。

- ・ 執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は 1 期 2 年、1 回再選可能。カナダ（北米）、フィンランド（欧州）、イラン（近東）は、現在 2 期目 2 年目で任期満了のため当該地域は改選。コスタリカ（中南米・カリブ海）、インド（アジア）、モロッコ（アフリカ）は 1 期目 2 年目で再選可能。オーストラリア（南西太平洋）は、第 47 回総会において、当時地域代表国を務めていたバヌアツの政治体制に変更があったことから、バヌアツの残りの任期（第 48 回総会まで）の任期を務めることとなった。現在 1 期目のため、再選可能。各地域の立候補の表明状況等を踏まえ、適宜対処したい。

仮議題 12. 地域調整国の任命

地域調整国は、地域調整部会において次期地域調整国が指名され、総会において任命される。任期は 1 期 2 ～3 年程度、1 回再選可能。

現在日本はアジア地域調整国（1 期目）を務めており、第 23 回 CCASIA において次期の地域調整国に再指名された。また、第 25 回 CCAFRICA、第 17 回 CCNASWP、第 12 回 CCNE からは、それぞれガンビア（ウガンダは 2 期目のため任期満了）、クック諸島（フィジーは 2 期目のため任期満了）、オマーン（現在 1 期目）が指名されており、今次総会において任命される。

（対処方針）

アジア地域調整国については、日本が引き続き任命されるよう、適宜対処したい。

その他の地域調整国については、コンセンサスに従うこととしたい。

仮議題 13. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（ホスト国）を確認するもの。現在の議長を指名する権限を有する国を支持することとしたい。

仮議題 14. その他の作業

適宜対処したい。

仮議題 15. 報告書の採択

議論の内容を反映した適切な報告書となるよう対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 55 回食品衛生部会

日 時：(本会合及び報告書採択) 2025 年 12 月 15 日 (月) ～12 月 19 日 (金)
(物理的作業部会) 2025 年 12 月 14 日 (日)
場 所：ナッシュビル、テネシー州 (米国)

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO/WHO の作業から提起された事項
4	他の国際機関より提起された事項
5	食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023)
5. 1	付属文書 II: 魚及び水産製品の文書案 (ステップ 4)
5. 2	付属文書 IV: 目的に適した水の評価、安全管理、及び再利用のための水の回収・処理技術の文書案 (ステップ 4)
6	CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969)」の整合化
7	食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012) の改訂 (ステップ 4)
8	鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011) の改訂 (ステップ 4)
9	食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007) の改訂 (ステップ 4)
10	その他の事項及び今後の作業・ 新規作業提案/今後の作業計画
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 55 回食品衛生部会

日 時：(本会合及び報告書採択) 2025 年 12 月 15 日 (月) ～12 月 19 日 (金)

(物理的作業部会) 2025 年 12 月 14 日 (日)

場 所：ナッシュビル、テネシー州 (米国)

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局から説明が行われる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3 FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO/WHO の作業から提起された事項

CCFH において現在検討中の作業に関連した JEMRA の活動等が報告される。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 4 他の国際機関より提起された事項

適宜聴取したい。

仮議題 5 食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) (文書未達)

仮議題 5. 1 付属文書 II: 魚及び水産製品の文書案 (ステップ 4)

仮議題 5. 2 付属文書 IV: 目的に適した水の評価、安全管理、及び再利用のための水の回収・処理技術の文書案 (ステップ 4)

(経緯)

本議題は、第 51 回会合 (2019 年) で新規作業とすることが合意され、ガイドライン本体部分及び付属文書 I (生鮮農産物) は第 46 回総会 (2023 年)、付属文書 III (乳及び乳製品の生産) は第 47 回総会 (2024 年) において最終採択されている。

付属文書 II (魚及び水産製品) については、前回会合において、ステップ 2/3 へ差し戻し、特にセクション 2 (目的・範囲) 及びセクション 8 (目的に適した水の使用又は再使用に係る評価: water use or reuse fit-for-purpose assessment) に焦点を当てて再検討すること、並びに、目的に適した水に係る評価、安全管理、及び再利用のための水の回収・処

理技術に関する付属文書Ⅳを新たに設けることが合意された。本作業は、第 47 回総会で完了期限を次回会合（今次会合）まで延長することが承認されている。

前回国会後に開催された EU を議長（モロッコ、ホンジュラス、モーリタニア、インド及び IDF を共同議長）とする電子作業部会（EWG）において、議長らが作成した原案について二度にわたりコメントをする機会があり、現時点で未着であるが、その際提出されたコメントを踏まえて修正されたものが会議文書として回付される予定。また、本会合の直前（12 月 14 日）に物理的作業部会（PWG）が予定されている。

（対処方針）

作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、EWG では、目的に適した水として 3 つのカテゴリー（FFP1～FFP3）が新たに提案され、それぞれ具体例が示されるなど、分かりやすさにも配慮した内容となっている。引き続き、管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、各工程で必要とされる衛生管理レベルが確保され、活用しやすいガイドラインとなるよう適宜対処したい。

仮議題 6 CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）」の整合化（文書未達）

（経緯）

第 45 回総会（2022 年）で食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）が採択された際に、総会から CXC 1-1969 はコーデックスの食品衛生に関する文書の基本であり多くの文書に参照されていることから、CCFH に対して文書の整合化を図るよう要請があったもの。進め方については、前回国会において、以下の合意がされている。

- ① 整合化の作業に優先順位を付け、作業計画に組み込むこと。
- ② 整合化には、以下のようなハイブリッド・アプローチを採用すること。
 - ・ 技術的改訂が行われている、又は今後の作業計画に含まれる一部の文書を、関連の EWG において CXC 1-1969 と構造的に整合させ、また技術的内容も必要に応じて整合させる。これは関連の EWG の TOR にも反映されるべきである。
 - ・ 整合化を要する今後の作業計画の残りの文書（REP24/FH 付録Ⅶ参照）は、整合化 EWG において CXC 1-1969 と構造的に整合化させる。

その後、前回国会において設置の合意がなされた中国を議長（英国及び EU を共同議長）とする EWG において、付録Ⅶにリストされている文書のうち、「家畜牛の肉における無鉤条虫（*Taenia saginata*）の管理に関するガイドライン（CXG 85-2014）」、「イノシシ科動物の肉における *Trichinella* 属の管理に関するガイドライン（CXG 86-2015）」及び「食品由来寄生虫の管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 88-2016）」の 3 本の構造的整合化作業が開始され、議長らが作成した改訂案とともに、整合化作業に際して特定された課題に対し、コメントが求められた。今回国合では、提出されたコメントを踏まえて更新された整合化文書案、並びに、整合化作業において直面した課題や次の段階への勧告を含む報告が文書として回付される見込み。

(対処方針)

本作業が、優先順位を付けつつ、さらなる段階に進むよう適宜対処したい。

仮議題7 食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 79-2012)の改訂(ステップ4)(文書未達)

(経緯)

第51回会合(2019年)において、ノロウイルスに関する新たな情報等に基づき、本文書を改訂することが提案され、その後前回会合において、JEMRAが2023年9月に開催した専門家会議の概要報告等を踏まえて議論された結果、カナダを議長、オランダを共同議長とするEWGを設置し、本会合に向けて改訂原案を作成することが合意された。プロジェクトドキュメントでは、E型肝炎ウイルスも対象に加えること、対象食品に冷凍ベリー類や調理済み食品などを加え範囲を拡大すること、フードチェーンに沿った介入措置を見直すこと、食品中のウイルスの検出に関する情報の追加すること等が提案されている。前回会合後に開催されたEWGにおいて、議長らが作成した原案について二度にわたりコメントをする機会があり、その際提出されたコメントを踏まえて修正されたものが会議文書として回付される予定。

(対処方針)

作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、現時点で未着のJEMRAの報告書を得てから検討することが適当との立場を示すとともに、管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、活用しやすいガイドラインに更新されるべきであるとの立場で、適宜対処したい。

仮議題8 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011)の改訂(ステップ4)(文書未達)

(経緯)

第52回会合(2022年)において、「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン(CXG 78-2011)」の改訂に必要な関連情報の収集をJEMRAに要請した。これを受け、JEMRAからは、2023年3月に実施された家禽肉中のカンピロバクター属菌の管理に関する専門家会議の概要報告が公表された。また、2023年12月には、家禽肉中の非チフス性サルモネラの管理に関する専門家会議の最終報告書(MRA45)が公表され、前回会合において、米国を議長、豪州、ブラジル、デンマーク、ホンジュラス及びインドを共同議長とするEWGを設置し、本会合に向けて改訂原案を作成することが決定された。前回会合後に開催されたEWGにおいて、議長らが作成した原案について二度にわたりコメントをする機会があり、その際提出されたコメントを踏まえて修正されたものが会議文書として回付される予定。本会合の直前(12月14日)にPWGが予定されている。

(対処方針)

作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、同ガイドラインの更新は、カンピロバクター及びサルモネラの管理に有用な最新の知見が盛り込まれることが期待される。引き続き、管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、活用しやすいガイドラインに改訂されるべきであるとの立場で適宜対処したい。

仮議題 9 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007) 改訂 (ステップ 4) (文書未達)

(経緯)

第 50 回会合 (2020 年) において、「食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理に対する食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007)」の改訂を今後の作業計画一覧に掲載することが合意された。これを受けて、JEMRA が 2020、2022 及び 2023 年に開催され、最近のデータに基づき改めてリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価を実施した (2020 年の会議については最終報告書が、2022 及び 2023 年の会議については、概要報告のみが公表されている)。その後、前回会合において、米国を議長、カナダ、中国及びフランスを共同議長とする EWG を設置し、本会合に向けて改訂原案を作成することが決定された。前回会合後に開催された EWG において、議長らが作成した原案について二度にわたりコメントをする機会があり、その際提出されたコメントを踏まえて修正されたものが会議文書として回付される予定。

(対処方針)

作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、同ガイドラインの更新は、食品事業者による衛生管理の向上やより効率的な検査の実施、消費者の行動変容等を促し、国際的にリステリア食中毒の予防への貢献が期待される。管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、活用しやすいガイドラインに改訂されるべきであるとの立場で、適宜対処したい。

仮議題 10 その他の事項及び今後の作業・新規作業提案/今後の作業計画

適宜対処したい。

仮議題 11 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう対処したい。

(以上)